

「庶出ノ天皇」・「女帝否認」

—明治皇室典範の（あるいは、日本『近代化』に関する）小さな研究—*

奥平康弘

はじめに

一、本稿で私は、日本国憲法が設定した天皇制を明らかにする前提作業として、ひとまず明治皇室典範の、たぶん中核部分をなすといつていい皇位継承について、その若干のことを考察しようと思う。

なぜ私がこうした問題を取扱う気になっているのか。こうである。天皇制は、日本国憲法により設定された制度であるのに、その憲法そのものが基礎とする権利保障体系と民主主義的（国民主権的）原理、すなわち憲法本体とは、十分に接合しえない因子を含んでおり、その意味で、いうならばそれは、それ自体が矛盾態であるという認識が、私には前提としてある。もちろんこれに対して、いや天皇制（そのありよう）は、本体としての憲法体系とはちつとも矛盾していない、と論ずる立場があるだろう。しかしながらこうした立場は、私からみれば、矛盾態がもたらす個別の矛盾現象にあれやこれやのつじつ

ま合わせを施すことによって、なんとか取り繕い、なんとか矛盾の最小限度化をはかっているに過ぎないのであって、そもそも天皇制が、矛盾態であることを解消し得ているわけではない。

へ日本国憲法が設定した制度は、どんな制度をとつても、それは所詮、政治的な妥協の産物であつて、したがつて矛盾態でないものはない。天皇制だけが矛盾態であるわけではなからう、とする開き直りの議論もあり得るだろう。けれども私には、天皇制が憲法上矛盾態であるということの意味または性格は、憲法上の他の制度（たとえば、司法審査制・憲法八一条、二院制・憲法四二条）が抱えている問題性の意味あるいは性格とは基本的、異なるものがある、と思われる。後者は、憲法諸条項および憲法体系に照らし、終局的にはそれ相応に問題解決に達し得るということを前提として、法理的に論じることが出来るものとして在る。これに反し、前者、すなわち天皇制のばあいには、当該矛盾現象に対応する憲法原理が不在（あるいは、あとで説明するように、一義的に認識あるいは解釈することが不可能）であるために、矛盾現象へのアプローチはいきおい、原理を踏まえた理論的なそれではなくて、原理原則を棚に上げたうでの、いわゆるモウドス・ヴィヴェンデイ (modus vivendi) にならざるをえないのである。

モウドス・ヴィヴェンデイといえば、早い話、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」（憲法一条）とし、「皇位は、世襲のもの」（憲法二条）といった形で、明治憲法の天皇制を存続させた日本国憲法の実定諸規定そのものが、モウドス・ヴィヴェンデイの所産であつた。そうだから、こうした制度を運用するにつれて出てくる個別の矛盾現象もまた、モウドス・ヴィヴェンデイで処理する以外に手は無いのである。

憲法制度としての天皇制のこういつた側面は、憲法学を専攻する私にとって、かねてから気になる素材であつた。天皇に関する憲法問題について、多少発言してきたが、^①そのときの私のスタンスは、政治的な妥協の産物である天皇制が、日本国憲法の本体部分に侵害的な影響を及ぼす恐れのある運用に傾きそうな状況に対して、その都度異議申し立てをおこない、そ

のことにより市民の権利保障体系と民主主義を確保しようとすることにあつた。侵害排除的、防禦的なスタンスである。ところが、本稿で私が焦点を合わせてみようというのは、これと少しちがう。天皇制がもたらす政治・社会的な効果いかんということを問題にするのではなくて、ともかくも天皇制の中身にせまつて、それに若干の歴史的な考察を加えたうえで、法理論上の——ここでは、法解釈学上の、——という意味になるが——評価を試みる前提作業をしてみようというのである。

私が考察したい対象はふたつあつて、それは皇位の継承と皇位の辞任（天皇の退位）である。このうち、前者は、たまたま昨今、全国的な規模で興味を中心的なトピックになった「雅子さまご懐妊」にちなんで出てきた「女帝」論と、大いに関連する。皇位継承に関する現行皇室典範には、「皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」（第一条）とあり、女性を排斥しているが、昨今ちまたで伝えられたところによれば、この部分の規定を改正して、「女帝」可能性を切り開く立法論を、支配体制側は検討中であるとか、あるいは、その検討を——「敬宮愛子内親王ご誕生」後の情勢をにらみ合わせて——先送りにしたらしいとかいった種類の情報である。皇室典範に関するこうした修正論は、それ自体としては立法政策問題であつて、憲法研究者の出る幕ではないと言え言えそうである。けれども、この種の立法論とは別に、実は「女帝」排斥の皇室典範第一条は、憲法違反であつて法理論上効力を持たず、即刻改正されねばならないとする憲法解釈があり、これはこれで女帝容認に向かう立法論にとつて追い風効果を——客観的に——はらんでいる。このほうは憲法論であつて単なる立法論ではないのだから私のような憲法学界の片隅にいる者にとつては、どうでもいい議論として見過ごしてしまふわけにはいかない。しかも、「男系の男子」に固執する皇室典範第一条違憲論は——フェミニズムの浸透という、それ自体正当な思想潮流に照らしていえば、当然のことながら——私の印象では、憲法学界において支持者が増大しつつあるのが現状である。要するに、違憲論は、目下のところ天を衝く勢いといえないにしても、無視も軽視もできない程度に人気上昇中である。これが現在の法解釈論状況である。私としては、ここ、天皇制に関わる領域において「人権」保障理念にもとづき違憲論を説くということ

は、一体全体いかなることなのだろうか、と考えさせられざるをえない。この種の「多かれ少なかれ新しさ」ともなつて現れつつある「違憲論に当面して、私のように老いゆく者としては、あらためて、憲法とはなにか、憲法を解釈することとは、どういうことなのか」などと、思わすらう問題局面が少なくない。本稿においては、そういったことどもを考へる基礎固めをしてみたい。

私は女帝論が絡む皇位継承問題のほかにもうひとつ、「天皇の退位」問題をも抱えているというのは既述したが、この第二のテーマは、雑誌掲載上の都合もあつて、今回は、本稿には登載しない。続篇として近いうちに、独立論稿として登場するであろう。

二、日本国憲法第二条は「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」とし、これを受けた皇室典範第一条には「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」とある。さらに皇室典範では、その第二条ないし第四条において、継承の順序、順序の変更および即位というように、皇位継承に関する事項が定められている。

こういった諸規定は、明文規定こそないものの、旧憲法および旧皇室典範によって織り成されていた旧来の皇位継承法体系との連繫を前提として作成されており、こうした歴史的な沿革を理解するの⁽²⁾でなければ、それらの意味を捕捉することはできないだろう。

一九四七年、すなわち、この領域における新・旧法体系の変革が生じつつあつた時点で、このことを「解説」した短文のなかで、宮澤俊義は、「新皇室典範の規定を舊典範にくらべると、次のような點が目につく。」と述べ、第一に「皇位継承に関する規定はだいたい變りはない。」と記している。このことを敷衍した形で最初に書いているのは、「萬世一系」という

言葉は、明治憲法第一條、その上論、舊典範上論などで使われたが、新憲法には全く出て来ない。新典範にも出て来ない。しかし、その原則は少しも變つたわけではない。⁽³⁾ という解釈であった。

本稿で私が対象とするのは、新憲法および新皇室典範が構成する新皇位繼承法の一角にある論点であるのだが、いま紹介したような新・旧の強い繋がりがあることを背景におくと、私の考察はひとまず、旧皇位繼承法とはどのようなものであったのかという点での歴史的な分析から始めるほかあるまい、ということになる。もともと、私の主要関心事項は、すでに断りしたように、「女帝」排除を帰結する男系男子のみの皇位繼承と皇位の生前讓渡（天皇の退位）を禁止する建前、この二点に限定されており、いきおい、これと関わらない皇位繼承は、考察のそとにおかれる（もともと、既述のように本稿では第二テーマは割愛される）。なお、以下概観する歴史事情については、「明治典憲体制の成立」舞台劇において抜群の影響をもつて活動した井上毅が保存した文書（国学院大学「悟陰文庫」）を有効に活かしておこなわれた、数多くの研究があるのであって、本稿において私がなすことは、こうした先学の歴史研究を単に準えるだけである。私の意図は、既存の研究蓄積から得た知見を、私の論述のために役立てたい、という点にある。私の興味は、史実の究明というよりは、その解釈可能性の追求に在る。

※ 一九九九年四月から二〇〇二年三月までの丸三年を、神奈川大学短期大学部特任教授として勤務させていただいた。本稿は、退職に当たり、勤務期間中忝うしたかずかずの恩誼に感謝する意の一端を現わすべく、書かれる。

本稿タイトルに出てくる「庶出ノ天皇」ということばは、「不敬」であるとか「品格を欠く」とかの譏りを招来するかもしれない。けれども、このことば自体は「庶出ノ皇族」などととも「井上毅や柳原前光など法制官僚が日常用語的に用いていたものであり、かつ皇室典範義解という公式の釈義書のなかにも登場する文言であることを、あえて指摘しておく（実際のところ、旧皇室典範が「嫡子孫」

とともに「庶子孫」を公式に語っている以上、こうした用語法は不可避でさえあったのでもある。

本稿で引用する文書は、原則として旧漢字・旧かなをそのまま活かして再現される。旧漢字のうちとくに読解困難なものには、読みあえるいは解をルビで付してある。

(1) たとえば、「論争研究・天皇制―佐々木・和辻両博士の国体論争」、(法学セミナー増刊『現代天皇制』、一九七七年、一一四頁以下)「日本国憲法と『内なる天皇制』」(『世界』一九八九年一月号、岩波新書編集部編『昭和の終焉』、岩波書店、一九九〇年、一頁以下)、「序論 いま、天皇制を問いつづける意味」(横田耕一、江橋崇編『象徴天皇制の構造』日本評論社、一九九〇年、一頁以下)、「天皇退位論のためのひとつの覚書」(『法律時報』一九九〇年六月号、三四頁以下)、「天皇のなし得る行為」(『世界』一九九二年一〇月号、二四頁以下)、「天皇制の現在と未来」(『ジュリスト』二〇〇二年五月一一二五号、一一六頁以下)など。なお「性差別と天皇制とを問題にする視点」(『法学セミナー』三七八号三頁以下、一九八五年)は、水田珠枝氏の、ある種のフェミニスト的な天皇制論に触発されて書かれたものであつて、この拙論に対し水田氏から反論があつた。そのこともあつて、学界一部では「水田・奥平論争」なるものがあつたことになつている(例、植野妙実子「女性天皇問題」(『論争憲法問題』、日本評論社、一九九四年、四九頁以下)。けれども、私自身が水田氏の反論に再反論する意欲のないまま議論は立ち消えになつたので、両者のあいだに「論争」が成立したとは、思っていない(両者の立場のちがいは、現今いわゆるフェミニストのあいだ聞かされている「雅子さまご結婚」の評価・「女性天皇」問題へと引き継がれている)。

(2) もっとも、日本国憲法における天皇制は、いかなる歴史的な遺制とも無関係に、そのいつさいが実定日本国憲法(およびそのもとで制定された実定諸法令)によつて創設されたのだとする解釈論が有力である。戦前的な天皇制とのつながり(あえてことは強めていえば、くされ縁)を可能的に排除し、日本国憲法にのみ適合的な新しい天皇制を作り上げるべきだという、論者らの意図を、私は了とする。けれども、私は、創設説は―残念ながら―成立する余地がないと思う。いまは多くを言うまい。早い話、日本国憲法第一条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国統治の象徴であつて」と定めているものの、憲法自体はこうした「象徴」的地位にある「天皇」は、誰であり、それをそう定めるのは、どんな手続で、誰がするのかと、いうことがらをいつさい語っていない。そして、実際には、明治憲法・旧皇室典範にもとづいて「天皇」であつた「祐仁」氏がまったく暗黙のうち、第一条でいわゆる「天皇」の地位を―なんら特別な手続を経るこ

ともなく—そのまま引き継いだのである。この事情は、創設説によっては、うまく説明できないであろう（明治憲法・旧皇室典範にあっては、そのもとで「天皇」に就任した明治天皇は自らが憲法を制定公布したことによって、「天皇」たる地位を再確認した。すなわち、明治天皇は明治憲法・旧皇室典範によつてはじめて、「天皇」になったわけではない。憲法第一条は「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と宣言することにより、「萬世一系」に連なる—と称せられる—明治天皇が「天皇」であることを、明文的にも明らかにしている。これらの点で、明治憲法と日本国憲法とは基本的に性格を異にしているのである。ちなみに、たとえば、元老院のいわゆる国憲按第一次案にあつては、一方で「日本帝国ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ治ム」（第一篇・第一章・第一条）と定めて、天皇の特定化をはかるとともに、他方「現今、統御スル皇帝ノ子孫タル可キ者：云々」とすることはを媒介にしつつ、「現今統御スル皇帝」としての明治天皇の存在を示唆している。日本国憲法のばあい、この種の規定、すなわち一九四六年一月三日に公布された時点までのあいだ現に日本国を統治してき天皇陛下裕仁が、新憲法第一条でいわゆる「天皇」に就任するむねの規定、を欠いているのである。これは日本国憲法の不備である、と論難するつもりで指摘しているのではない。創設説ではうまく説明し得ない「旧天皇帝の居直り」があるのみあるほかならうということ、この点でいささかグルミーな「遺産」をわれわれは抱え持っているということ、を示唆したく思うだけである。

(3) 宮澤俊義「皇室典範と皇室経済法」(『新憲法関係法令の解説』(二))『国家学会雑誌』六一卷二号六一頁、一九四七年、傍点—引用者。

第一章 舞台の設定

皇位に関する諸規定―研究素材

まず、旧皇位継承法を支えていた実定法規の主要部分を抜き出してみる。憲法典レベルには、その第一条「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」および第二条「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス」とある。これと独立併存して皇室典範レベルでは、第一条「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」に続いて、第二条「皇位ハ皇長子ニ傳フ」とあり、以下、継承順位に関する定めが第九条までである。それらによって、男統（男系・男子）主義、長子主義、直系主義、嫡出優先（庶子後劣）主義が宣言され、さらに皇兄弟、その子孫、皇伯叔父、その子孫、それ以外の最近親の皇族へと、継承順位が展開しており、さいごの第九条で、特別な事情による継承順位の変更手続きが定められている。新典範では、即位に関する規定が第一章・皇位継承の最後（第四条）に配されているのと対照的に、旧典範では、即位関係は「第一章 皇位継承」とは別建てで設けられていて、それは「第二章 践祚即位」のなかに収められている。ここでは、第十条「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」にはじまり、第十一条で「即位ノ禮及大嘗祭」が、そして第十二条で一世一代の「元號」制が、それぞれ定められている。

皇位継承法がこのように実定化された背景には、どんな過程があったのであろうか。これを急いで垣間見てみよう。大政奉還、廃藩置県など、大規模な政治改革をつぎつぎこなしてゆくとともに、新政治勢力としての明治初期有司たちは、近代的な意味での憲法体系の編成・確立を明確に企図することなしに、必要なかぎり新しい施策を以て旧統治体系のあれやこれやを補完するという事実の積み重ねによって、差し当たり切り抜けてきた。明治政権が近代化を志向して憲典体系作りの

必要性に気づきはじめるについては、よく知られているように、少なくとも次の二つの動機が挙げられる。第一、幕藩体制下に締結したいわゆる安政の不平等条約からの脱却を図るための必要条件として、憲法典制定により国家の近代化を図るというアピアレンス（体裁Ⅱ外觀）を西欧諸国に示すことが、不可欠であるとみだ対外的な判断と、第二、一八七三・四年からはじまる、国会開設・憲法制定要求など掲げて広く展開した自由民権運動になんらかの仕方で対応することがせまられていたという対内的な考慮、このふたつの要因が強くはたらいた。⁽¹⁾こうして、一八八一年（明治一四）一〇月、いわゆる「明治一四年の政変」があつて、来るべき一八八〇年（明治一三）を期して国会を開設するむねの詔書が発せられた。ここから、政府主流による憲法体系づくりが本格化することになるのであつた。

もつとも、これより先、広くいつて明治政府のわく組みのなかでの、左院および元老院による国憲編纂事業への取り組みがあつた。こうした前史を無視してはならないだろう。とくに一八七五年（明治八）設立された元老院は「我建国ノ体ニ基キ広く海外各国ノ成法ヲ斟酌シテ以テ国憲ヲ定メントス」とする「国憲基礎勅語」⁽²⁾（一八七六年（明治九）九月七日）を受けて、懸案の国憲編纂作業に入つていたのであつた。

元老院「日本国憲按」

下準備があつたからであろうか、早くも同年、一八七六年一〇月、元老院「日本国憲按」という名で知られるようになる文書の第一次草案が出されている。以下には本論文の主題（皇位継承のありよう）に即してのみ、取り急ぎ紹介しておきたい。ただし、世に伝えられる元老院第一次草案なるものには、管見に属するかぎり二種類あつて、このふたつの文書の関連がいかにあるかについて、私はいまだ、専門史家による十分な検討に接することができないままである。やむを得ず、両草案を並記するという方法を採用したい。

はじめに、梧陰文庫関係に見出される第一次草案「日本国憲按」⁽³⁾(明治九年一〇月)における関係法規である。まず「第一章 皇帝」の第一条が「日本帝国ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム」とあり、「第二章 帝位継承」の第一条には「現今統御スル皇帝ノ子孫タル可キ者ヲ以テ帝位継承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世傳ス」とし、つづく第二条では「継承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ可シ尊系ハ卑系ニ先チ同系ニ於テハ親ハ疎ニ先チ同族ニ於テハ男ハ女ニ先チ同類ニ於テハ長ハ少ニ先ツ」と定める。この第二条はその後段で「女帝」が容認されていることに関連して、第四条に「女主人テ嗣クトキハ其夫ハ決シテ帝国ノ政治ニ干與スルコト無カル可シ」とある。⁽⁴⁾

ここでは、嫡出・長子・尊系・近親の諸原則を掲げるとともに、女性天皇成立の余地を容認しているのが特徴的である。この案件にかんし、第二次案、第三次案と煮つめていってどこへ落ち着くかは、後述するところにゆずる。

さて、先に指摘したごとく、おなじ元老院「国憲按」第一次案として伝えられるものに、もうひとつのヴァージョンがある。慶応義塾図書館蔵のいわゆる「小田切本」である。この「日本国憲按舊案」は、「第一章 皇帝」第一条において「日本帝国ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム」と定めており、このかぎりで先に引用した規定と同一である。そしてまた、その「第二章 帝位継承」での第一条「現今統御スル皇帝ノ、子孫タル可キ者ヲ以テ、帝位継承ノ正統ノ裔トシテ、帝位ヲ世傳ス」とあるのも、前記引用部分と(句読点など除き、文章上は)異ならない。問題は、それにつづく第二条である。こちらにはこうある。「継承ノ順序ハ嫡長及入嗣ノ正序ニ由リテ、太子若クハ其男統ノ裔、入テ嗣ク太子男統ノ裔、缺クル時ハ太子ノ兄弟若クハ太子ノ兄弟ノ男統ノ裔ニ傳フ」(傍点―引用者)と定めていて、それ自体において先に引用した第二条とニュアンスの差がある。が、それとかかわって、もう一層注意に価するのは、このヴァージョンにあつては、いま引用した文章に直結して小文字により、次の文言が付記されている点である。「嫡出男統ノ裔缺クル時ハ庶出ノ子長幼ノ序ニ由テ入リテ嗣ク」とあるのがこれである。ここでは、「庶出ノ子」が皇位継承者となる可能性が開かれている。そして、このこと

に対応してであろう、先に第二条・第四条として引用した文章が前提とする「女帝」成立の可能性は切り棄てられているのである。

以上の引用からわかるように、元老院はその端緒段階（一八七六年（明治九）一〇月）において、「萬世一系ノ皇統」を謳いながら一方において原則として嫡出・男統・男子主義を踏まえたうえで「女帝」を補完的に容認する路線と、他方において男系・男子主義を首尾一貫し、したがって「女帝」否認を徹底させるとともに、「庶出ノ子」を補完的に容認する路線、このふたつの路線の択一を、自らの課題として設定したのであった。

天皇の世襲ぎ問題 ちようどこのころ憲法制定による近代化という大問題、そしてその脈絡のもとで天皇・皇室のありようをどう制度化するかという将来展望を含む大問題とは独立に、目前に処理すべき緊急課題を、天皇側近者たちは抱え持っていた。即位後一〇年になんなんとするのに、明治天皇には後継ぎと目する子女がいなかった。王制復古にともない、一時僧籍に就いていた皇族出身者らが王家に復帰する者が出てきている。皇族範囲の画定を中心に、皇室いかにあるべきかという「お家の事情」が、関係者らにあつてはきわめて深刻な問題であった。天皇後継者問題にしばっていても、「皇親」、すなわち皇位継承に係わる親王たる親属についての慣行はあるものの、何代も「庶出ノ天皇」がつづいたあげくの明治天皇のばあいには、旧慣により「皇親」に在る者であつても、「萬世一系ノ天皇」との血のつながりが非常に薄くなっている。⁽⁵⁾ さあ、どうするか。それが、支配者にとっては当面の喫緊事であつたのである。

元老院の国憲制定作業は、少なくとも本稿の主題（皇位継承を中核とする皇室法体系の一角）に関する領域では、こうした現実の、あえていえばきわめて身近な事情を背景として、おこなわれつつあつた。一方における「女帝」容認論は、法制官僚らのすでに認識の範囲内に属するところの西洋君主国の線に倣う「近代化」のおもむきがあるとすれば、他方における男統主義的な「女帝」否認論は、庶子容認を「祖宗ノ大憲」のうち含んだものとして端的に伝統主義への傾きがあつた。⁽⁶⁾

以上をもって、本稿のための舞台設定はひとまず終える。

- (1) さし当たり、永井秀夫「明治憲法の制定」(講座『日本歴史一六近代』三三、岩波書店 一九六二年、一八九頁以下) 参照。
- (2) 浅井清『元老院の憲法編纂顛末』(巖松堂、一九四六年、六八頁以下) 参照。
- (3) 小林宏、島善高編著『明治皇室典範(上)』日本立法資料全集一六、信山社、一九九六年、[資料二] 国憲按第一次案(元老院、明治九年)(二四三頁)(以下、この『明治皇室典範(上)』(下) 日本立法資料全集一四、一七]を、『信山社版 上巻あるいは下巻』と略記して引用する。
- (4) この条項でいわゆる「女主」が何を意味するのかは、詳らかでない。けれども、「其夫」が語られ、かつ、「夫」の政治干犯がいましめられているところをみると、ここでの「夫」は、“prince consort”(皇配、皇婿)を指していることは、まず間違いないように思う。そうすると、ここでの「女主」は、明治初期の知識階級にはすぐ思いつくイギリス女王ヴィクトリアのような女帝、したがって、天皇家の歴史上登場する「中継ぎ」的(なかぎ)女帝(このこと、後述)以上の性格を持つ女性帝王を意味している、と推定されるのである(なお、皇配あるいは皇婿の政治干犯への憂慮は、本文で後述するように、わが男統・男子主義者らが女帝反対論の脈絡のなかで好んで表明される態のものであった。元老院原案第四条は、こうしたあり得べき女帝反対論に向けて設けられた防壁であると理解される)。
- (5) 一八七〇年代後半(明治一〇年前後)にあつて旧慣による皇位継承第一位にあると目されていたのは、有栖川宮熾仁親王である。熾仁は、明治天皇から五代遡った靈元天皇へとつながるとはいうものの、天皇から派生する五世の子孫であつたから、天皇とは実に一〇等親のへだたりがあつた。熾仁は、旧慣上「皇位世襲の宮家」とされる四親王家のひとつ、有栖川宮の出身であるがゆえに後継第一位にあつたのである。「四親王家」なるものは、「皇親」、すなわち皇位に就く資格のある親属(親王)を確保するため、江戸時代に設けられた制度(旧慣)であつた。これにより継承問題はほぼ機械的に片付けられると期待されたものではあるが、時を経て、明治期になると、天皇との血縁、いわゆる「皇胤」を引継いでいるという性格が、どんどん薄れてこざるを得ず、「皇位世襲の宮家」という存在自体の意味が怪しいものになつていたのである。なお、明治期の皇族問題のありようについては、高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程(一)」、『社会科学』二七号一五六頁以下(一九八一年)、より一般的には同「近代日本の皇室制度」、鈴木正幸編著『近代日本の軌跡 近代の天皇』、吉川弘文堂、一九九三年、一三〇頁以下、参照。
- (6) 男統・男子主義にもとづく女帝否認論者らは——井上毅がそうであるように(のちに言及するかれの「謹具意見」参照)——ヨーロッパ

パの王制にあつても、「サリック」(あるいは「サリーク」)の法をとる諸国(仏・端・白・伊など)では、——ゲルマン系の国々とちがつて——女性を排斥している例があると論じ、自らの立場の正当化をはかった。けれども、「祖宗ノ大憲」に拠るべきことがかれらのポイントであつたのだから、比較法制的な知見にもとづき「サリック」法を援用することには、自己矛盾があつたように思う。

第二章 嚶鳴社「女帝を立るの可否」とその周辺

当面の問題を超えて

支配体制にとって、当時目前の緊急課題であった天皇の跡継ぎ問題は、のちまもなく文字どおり自然的に解消した。一八七九年（明治一二）八月三十一日、天皇側室のひとり権典侍柳原愛子（ごんのてんじ）が男子を生み、そしてその子がやがて皇子・明宮嘉仁親王となることによって、男子継承者が確保されたからである。⁽¹⁾ 嘉仁親王は、のち一八八七年（明治一〇）八月二日、（昭憲）皇后一条美子の実子として登録され、⁽²⁾ やがて大正天皇となって皇位に就き、みごと「萬世一系ノ皇統」をつなげる大任を果たすことになる。

このように、皇（庶）子を得ることが出来たのだから、取り敢えず「女帝」を論ずる緊急必要性はなくなった。しかし、自然的・偶発的な原因による解決は、この種の制度的な問題では一時的な問題回避であっても真の解決には、かならずしもならない。かくして、一八八〇年代初期にはなお、「女帝」論議は命脈を保っていたのである。その顕著な例を私たちは、自由民権運動の一翼をになって結成された嚶鳴社が、一八八二年（明治一五）三月～四月におこなった「女帝を立るの可否」と題する討論に見ることができるといえる。その討論筆記は、ただちに九回にわたり、当時の有力紙・東京横浜毎日新聞に連載され、大いに耳目を集めた。⁽³⁾

嚶鳴社「女帝を立るの可否」

発議者島田三郎といい、肥塚竜、草間時福、丸山名政、益田克徳、沼間守一、青木匡、波多野伝三郎といい、当代一流の論客の語る可否論の内容は、比較的によく知られているので、ここでは深く立ち入らない。私の関心を惹いた若十のことを

摘示するにとどめたい。まず注目される第一点は、あとで少しく紹介するように雄弁で堂々たる「女帝」否定論を展開する島田三郎の発議にもかかわらず、「女帝」肯定論をゆずろうとしなかつた論者もけつして弱力ではなく、かれらは少なくとも数のうえではほとんど互角に闘つたという事実である。⁽⁴⁾第二点は、発議者・島田三郎の議論のポイントは、どこにあるかということに関する。というのは、かれ（およびかれを付随的にバック・アップする沼間守一）の立場は、現代の研究者たちが指摘しているように、当時無双の法制官僚としてこの法領域の実定法作業に絶大な貢献をした井上毅に対して、小さくない影響を及ぼしたものであるからである。かかるものとして、島田の立論は、現代における「女帝」論議においてさえも、有意義であると言えるかもしれないのである。

島田三郎「女帝否定論」一

かれのポイントは、大まかにいってふたつある。ひとつは、女帝肯定論者が好んで主張するところ、へ日本国には、ちゃんと女帝を立てる伝統があるではないか⁽⁵⁾という、「伝統」にもとづく女帝肯定論への論駁である。島田は、推古天皇以来「皇女にして九五の位（天子）（引用者「皇位」）を踐せられ玉ひし」八名一〇代の例があることを認容したうえで、そのいわゆる女帝なるものの性質に分析を加えているのが、特徴的である。その結果としてかれが提示する評価は、こうである。いずれのケースも「男統の男子」が正式に皇位に就くまでの、一時的・暫定的な、いつてみれば、経過的な措置としての就任に過ぎなかつたのだという性格づけである。要するに、肯定論者が依拠する「女帝」伝統は、むしろ「皇太子孫」の皇位継承という本体（あるいは真の「伝統」）を円滑に回転させるために形成された、従属的な付加現象に過ぎない、というのである。

一般に、ある（べき）制度の正当性を基礎づけるために、「史実にもとづく伝統」を援用することに、どれだけの意味が

あるのかは、厄介な議論をひき起こさずにおくまい⁽⁶⁾。だが、天皇制の領域に関しては、「史実にもとづく伝統」が格別の意味をもつ、と考えられてきている。この領域では、「伝統」を支える「史実」の不存在や「伝統」がもつとされる意義の最少化など、要する「伝統」的な価値を傷つけることは、致命的な打撃になる。島田が展開した女帝「伝統」最小化論は、そのような効果を内包するものであった。

島田的に女帝を性格づける議論は、かれ個人による独創であるよりは、当時代ある種の有識者のあいだで共有するところであったろうと思われる⁽⁷⁾。けれども、これを一般新聞紙に載せ、多くの人びとに開陳した点で、島田の功績は大きい。

なお、たいへん先走った話になるが、戦後、新皇室典範案が「男系の男子」主義を固執して女帝の可能性を封じる内容のものであったとき、GHQをはじめとする中枢的な政治勢力から聞こえてきた「日本国には、ちゃんと女帝を立てる伝統があるではないか」という異議の申し立てに対して、宮内庁・内閣法制局が一矢報いるためにもっとも強く前面に押し出したのが、島田的な女帝性格論であった（後述）。彼は、戦後甦って面目を新たにしたのである。

島田三郎「女帝否認論」二

さて、島田が女帝不可として第二に取り上げているのは、女性が皇位に就いたならば、その皇婿（皇配、西欧でいわゆる prince consort）の選択をどうするか、皇婿の政治的な振る舞いなどの想定し得る厄介事をどう抑制するかといった、要するに、女帝を立てることから生ずる厄介事である。島田が提起するここでの問題群は、いま考察した部分とちがって、天皇制にまつわる日本固有の「伝統」とは全く接続しない。むしろ、島田は、日本にとっては新規（＝非伝統的）であるところの、女系君主も含む女帝制を採っている西欧諸国の実践・経験から割り出された問題を摘示することによって、単純な頭で軽率にも女帝論に与している人びとに、物知り顔で冷や水を浴びせるといった態の議論をしている、と要約し得るのであ

ろう。

日本歴史上の女帝八名のうち、四名は「始終配偶の君ましまさ」なかった。つまり、独身のままであった。女帝として、お婿様をむかえるといった発想が生まれる基盤がなかったのである。他の四名は、すべて皇后の地位を経たのち、女帝に就任しているのであるが、このばあいも、在位中皇婿をむかえて一家をなし世継ぎを作るといった目録見を全くもっていない。そういったことどもを、島田は強調するのである。島田は、このように女帝論者の視覚が及ばない部分を衝くことによつて、すなわち相手方の弱点を摘示するという消極的な仕方、男系・男子主義という「伝統」による自説を正当化しようとしたのであった。

皇婿がはらむ問題

皇婿に絡んで島田が指摘する問題点のひとつは、へ政治的な野心をもった者が皇婿になったら、困ったことになるではないか、という危惧である。これはしかし、大したパンチ力を具えたものではなからう。この点では、肥塚竜が同討論中で述べているように君主の権限の多寡、政党・立憲議会の抑制契機などに適切な配慮をおこない、人為的な努力を払いさえすれば、こうした危惧を最小限化できるものだからである（二八〇―二八一頁）。討論では、英女皇ヴィクトリアの皇婿アルバートの振る舞いがおのずから話題になったが、島田の議論にプラスになっているとは思えない（似た議論は、現在の英女皇エリザベスの皇婿エジンバラ公、フィリップ・マウントバッテンについてもなされ得るが、女帝可否論自体にとつては、大きな意味をもつとは思えない）。これに反し、島田が提起している別のもうひとつの論点は、発議者の意図するところ以上に大きな意味をもっている、と私には思われる。それは、一言でいえば、女性天皇を前提としたばあいの皇婿の選択方法いかんという問題である。ことは、観念的あるいは理想的な制度いかんの方で論ぜられるよりも、むしろ、西

欧に準拠して日本を近代化にしてゆこうとする、あの当時の脈絡のなかでの話であるのだから、どうしても西欧諸国のなかで培われた王位継承、その一環としての皇婚制度という、外国の「伝統」を引合いに出した議論になる。こうして島田が「欧西立君国の制に倣」って指示するのは、「西欧諸国は外国の皇親（ここでは「王家の親属」といった意味に理解して大過ない―引用者）を奉迎するの例」である。確かに西欧諸国には、国境を越えた規模で、「王家共同体」ともいえるような連係体があつて、そうした連係の通用しうる範囲内で、王家・皇族間の通婚がおこなわれてきているのは、私たちの常識に属する。皇婚の調達も、この国際的な方便を使えば、選択の余地が広げられるのである。島田は、皇婚選びにおいてこうした国際交流で選定範囲の間口を拡げることができるが、へさあ、日本の女性天皇のばあい、こうした方便を使えるか」と問い、かつ、言語風俗・上下の人情などを考えたならば、へそんなことができるはずがないではないか」と自答するのである。⁽⁸⁾

皇婚に関し国際的な調達などはできっこないというのが島田の言い分であるが、この点に関するかぎりでは十分な説得力があるとは思えない。この点でいえば、同じ討論参加者のなかの肥塚竜が述べているように、次のようなレベルで反論し得るからである。いわく、「成程我日本には古来外国皇室と婚姻を結ばせられたるの実例はなけれども、是れ所謂能はざるにあらずして、為ざるなり（二八〇頁）。肥塚の議論はこうなる。日本国がやがて国会を開設し、近代化・立憲化が進展してゆく過程で、「我日本人民皆我皇室の外国皇室と婚姻あらせられんことを翼賛する」世論が出てくるかもしれない。そうなれば、「我皇室は清国なり、其他の外なり、其望ませらるる外国皇室と結婚あらせらるゝも妨げなし。」と。島田は、皇婚の選択を――西欧のように――国際的な範囲でおこなうといった処理方法は、日本国では、採用不能であるという認識を語っているがごとくであるが、そこは肥塚が衝いているとおおり、そういった処理方式は――「伝統」およびそのもとで培われた国民感情に反するがゆえに――望ましくないという価値判断を示しているのである。⁽⁹⁾

「国に二主なし」

その点はしばらく措こう。いま見たように島田は、女帝制にもなうお婿様選びの困難性を浮き彫りするについて、第一弾として標的を合わせたのが、西欧にのみあり日本には無いところの、王家間における国際通婚の事例であった。加えて彼には、第二弾がある。すなわち、外国からの皇婿調達が駄目であるとすれば、ここはどうしても国内調達に頼らざるをえない。彼のことばを用いれば、「然らば則ち我皇国内の人に皇婿を求めんか」ということになる。だが彼は、「是も亦甚だ不可なる者あり」（傍点引用者）と素気なく斥ける。なぜか。第一、およそ「皇帝の大位」というものは、ひたすら「尊崇」すべき対象なのであって、「人民の得て近づく可らざる者」というのが「君制国の第一主義」であるのに、「人民」のだれかが皇婿として「大位」に近づくのは、以つてのほかである、というのである。第二の拒絶理由として島田が挙げるのは——私には、右にいわゆる第一主義の同義反復でしかないように思えるが——「国に二主なきは、是も亦君制国の第一主義」であるのに、女帝のほかには皇婿を配して、「二主」を設けるのは、原則違反であつて許せない、というにある。どうも島田には、「皇婿」というコンセプトに、それ自体へ皇位を侵犯する者である、という固定観念が付着しているらしく思える。これでは、皇婿制を内包する女帝論は、一步も駒を進め得ないのであつて、島田の議論はそういった効果を内在する。

露骨な性差別観

この辺でそろそろ、島田の女帝排斥論から脱出しようと思う。脱出にあたり、二、三、補足しておきたい。第一に指摘したいのは、島田およびかれに同調する賛成論者（女帝否定論者）の議論には、見え隠れしながら、しかしきわめて決定的に、セクスイスト（性差別者）の立場が遍在しているということである。この点に関する島田の性格を一番はつきり露わにしているのは、「我国の現状、男を以て尊しとなし、之を女子の上に位せり（二七九頁）。」とする言説である。かれによれば、

そうだから日本国において「憲法上女帝を第一尊位に置」いても、どうしても落ち着きを欠き、もうひとつそのうえにあるものとして皇婿により高き尊位を置くこととならざるをえないのだという立論になるのである。討論者で一番率直にセクスィスト振りを発揮して大胆なのは、むしろ沼間であるだろう。かれはいう、「男を尊び、女を卑むの慣習、人民の脳髓を支配する我國に至ては、女帝を立て皇婿を置くの不可なるは、多弁を費すを要せざるべし（二八九頁、傍点）引用者」また、言う、「我日本現今の社会に於ては、夫妻執れをか尊しとす。夫に柔順なる妻の美德となすは、何の為めぞや。蓋し夫を第一流とし、妻を第二流に置くが故なり。上下尊卑の別焉（まこと）に存す。人情既に斯くの如し。」と。沼間は、ここから、「至貴至尊の御身」であるはずの女性天皇は——いわば必然的に——「皇婿に柔順ならざるべからず」ということになって、そのことの結果、「苟（い）しくも陛下にして第二流に在るが如き感情を全国人民に懐（いだ）かしむは、実に勿体なき御事と申すべし（二九二—三頁）。」というところへもつてゆく。いうまでもなく、こうして沼間は、島田とほぼ同じ仕方で、皇婿不可論を導いているのである。

丸山名政の「凡庸君主」論

この間にあつて私の興味を惹いたのは、丸山名政の言説である。それは、一種の変化球というか、意表を衝いた小間奏曲というか、そんな感じを抱かせる。こうある。へ男系固執論者はこぞつて、女帝「国事に耐へず」というが、今までだって、「皇帝陛下なりとて世々聖明の御方（ばかり）斗（た）なりと云ふ可らず」ではないか。それに加えて、近い将来、「国会起り国憲立つに至り、日本は立憲国家になるだろう。「余は立憲国の君主は中主を得るも足れりと信ずるを以て、女帝を立てざるの論に同意すること能はず。」（二八五頁、傍点）引用者。つまり、へやがて憲法が制定され立憲主義がゆきわたるようになると、そのもとでの天皇の仕事は中くらの凡庸君主（＝「中主」）だつて、こなせるようになるのだから、女帝だつてかまわないで

はないか」という主旨である。この言説にも、まぎれなく女性蔑視のおもむきが漂っているのではあるが、現代のいわゆる女帝論者のなかにもこれと似たような議論をする傾きがあるのであって、そうした傾向を先取りしている点が面白い。

セクスィストの部分はさておき、丸山の「立憲の君主は中主で十分」という主張は「近代化」にともない君主非政治化・脱政治化が生じ、君主の力能の多寡は大きな問題とはなるまいという将来展望を抱えている点で、それ自体としてはあり得る言説であるだろう。けれどもしかし、嚶鳴社の討論では「余は如何なる政体に於ても、君主の賢なるは、倍々賢ますますならんことを望む者なり（二八六頁）」とする発言（益田克徳）を引き出しただけで、テーマ的には発展しなかった。

西欧王侯間の国際結婚、あるいは「同等性の原則」

次に補足したいのは、先に島田の皇婿不可論に関連して言及した、西欧諸国の王家における国際通婚の慣行制度についてである。島田は、女帝不可論という当面の論述目的に合わせて、もっぱら皇婿選択に関わってこの制度を論じているが、すでに述べていたように、西欧諸国には男女のいかに問わず王位継承者（同候補者）の結婚（あるいは結婚契約）の相手を、国境を越えて選択することができる仕組みが作られていた。このことに関して、少し敷衍してみたい。

主権的な地位に在る君侯が主権を保持し、あるいは覇権拡張しつつ、世襲的にその地位を継承してゆくうえで、継承順位の限定的な設定のみならず、継承者（継承候補者）の配偶者たり得る者を特定身分領域内からのみ選択する制度あるいは慣行が望ましいのは、見え透いた道理である。血統を以って尊しとなす王家の結婚相手が——下衆の表現を借りていえば——¹⁰⁾ どの馬の骨かわからないのでは、権威を保持し支配を貫徹するうえで困るからである。

こうして、西欧の君侯家のばあいには、そこにおける主権的な地位の継承者（同候補者）の婚姻については、相手方がその身分的な地位の高さにおいて、同等、つまり適当に釣り合いがとれていること、を要求する原則（Ebenbürtigkeitsprinzip）

が、形成され、なんらかの仕方でも妥当していたのである。この君侯家における配偶者限定制度あるいは慣行については、ドイツ諸邦を研究対象にして考究した赤坂正浩教授の優れた労作がある⁽¹¹⁾。詳しくはそれを参照していただきたい。赤坂教授は、神聖ローマ帝国解体（一八〇六年）後のドイツ同盟下における諸邦憲法に照らして、この配偶者限定（あるいは差別）制度（教授のいわゆる「同等性原則」）がいかなる内容のものであり、いかなる歴史的な沿革をもつものであるかを、着実な叙述で私たちに教示している。

教授によれば、教授の析出したものとしての「同等性原則」が支配するのは、ドイツ同盟範囲にかぎるのであって、イギリス、フランスなどには別種の配偶者限定制度があり得る。それはさて置き、そのいわゆる「同等性原則」でいうところの「同等性」とは何か。これは結局慣習に委ねられていて、ドイツ国内でいえば、大体において、三四の各君侯家および陪臣化された旧帝国等族家系である⁽¹²⁾。これに加えて、ドイツ以外の諸国の家系があり、このほうはヨーロッパの特定国家を現に統治しているか、あるいは革命等で放逐されたものの、かつて統治していた沿革のあるところの、クリスチャンの王家が入ることになる。

本稿における私の目的からすれば、日本天皇家にはみられないところの、西欧君侯家の婚姻範囲に関する限定的制度についてはほどほどのところ垣間見ておけば、それで十分である、と思う。いわゆる「同等性原則」がドイツ国内にかぎられるとしても、その他のヨーロッパ諸国でも、世襲制を維持する都合上、なんらかの方法で、身分違い結婚を排除し、身分的な同格性を保持する制度が、あったにちがひなく、かつそれは、国境を越えて、機能してあったということ、ほどほどのところで押えておけば、それで足りる。なお、蛇足の感があるが、世襲制がほとんど制度必然的にもなう、婚姻における同格性の確保あるいは身分違いの排除という要請は、皇（王）位就任という契機が、本質的・決定的に人間を差異化し差別化するものであり、それ以外のものではないということ、ここで確認しておきたい⁽¹³⁾。

天皇家のばあい

さて、明治以前の天皇家における皇位継承法は、西欧諸国のそれとは全然ちがうものであった。立憲国家化の要請のもと、西欧諸国の立憲的諸制度とつき合わせてはじめて、日本国のその特異性が認識されるとともに、さてそのどこを保守し、どこを改修するかが、議論すべき課題として浮上したのであった。そして女帝問題が、そのワン・オブ・ゼムであった、というわけである。

日本のばあい、皇位継承者の選択は、大まかなルールの範囲内で結局は天皇の裁量で決定されたと要約し得るようである。皇位継承・皇族の婚姻などに関しては語るに足るルールはほとんど無きにひとしいものがあつたと言えるのではなからうか、と思えるほどである。なるほど、正規の皇后はそれとして厳存していた。けれども、——ふたたび品格を欠く表現方法になるが——「頭隠して尻隠さず」、側室という名の女官たちが生む「皇胤」の子が、潜在的には皇位継承者たり得たのである。これは、あとでもう一度触れるであろうように、天皇家のみならずそもそも一般社会においても、一夫一婦制の制度および観念が全くない風俗文化を反映するものなのであって、自然発生的・自然承認的な慣行であつたと言えるようなものであつた。

かかるものとしての日本の皇位継承法とゲルマン法系諸国を典型とする君侯家の「同等性の原則」をはじめとした王位継承法とを対置してみたら、そこには制度的にいつて、架橋すべき何物もない、ということにさえなつたはずである。

暗黙の前提——「庶出ノ男子」——

ここで是非言及しておきたいと思うのは、西欧諸国では一夫一婦制を当然の前提としたうえで、どこの王侯家でも、その主権的な地位の継承者は、正統な結婚から生じた嫡出子でなければならぬという要件が、当然に踏まえられていた。しか

るに日本では近くは孝明天皇、明治天皇がそうであるように、非嫡出子であることそれ自体は皇位継承者になることにつき、全くなんの障害にもならなかったのである。

この点、すなわち日本天皇家にあつては、非嫡男子（庶男子）でも皇位を継承できる制度になつていたということと、たとえば嚶鳴社の島田、沼間らや、井上毅をはじめとした政府当路が信奉してやまない男系男子の男統主義（女帝排斥主義）と、きわめて密接な関係があつたことも、私の補記したい点である。現今の事情もまったく同じだが、日本のばあい、女帝論が浮上するのは、天皇跡継ぎとしての皇男子の調達見込みが乏しくなるときであつて、嚶鳴社の討論会があつたころ、明治一〇年代初めがそういう状況下にあつた。へ女帝を容認しなければ、跡継ぎに困るではないか」という格好で出てくる。こういった危惧を、たとえば、嚶鳴社のばあいには沼間が、次のように事実、に即し、軽く一蹴している。「論者は言ん。女帝を立てざるがために、皇統絶るときは如何いかんと。予は直ちに之を答んとす。既往二千五百年間此事なし、爾後も亦是れなる可きのみと。論者にして尚ほ説あらんか。請ふ、其詳を悉つくせ（二八九頁）。」沼間が断言するように、女帝を立てなくても「既往二千五百年間」、男系・男子に困ることはなかつたというのが史実だとしても、その史実を支えていたのは天皇家が西欧君侯家とちがつて嫡男主義をとらず、庶子をも皇統に参入させたからにほかならない。島田・沼間の男統主義による女帝排斥論が、じつは庶子容認という独特に日本的な補助慣行くわんぎょうと不可分の関係にあることは、明らかである。問題はしかし、なぜ、女帝排斥・女帝不要を説く論者らが、庶子容認主義がもつ、この点のメリットを前面に押出そうとしていないのか、である。それよりも一層不可解なのは、一見女性平等論のうえに立つて女帝を容認する側の論者たちのあいだからも、男統主義の裏にあつてこれを支えていたはずの庶子容認主義に対する言及が、なぜ全くなかつたのだろうか、ということである。

嫡・庶のありよう

たぶんひとつの、あり得る解答は、嫡出の、妾腹の、といった下下がついつい話題にしたがる私的・低い次元のことからを、雲上の人びとについて口にするのは、恐れ多いきわみであったらう、という推測である。確かに、明治政権確立を経て天皇絶対主義が支配するなか、新聞紙法・出版法などイデオロギー規制体系が皇室タブーを作り上げ、「恐れ多い」感覚が民衆のあいだに浸透することになる。けれども、明治前期にはいまだそういうタブーは、あつたとしても強力ではなつただらうと思われる。それよりもたぶん、女帝問題を論ずる敵も味方も、天皇家における庶子の存在は空気みたいに当たり前なものを受け止められていて、したがって庶皇子の皇位継続にほとんど抵抗感を感じることがなかつたという事情があつたと考えるのが、より順当であるだらう。実際、当時の民衆には、現天皇Ⅱ明治天皇のみならず、その父・祖父・曾祖父……と遡ること八代まで、庶出であつた事実にかく無知であつたとは思えないし、なによりも、明治天皇の跡継ぎ問題の解決者としての嘉仁親王Ⅱ大正天皇が庶系として誕生した事実を、かれらは眼のあたりにしているのである。

男系・男子主義を支える庶系容認

思うに、要するにこれは、天皇家のみならず民衆的なレベルも含め、日本社会全体に一夫一婦制の観念がなかつたことに、深く関係する。このゆえに、皇位を骨頂とする政治的社会的な地位、家格、家禄その他承継・相続に価する家産等をもつ諸家においては、なんらかの方式による嫡出子優先原則をとりながらも、正妻以外の婦女子が、跡継ぎの地位に就くことを許容する慣行・制度があつたことに留意しなければならない。こうした社会にあつて、皇位継承法が庶系主義を補助的に抱えてもつていたことは、けつして特異でもなんでも無かつたのである。そして世襲によって引継ぐべき何物ももたない門地の低い無産の民衆は、それらのことがらを自らにとつて「雲上の」無縁のことと思ひ做し、結果的に黙認してきたと言えよう。

以上、嚶鳴社流の女帝論の甲論乙駁の背後にあつて、皇位継承の男系・男子主義を隠然と支えてきた庶男系補完制度の存在を指摘した。

庶子の跡継ぎが控えているという暗黙の前提に立つてなされたのが、嚶鳴社の討論であつたとしても、これはどのみち、民間レベルでなされた、多かれ少なかれ無責任な抽象論議に過ぎない。しかしながら、局面が、近代化Ⅱ立憲国家化を目指しつつ、新しく皇位継承法システムを構築するという制度創設政策課題に接近する明治政権、その一翼を担う法制官僚にとつては、大いにちがつてくる。政府にとつては、女帝可否のいずれかを正式に決定しなければならぬし、そのばあいいわゆる男統主義に固執する路線を選択するとしたならば、嚶鳴社流の人びとが隠然・暗黙のうちに前提としてきた庶子参入の契機を、こんどは、これを——よし、嫡系主義の補完物としてであれ、ともかくも——法制度上正式のものとして選びとらなければならなかつたのである。さにあらず庶系を完全に切棄てる方途をとるとすれば、政府は、現に明治天皇の跡継ぎ問題で着面したような、男系継承者の調達困難というリスクを回避するのに有効適切な別のなんらかの代替方法を考案してからなければならなかつた。

以上、嚶鳴社「女帝を立るの可否」を素材にして語り過ぎた観がある。主題を、政府筋の制度づくりのほうに移そうと思ふ。

- (1) 正二位柳原光愛の娘。愛子の兄すなわち、俗な言い方にしたがつていえば、明治天皇の義兄弟であり大正天皇の伯父にあたるこのころの柳原前光は、皇室法制の整備立案につき——井上毅とならんで——もつとも顕著な功績のあつた人物である。ちなみに、権典侍とは、天皇の側室につけられた階級名のひとつであつて、律令風の階級秩序に従つていえば、后・妃・夫人・嬪などの次に位する典侍・権典侍・掌侍・権掌侍といった系列からいつて、けつして高位位ではない(女官嬪序については、なお後掲第四章(注)(2)を参照)(ちなみに愛子はのち「典侍」に昇格し、死後従二位を賜わる)。愛子は、これより先、一八七五年(明治八)一月、皇女・薫子を生んでいる。明

治天皇はこのときすでにふたりの皇子と皇女の死産を経験してただけに、大いにこれを奇貨とした(ドナルド・キーン(角地幸男訳)『明治天皇 上巻』新潮社、二〇〇一年、三九四―七頁は、さすがにこの辺の状況を叙述するにたくみである)。ちなみに、薫子内親王は生後わずか一年半にして他界する。天皇後継問題が再浮上することになり、一八七九年(明治一二)八月の皇子嘉仁誕生のきざしがみえるまでの間、当路をやきもきさせていたのである。嘉仁は、他の側室が設けた皇子二名の死去のうちに、第三皇子として生まれた。なお、嫡出子のばあいとちがつて、ふつう一般の庶出子のばあいは――世襲・相続などの制度との関係で、私生子一般から差別化され――父親その他の者たちの認知手続を必要とする傾向が付随するのは、周知のとおりである。天皇家にあつても、嫡出と庶出の差別化がある以上、認知手続をなんらかの形で定型的にすることが要求されるのは、想像に難くならう。ところが、この問題は意外に複雑である。というのは、皇位継承候補者なるものは、直系だけでなく傍系も含み、かつ、既述のごとく世襲宮家・四親王のように慣行も付け加わるからである。ともあれ、こうして近世には世襲き集団としての「皇親」コンセプトが生じ、皇位候補資格としての「親王」名を付与する「親王宣下」なる手続がゆるやかに結晶化しはじめることになる。「親王宣下」とは、いうならば皇位候補の有資格宣言するという意味を持つ認知手続である。嫡出の子女のばあい、この認知手続は自然的に、すなわち誕生とともになし得るが、問題は庶出の子女のばあいである。複数の側室に生ませた子女のうち、誰を、いつ、どんな手続によって認知するかは、それ自体大いに難問であり得る(嘉仁親王の伯父・柳原前光は、後述するように、庶出子女をすべて「親王(内親王)宣下」すべきだという議論を立ててゆずらなかつたが、結局は、庶出子女については、なんらかの選別、すなわち庶出子女のなかでの差別化がないわけにはゆくまいという方向に議論はまとまるのであつた。歴史上、庶出子女が嫡出子女と同じように「親王(内親王)宣下」を受けた例が有るとか無いとかは、残念ながら私は関知するところではない。当面的本稿の課題にとつては、そういった歴史上の細部はどうでもいいことがらである。本文で後述するように、嘉仁親王(大正天皇)を起点として遡ること八代まで、すべて庶出の子として誕生した。そのころの慣行によれば、生後――諸般の事情を勘案し――時宜を見計らつて、ときの皇后の養子(あるいは実子)となつたうえで、世継ぎ該当者の宣言(儲君治定)を受けたのである。一八七九年に生まれた嘉仁は、八年経過ののち、本文で指摘するとおり、儲君治定を受け、ときの皇后の実子として登録された。

(2) 嘉仁親王が、皇后の実子となる手続を経て皇位継承者として認知されるにつき、いかなる理由で生後八年を待たねばならなかつたのかは、詳らかではない。宣言がなされる一週間まえ、側室でもうひとりの権典侍(園祥子)が明治天皇の男子(のちの猷仁親王)一年足らずで死去)を生んだ事実と関連があるかもしれない。

(3) 嚶鳴社討論「女帝を立るの可否」は、遠山茂樹編『日本近代思想体系二 天皇と華族』、岩波書店、一九八八年、二七六―二九九頁に

再録されている。以下の引用文に付された頁数は、この岩波版からのものである。

(4) 論戦を連載した横浜毎日新聞の最終回末尾には、こうある。「議長高橋庄右衛門氏、議既に尽たるを見て、女帝立つべしと思考する者を起立せしむ。総員十六人の中起立するもの八名にして、恰も半数なるを以て、議長の決により、女帝を立つ可らずと云ふの説に決す」(二九九頁)と。ほとんど互角と評することが許されよう。

(5) 日本国にも女帝を立てる「伝統」があつたことにもつき、現今の政治家や凡庸なフェミニストたちは女帝肯定論を立てる。けれども、本稿で明かにするように、この「伝統」を構成するところ「女帝」は、皇位における男統主義を貫徹するために、死去した天皇の娘あるいは妃が、本来の男子承継者の天皇就位するまでのあいだ、その「中継ぎ」として皇位にあつたケースばかりである(もつとも、これに対しては、異論がある。例、荒本敏夫『可能性としての女帝』青木書店、一九九九年、など参照)。「中継相統」という法制は、だが、けつして天皇家に独自なものではなかつた。相統が男系支配的におこなわれてきた「我が古法」においては、相統人に関係する母親その他の女性が一時「中継ぎ」役を果たすことが法として認められていたのであつて、天皇家における「中継ぎ」女性天皇は、こうした一般的な「我が古法」と連携してのみ、成立したのである。石井良助「我が古法に於ける後見と中継相統——幼年保護を中心として」『法学協会雑誌』六五巻一号一頁以下、一九四七年、「我が古法に於ける後見及び中継相統考(二)」同誌六八巻三号二六一頁以下、一九六三年、参照。

(6) 「伝統」を踏襲することが強調されるばあい、第一に、そこでいう「伝統」が、ある目的のために「創られたもの」(「発明されたもの」)であるのかどうかを疑う要がある(エリック・ボブズボウム、テレンス・レンジャー編「前川啓治、梶原景昭 他訳」『創られた伝統』、紀伊国屋書店、一九九二年、参照)。第二に、かりに「伝統」が「伝統」としてその存在を検証できたとしても、それがどんな目的と脈絡のもとで保守・維持されるべきなのかを、問わねばなるまい。「伝統」は——内容・文脈と切り離されて——ただそれ自体において守られるべき価値を有するとは、言い得ないからである。

(7) たとえば、所功「小中村清矩稿『女帝考』」産大法学三二巻三・四号、一九九八年、一三八頁以下に付された〔解説〕参照。

(8) 日本にあつては、「萬世一系ノ皇統」コンセプトのなかにあざやかに滲んでいるように、天皇家を構成する者は日本人種——もしそういうものがあるとして、のことであるが——に厳密に限定されてしか考えられてこなかつた。天皇家を支える集団(遡つたどこかで「皇胤」に連なる人びと、その周辺に屯する——そして側室を調達するさいのプールでもあるところの——五攝家、はじめとする公卿たち)の内部で、天皇家の新陳代謝および再生産がおこなわれていた、と言えよう。これに反し、西欧の王侯あるいは貴族の新陳代謝および再

生産は、ある種の国際的なレベルでおこなわれることがまれてなかった。通婚範囲という点でいえば、国籍よりも重要であったのは、王侯に価する家格の高さ（同等性）であった。いま本稿で取り上げているところの、女帝容認にもなう皇婿調達いかんの問題は、婚選びに特化してあるのではなくて、西欧君主・王侯貴族における通婚圏一般と関わって生ずるのであった。この点、つまり王侯貴族間の婚姻を支配する「同等性の原則」は、たとえば、明治法制官僚にとって「大博士」であったオーストリーのロレンツ・フォン・シュタインが提供した「帝室家憲意見」（信山社版 上巻 三〇九頁以下〔資料二〇〕）および「帝室家憲」（同三五頁以下〔資料二三〕）で強調的に指摘されている。「同等性の原則」については、さらに後述する。

(9) シュタインは——「中継ぎ的」な女帝（「皇帝ノ寡婦」）は認めるものの——男統主義をとるから、とくに、「皇婿」適格性に触れる論述をのこしていない。けれども、皇位継承者は「正統ノ結婚」を要件とすると主張することとの関連で次のように指摘している部分は、興味深いものがある。かれによれば、「正統ノ結婚」であるためには、「一 同等ノ門地ニ生レタル子女 / 二 皇帝ノ准許」という二要件を踏まえなければならぬ。興味深いと私が言ったのは、かれが語る「同等の門地」に関してである。こう述べる。「同等ノ門地ニ関シテハ将来ニ於テ左ノ規程ニ依ルヘシ / 一 五攝家正統ノ女子 / 二 正式ニ依リ皇帝ノ勅宜ヲ以テ同等ノ門地ナリト指定セラレタル各公爵家ノ女子 / 三 他国即チ歐羅巴亞細亞非利加及亞米利加各王室正統ノ女子」。このうち、一、二は国内の門地であるが、「同等婚」との関係のなかで、シュタインが「五攝家正統ノ女子」を第一に挙げているのは、興味深い。これは伊藤博文の独逸憲法調査旅行に随伴した西園寺公望の入れ知恵のせいであるだろう。三は国際レベルのそれである。「同等性の原則」を貫徹させるために、シュタインはアジアはもちろんのこと、欧米さらにアフリカにまで探索の目を広げるよう示唆している。この点では期せずして、本文引用の肥塚竜の「我帝室は清国なり、其他の外なり、其望ませらるる外国皇室と結婚あらせらる、も妨げなし」言説と通底するところがあるのである（現今、天皇制の人氣は、衰えの兆しを見せていないようであるが、衰えそうなばあいには、金髮碧眼の皇太子妃を迎えれば人氣回復するにちがいはあるまい、などとする床屋的な談義がある。こうした天皇家のグロバライゼーションが、明治有司専制当事者が強調してやまなかった「祖宗ノ大憲」といちじるしく乖離するのは疑いない。こうして生き残る天皇制とは、また、それを憲法が保障しつづけるということは、私たちにとっていかなる意味があるのだろうか。——二世紀の日本国が抱え持つ争点のひとつではあるまいか）。

(10) この理は、皇位につき世襲制——というそれ自体差別的な原則——をとる現行日本国憲法下にあっても、好かれ悪しかれ、通容するものがある。現行皇室典範は男系・男子主義を採るから、ことがらにはもっぱら皇男子にかぎるが、その第二〇条で「立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。」と定めているのは、皇男子の配偶者につき「皇室會議の議」という手続を媒介とすることに

より、「同等性の原則」を、実質において確保しようとする意図の現われである。なお、西欧の王侯家にあつては、それぞれの眷族身分という形式を前提として「同等性の原則」が妥当としていたが、これに反し、現日本国憲法は「華族その他の貴族の制度は、これを認めない」（第四条第二項）としているから、皇族身分以外には国内で、「同等性の原則」を身分形式的に貫徹する仕組みを持たない。そうだから、「皇族会議の議」が持つ意味は重要である。ここでのスクリーニングによって、立后、皇族男子の配偶候補者が天皇家にとって適さわしい人物・家柄かどうかが実質的に判断される。戦後、皇太子婚につき二件を含み皇族男子の婚姻の審査例が数件あるが、そのさい「皇室会議の議」がいかなるものであつたのかは知る由もないが（そしてたぶん、いかなる情報公開立法がなされても、こうした案件が一般市民に公開されるようなことはありそうにないが）、たぶん「現代の君主」（それはいかなるものかにつき、グラムシの観念するところへアントニオ・グラムシ、上村忠男編・訳『現代の君主』青木書店、一九九四年、六〇頁以下）と大いに異なるとしても）「嫁選び」のための審議がなされたにちがいない。なお、周知のように、皇室典範第一〇条は、憲法第二四条に反し違憲無効であるという憲法解釈論がある。これについては、後述するところを待たれたい。

(11) 赤坂正浩「女系による王位継承と同等性原則」、日本大学法学部『創立百周年記念論文集、第一巻法律学篇』、日本大学法学部、一九八九年、二二二頁以下。

(12) 前掲論文三三七頁。

(13) 世襲君主制と結びついて、王侯間婚姻における「同等性原則」があることを本文で指摘したが、この原則の裏に、「モーガナティック婚」(morganatic marriage or left handed marriage) に関する法（あるいは考え方）があるのを、このさい付記しておこう。配偶者選びが「同等性原則」に反し、身分が均り合わないばあいには、国王の許しを得ることができず、婚姻は成立しない。けれども、なかには——シンドレラ物語がそうであるように——身分違いの下賤の婢とでも、どうしても結婚したいと思う王子さまもあり得ないではない。そういうばあいに備えてあるのが「モーガナティック婚」コンセプトである。簡単にいえば、そういうばあい、下賤の婢であってもこの女とどうしても結婚したいというならば、それは認めよう。ただし、ふたりのあいだに生まれた子女は王位継承ラインにははいらない、という条件のうえである、というのである。

私にとって興味があるのは、一八七〇年代中葉（明治一〇年前後）法制官僚たちが必死になって海外の王家法制を調査する過程で、当時の日本国には無関係と思える「モーガナティック婚」のような法（あるいは慣行）にさえ、目くばりをしていたという事実である（島善高「第一部 明治皇室典範の制度過程」、信山社版上巻一八頁参照）。なおまた、「同等性原則」を強調する前掲注（9）で言及したシ

ユタイン「家憲」は、当然その反面において「不正統結婚ニ因テ生出シタル子孫」は「民権」を有するも、皇位継承権その他皇族的な諸特権を享受しないむね明らかにしている。これは、「モーガナティック婚」のことを指している、と解される（もつとも、この点のシユタイン「家憲」部分を、私の解釈するように「モーガナティック婚」と結びつけて見るのと全くちがった見解が、稲田正治教授（稲田正治『明治憲法成立史の研究』、有斐閣、一九七九年、二七七頁）によって説かれている。稲田教授によれば、ここでいわゆる「不正統結婚ニ因テ生出シタル子孫」とは、「皇族庶出の子女」を指すのであって、この定めにより皇庶子女の存在が否認され「宮廷の近代化」がはかれた、という理解になる。憲法史家として権威ある稲田教授に楯突くのは、避けたいところであるが、私はここでの稲田解釈は正鵠を射ていないと思う。その理由はいろいろ挙げられるが、第一、問題のシユタインの「家憲」部分は「第二条 正統権」の末尾に書かれていて、そこでいわゆる「正統」・「不正統」の分別は、この条項で明示されている「正統」要件（基準）によってなされるべきである。確かに、この文脈を離れた一般用語法にあつては、レジティマシーの有無にもとづき、前者「嫡出」、後者を「庶出」と称される。しかし、ここ「第二条 正統権」規定にあつては、「正統ノ結婚」のための二要件（すなわち、「一 同等ノ門地ニ生レタル女子 二 皇帝ノ准許」）を掲記するところに眼目があつたのである。したがつて、ここでいわゆる「不正統結婚」とは、この二要件を踏まえることなくおこなわれた結婚を指すと解するほかない。第二、シユタインは——他の憲法アドヴァイザーたちもこぞつて——一夫一婦制を当然の前提として王位継承のありようを考え、語っているのであつて、そうだからこそ、「同等性の原則」・「皇帝の准許」が要件になつてゐるのである。ひとりの妻以外の「結婚」は、シユタイン「家憲」の圏内に入つてくる余地がなかつたのであつて、稲田教授の想定する「皇族庶出の子女」は——皇位継承その他の皇室法関係にあつては——そもそもシユタインの念頭になかつたと考えるべきである。

「モーガナティック婚」コンセプトは西欧の世襲制王侯家にとつては、無視し得ない役割を果たしてきたように思う。このことの一端に触れるべく、私は「天皇の退位」を扱う別稿で、現イギリス女王エリザベスⅡの伯父に当たる、かつての国王エドワード八世とウォリス・W・シンプトン夫人との身分ちがいの結婚の効力問題、そしてそのあげくの国王の退位（一九三七年）を考察するところで、ふたび取り扱うであろう。ちなみに、エドワード八世は自分の選択したシンプトン夫人との結婚に固執し、それを貫徹するために、「モーガナティック婚」という限定つきで承認して欲しいと、ある種の条件闘争を試みたのであつた。しかし、国教会をはじめとする政治支配体制はヘイギリス・コモンロー上は、ヨーロッパ大陸諸王国と違って、「モーガナティック婚」は法ではない」という法理論によりエドワード八世が試みた条件提案は一蹴された。エドワード国王はこうしてやむを得ず、シンプトン夫人との結婚を選択し、王位を退いたのである。

第三章 男系・男子主義の悩み

宮内省の皇室立法作業の開始

伊藤博文ら、明治憲法体制形成の実質的な決定者であった支配的なサークルが、皇位継承法を中核とする皇室法体系づくりを、狭義の憲法典立案作業との調整をはかりながら検討事項とするのは、一八七〇年代後半になってからのことである。⁽¹⁾伊藤らは、一八八二年へ明治一五〇三月、憲法取り調べのために欧州に旅立ち、独逸でグナイスト、モッセ、シュタイン等から立憲制に関する講義を聴くなど、精力的に憲法情報を収集したことは、よく知られている。検討事項には、当然のことながら皇位継承法を含めた皇室法システムがあった。かれらの帰国は、翌八三年八月はじめのこと。さらにその翌年三月半ば、伊藤の建言にもとづいて宮内省内に制度取調局が設けられ、伊藤自身宮内卿に就任するとともに、制度取調局長官となった。皇位継承法をはじめとした皇室法体制の案づくりが、こうして宮内省制度取調局を基軸にはじめられることになる。⁽²⁾以下の考察対象になる「皇室制規」、「帝国典則」など関係文書は、この流れのなかから出てきたものである。⁽³⁾

皇室制規

まず「皇室制規」である。⁽³⁾この案は、嫡庶をともに併有したうえでの男系原則を採りつつも女系の皇位継承をも認める一方で（制規第一）、庶系の皇族参入を否定する方途を選択している点で（制規第二七）特徴的である。⁽⁴⁾なお、この案においては讓位（生前退位）を排除しているのが（制規第九）注意される。

この法案は、当時宮内省図書頭の職にあつて、憲法体制総体の案作りに実質上第一人者として広く鋭い目配りをしていた

井上毅の批判的見解を現わす「**謹具意見**」⁽⁵⁾を誘発したことに於いて、期せずして大きな役割を果たしている。そしてこの井上「**謹具意見**」こそ——その後の研究者たちが一致して評価するように——最終的には皇室典範において女系を排斥し、男系・男子主義を貫ぬく方向に決定的な影響を及ぼすものであった。

井上毅「**謹具意見**」

この分野の歴史上名高い井上の「**謹具意見**」のポイントは、「皇室制規」の「皇位継承ノ事 第一」が「皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ継承ス男女系各嫡ヲ先キシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ従フヘシ」として嫡庶両系の男系主義を原則としながらも、女系天皇制を承認していること、そのことを、井上は、西欧諸国の一部にみられる制度を軽率に模倣するという誤りを犯した産物であるとして、はげしく攻撃するところにあつた。そしてそのばあい、井上が採る基本精神は、次の言説にみごとに表明されている。いわく、「**政事法律百般ノ事ハ盡々ク歐羅巴ニ模擬スルコト可ナリ 皇室継統ノ事ハ 祖宗ノ大憲在ルアリ決シテ歐羅巴ニ模擬スヘキニ非ス**」と。井上自ら精力的に懸命に従事している憲法典を頂点とする「**政事法律百般**」取り調べは、基本的に西洋諸国の諸制度に準拠した作業であつた。井上は、この領域では外国に範をとることにまいったく疑義がない。しかしながら、皇位継承等皇室法規の作成においては、この方法はとられるべきではない。へここには「**祖宗ノ大憲**」が在るではないか。これを維持し活かす方法こそ、追求されるべきなのだ。これが、この法領域における井上の基本的なスタンスである。

「**謹具意見**」は、「**第一 男系絶ユルトキハ女帝ヲ以テ継承スル事**」という項目によつてまず以つて、先に紹介した嚶鳴社討論における島田二郎および沼間守一のふたりの女帝排斥論を——「**深ク精微ヲ究メタルノ論**」という積極評価を加えたうえで——原文そのものを、不自然と感ずるほど長々と引用している。このこと自体、井上が島田・沼間流の女帝反対論に

深くコミットしていることの現われである。井上がここでコミットしたのは、第一、女帝賛成論者が挙げる歴史的・伝統的な「女帝」は、女系のそれとは決定的にちがいが、結局において、男子・男系の跡継ぎにつなげてゆくための暫定経過的身分ではないではないかという主張であり、第二に女系への皇位引継ぎの線を辿ったばあい、これと連結して登場することになる皇婿制度が、あれやこれやきわめて厄介な問題を随伴しないわけにはゆかないとする懸念であった。

氏姓における男系主義

これとは別して、嚶鳴社レベルでは参加者の誰もがかならずしも明示的に論じなかった問題であって、井上「謹具意見」が、女帝不可論の中核的なポイントとして摘示したものがある。それは——われわれ現代に生きる者にはかなり理解のむずかしい問題領域に属するのだが——こうである。すなわち臣籍に属していた皇婿（井上の用語法では「皇夫」と女系天皇とのあいだに皇子が生まれ、その皇子が「正統ノ皇太子トシテ御位ヲ継ギ玉フ」順序になるのであるが、この皇位継承者は、父親（皇婿）の子として、父親の姓を名乗るべき立場になる。父親の家の子である以上、父親の氏に属するほかないからである。これでは、古来からの「皇胤による萬世一系」のなかに異物（異姓）が混入するという、とうてい容認できない状況を生むことになり、許されない、と井上は説く。⁽⁶⁾

私は日本の氏姓制度ということを詳らかにしない。律令制に由来するとされる日本の氏姓制度にあって、どんな社会階層について、どんなふうくに、天皇が姓を与え、かつその姓はもっぱら父系によって引き継がれるといった慣行あるいは法が支配していたのかを知り得ないでいる。いずれにせよ、社会を構成する氏姓というものは、父系のみが継承する姓を通じて維持されるという慣行こそ、日本社会に固有な特質である、と井上たちは信じていたものようである。女帝と皇婿とのあいだに生まれた子が皇位を継ぐ制度を採ることは、これに付随して「姓ヲ易フルコトヲモ採用アルベキ」ことになるという

「最モ恐キコトニ」つながる、と井上は畏怖するのであった。⁽⁷⁾

先にも触れたように、井上は「政事百般ノ事ハ盡クク欧羅巴ニ模擬スルコト可ナリ 皇室継統ノ事ハ 祖宗ノ大憲ノ在ルアリ決シテ欧羅巴に模擬スヘキニ非ス」という立場を断固表明する。皇位継承における男系主義にこそ「祖宗ノ大憲」の中核があるのであって、女系に傾く西洋流の「女帝」制度はけっして採用すべきではない。そう述べるとき、かれは、皇位継承を含む皇室制度は「政事百般ノ事」に属するものではないという、それ自体吟味を要する前提に立っている。しかし、それはいま、さて措こう。要するにかれにあっては、日本固有の男系主義による「祖宗ノ大憲」は、西洋モデルの外に置かれ、将来においても維持されねばならないのであった。

では一体、なぜかかるものとしての「祖宗ノ大憲」に井上はかくも固執したのであるうか。ただ単に歴史的・伝統的に「在るもの」だから維持すべきだという以上の何物かが、かれにはあったにちがいない。

「井上シラス」論

この点の解明をしてみせたのが、島善高教授の「井上シラス」論である。⁽⁸⁾ 教授の解明を以下、私流にパラフレーズすればこうなる。へ井上は、西欧君主制にあっては、明確に権力的な——私なりに言い換えすれば、「ハード」で「制度的な」——支配従属関係が貫徹するのが特徴的であるが、古来から日本では、天皇家はそうした支配形態をとらずに、「君治ノ徳」を以ってむしろ社会諸関係のなかに融合しつつ、ソフトに情緒的に統治してきた、とみる。井上は、このような性格の統治こそ、「クニを」治める、「すなわち、「しらす」(「しろす」、「しろしめす」といいう言い方あるいはそういう「言い方」)のなかにこめられている「観念」である、と考えた。すなわち、自分たち明治初期の有司たちが現に当面している課題としての日本国の近代化は、こうした「しらす」方式を固守することによって、対応し達成しなければなら

ないのだという思いを、井上は抱いていた。こうした国家形成を辿ることによって、西欧諸国とは一味ちがった、日本の「くにのかたち」を保持しつつづけるのが、順当な方途である」というのである。

井上は、卓越した比較法制史的な知見の持ち主であった。その井上は、西洋流の君主国が——かれの得意の知見に属するフランスが典型のように——民主主義・共和主義に拠る変革の契機を内在しているのを、鋭敏に感じ取っていた。かれにとつては、日本の近代化が、市民革命を招くような方向でかじ取りされることは絶対に避けねばならない。そのかれがこの点の切り札として差し出したのが、「しらす」論であり、「祖宗ノ大憲」であったと解するのは、かなり理に叶っている、と私には思われる。「しらす」的な天皇観は、敗戦から新憲法制定へと展開する過程で再び浮上し、「あこがれの中心」としての、「象徴」としての、天皇制へと再編成させるのに、大きな役割を果たした、と言い得るようなものでさえあった、と思う。

「しらす」論をそのように了解するとして、しかもなお私には疑問が残る。というのは、井上は、皇位継承が女系に流れるのではなくて男系にのみ流れるべしとするという要請——それが「祖宗ノ大憲」の中核部分なのであるが——にこたえるのでなければ、「しらす」は成立しないと考えているらしいのであるが、なぜ、女系に流れれば「しらす」は成立しないのか、別言すれば、「しらす」と男系主義とのあいだにはなぜ、どのような、つながりがあるのか、私には了解不能なのである。私に理解できるのは、女系に流れるのを許せば、天皇および皇位継承者（およびその候補者）は複数の氏姓にまたがって存在することになり、「しらす」の担い手が多元化し、権威がピンぼけになって、ポイントを欠くことになるという、惧れである。女系を排し男系主義に徹すれば、そのかぎり「皇統」は一元性を保持され、皇家のまとまりは比較的について都合よくゆく。けれども、単にそれだけのことであれば、血統による相続主義を厳正に実行すればいいのであって（西洋的君主制は、これによって存続しようとしている）、男の血縁と女の血縁とを決然と二分割し、後者を棄て前者を排他的に選択する必要はないのではなからうか、と私には思われるのである。なぜ、男系主義なのかの疑問は、なお依然として氷解されな

い。結局のところ、天皇統治形式における萬世一系にこそ「シラス」方式の基盤があり、そこにおける萬世一系とは男系主義による皇統以外の何物でもない、これを維持することが「シラス」の前提要件であるという主張の繰り返しになってしまふように思われる。

男系主義社会的基盤

もつとも、こうした形で現われる男系主義による世襲制イデオロギーは、当時の日本にあつてはいかなる意味でも突出したものでなかつたということは、このさいはつきりと留意しておかねばならない。すでになんだか指摘するように、近代以前の日本社会の中で、語るに足る家督・家格・家名・家産を有し、その継承・相続が法（慣行）としておこなわれる社会階層（例、武家）にあつては、ゆるやかな形を採る長男単家督財産相続制が通用していたとみて大過なからう。明治初期、西欧における個人主義的な一夫一婦制に基軸を置く近代的な家族をモデルとして、これを横目で眺めながら形成された「家」制度にあつても、長男単家督財産相続制が支配した⁹⁾。こうした「家」制度は、一九四五年の敗戦時まで、範型としては完璧に近い形で残存することになったのである。そしてそれは、新憲法第一四条・第二四条によりはじめて解体を迫られる対象となるのであつた。

「家」観念の本質的な部分を占める長男単家督財産相続制は、いうまでもなく男系主義を貫徹させようとする。こうして、きわめて大雑把に比喩すれば、「家」——これを語り得る家格と財産を持つ家族集合体にあつては——は、「プチ」萬世一系¹⁰⁾「観念をイデオロギーとして成り立っていた、と言へるであらう。

このように当時代において、社会一般が男系一統主義的「家」観念を中軸にうごいていたことと、明治法制官僚らが天皇家の括弧つき近代化・制度化をはかるうえで、男系一統主義にもとづく「萬世一系」の固執したことは、無関係ではな

い。「萬世一系」構想は、けっして天皇家に固有独特で突出したものではなかった。臣民一般には、自然的なるものとして受けとめられる社会的な基盤があったのである。

皇位継承における「法」と「恣意」

ところで、近代以前、男系皇統主義をとって「萬世一系」の天皇制が支配したというものの、すでにわれわれが知っているように、八名一〇代の「女帝」が介在していた。これは男系主義を前提とするものの、時に応じ女子が短期間だけ「中継ぎ」的に継承するという、緊急避難的な措置を認めたくえでの、男系皇統主義であった。抜け道を作ったの建前であった。こうした変化球の媒介があり得たのは、近代以前には、皇位継承の順序なるものは、一方に男系・男子主義が慣習として支配しつつも、直系か傍系か、長か幼か、庶子をどのレベルで継承者に指名するか、といった選択には、これといった厳密な法はなく、これらの選択は、結局において「天皇の恣意」⁽¹⁰⁾によって決まる、といった態のものであったことと深く結びついていたのに留意する必要がある。たぶん、天皇の世継ぎを誰にするかといった問題は、天皇家に固有な（いまの用語法でいえば、私的な）ことがらであり、大まかに了解された慣行の、実際上の適用は「天皇の恣意」がはたらくことは、ごく自然のことと見做されていた。

近代化Ⅱ制度化の要請

井上毅研究者のあいだではよく知られていることだが、井上らは、皇位継承法問題に当面した初期の段階では、右に述べた法状況、すなわち、家督相続に類する皇位継承のごとき案は、一定の慣習の範囲内で天皇を頂点とする関係当事者が決定してしかるべき「お家の事情」に属する、と考えていたものようである。けれども、そのうち、西欧的な憲法をにらみ合

わせての天皇制の近代的な構築をはかろうとする以上は、公私混交的、非制度的、恣意容認的な方向で、この課題に接近することははや不可能である、もしくは得策ではない、とかれらは悟ることになるのであった。⁽¹¹⁾一八八九年へ明治二二〇制定の憲法制定作業と並行して、公法としての皇室法を体系的に成立させる必要があり、その一環として、皇位継承・天皇の退位など皇位に関する制度を、制度という名に適しい形態で確立する必要があった。

こうした文脈のなかで一義的に決定され、実際に皇室典範のうちに実定的に結実したのが、第一條「大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ継承ス」⁽¹²⁾なのであった。

このように、井上らは、近代化Ⅱ制度化の過程で要求された強制選択の結果、一義的・明示的に「女帝」成立の余地を断つたのである。

「皇胤」の確保

このみち、つまり女帝の即位を排斥して「男系・男子」路線、をとることにともなって、予想される問題がある。男か女かどちらでも、というのではなくて、男のみとなると、その肝心の男を欠いたばあい、継承者は不在という事態が、その分だけ多くなる。そのことを、どうカウントするかという問題である。井上は、この問題に対して、「従来ノ皇胤繁栄ナラシムル為ニハ他ノ種々ノ方法アリテ此ノ憂慮ヲ塞クニ充分ナルヘシ」と答えている。すなわち、「皇胤」(天皇の精子Ⅱタネを受けて生まれた子孫)を確保するには、「他ノ種々ノ方法」があるのだから、心配無用、と断るのであった。井上はしかし、なぜか、この「他ノ種々ノ方法」が何であるかを、まったく示唆していない。この点、つまり井上の脳中にあつたものとして、ある論者がまず示唆するのは、近世において制度化されていた四親王家の継続存置である。⁽¹³⁾たしかに、四親王家——伏見宮、桂宮、有栖川宮、閑院宮の四家は、皇胤の継承男子を確保するために成立し、天皇の血縁上の親等と関係なく

存続が認められるという、きわめて特殊な宮家であった。井上が皇男子調達のプールとして、この四親王家のような「皇位世襲宮家」の存置を念頭においていたとして、なんら不思議はない。けれども他方、親等の遠近と関係なく、したがって、世代を経る毎に遠縁になる宮家を抱え持つこととなる四親王家の存在意義については、その当時元老院、宮内省など体制側が見直しの線で検討課題にしていたのは、比較的によく知られていた事実である。⁽¹⁴⁾ そのことを、井上毅が知らなかったはずがない。井上が四親王家の存続を、皇男子徴達プールとして前面に押し出し、あえて火中の栗を拾おうとしたとは、なかなか考えにくいのである。

四親王家の機能不全

加えて、四親王家が実際には皇男子調達のために、けっして有効に機能してきたとは言えないのであって、このことは、井上を含めた当時の人びとには、経験的な事実として、よくわかっていたということも、指摘しておかねばならない。経験的な事実とは、のち大正天皇となる明宮嘉仁親王の成立にまつわる事象であって、このことについては、本稿ですでに言及したこともあるので、詳述しない。嘉仁親王は一八七九年へ明一二〇八月末生まれながらにして親王であったわけではない。嘉仁は、皇胤引継ぎの予備軍団としての四親王家など皇親の範囲外にある女性（側室）の庶子として誕生したのである。四親王家のなかからは、皇男子を調達できにくいことが判明した結果、嘉仁は、親王となり儲の君となったのである。

この事実を記憶に新しいものとして認識していた井上が、⁽¹⁵⁾ にもかかわらず四親王家のごとき制度に、皇男子調達プールとして信を描いていたとは、いささか考えにくい。

では一体、井上は「此ノ憂慮ヲ塞クニ充分ナル」「他ノ種々ノ方法」として、何を意中に置いていたのだろうか。答は、いま述べた経験的な事実の認識から割り出すことができる。結論的にいえば、皇位継承における庶子容認である。

井上が「他ノ」「種々ノ方法」といわくあり気に語つているところをみると、皇位継承における庶子の組み入れ容認という、天皇家において歴史的・伝統的にごく当たり前の方法として体制側が受容してきた以外に、何か他の妙案があつただろうか。ひと、あるいは養子の方法を思いつくかもしれない。たしかに、一般の家督世襲・財産相続にあつては、養子縁組という擬制的親子関係が受容され、広く用いられてきたところであるけれども、養子縁組は「萬世一系」という天皇家に独特に強力なイデオロギーと真向から対立するのだから、井上を含めた体制側がこれに思いをつなぐとは、とうてい考えられない。養子縁組はそれ自体血統によるつながりを乱すだけでなく、将来において、血統と無関係で氏姓を異にする者たちが皇権力に介入参与する余地を胚胎してもいた。井上はこの解決方式には一顧だにしなかつたのは疑う余地はない⁽¹⁶⁾。

そうすると、井上は「他ノ種々ノ方法」とまことしやかに語るものの、かれの頭のなかにあつたのは、つまるところ、庶子を継承秩序のなかに組み入れる方策以外の何物でもなかつた、ということになるのではあるまいか。

女帝否認と庶子否認とは、井上たちの頭のなかでは、裏腹の関係にあつたというのが、私の解釈である。

(1) 政府支配勢力が皇室典範制定にむけて本格的に取り組んだ時期については、稲田正治『明治憲法成立史 下巻』、一九六二年、九五八頁以下、第二十九章 皇室典範の起草が一九八五年(明一九)春、宮内大臣伊藤博文のもとで作成された皇室制規あたりを起点にしていると捉えたのに対し、小嶋和司(『皇室典則について——明治皇室典範制定初期史の研究——』、『柳瀬良幹博士東北大学退職記念・行政行為と憲法』、一九七二年、所収。のち、小嶋和司憲法論集二『明治典範体制の成立』、木鐸社、一九八八年、再録)が稲田を批判しつつ、その起点を一八七〇年代後半まで遡らせるべきだと論じた。稲田は、のちの論文(『明治十九年における皇室制規と皇室典則の起草』、『稲田正治『明治憲法成立史の研究』、有斐閣、一九七九年、二五四頁以下)において、小嶋の批判に応えるにあたり、自説の正当性を主張しつつ、成案を得るまでの「前史」をいかにカウントにいれ、どんな意味で「起点」を設定するかについて、両者間にちがいがあただけだ、という趣旨の反論をおこなっている(両者の議論のあらましにつき、小林宏「明治皇室典範制定史の一考察」、『国学院法学』二二三巻二号、一九八五年、一頁以下、を見よ)。稲田もまた、一八七〇年代後半の立案作業を無視も軽視もしているわけではないから、両

者のあいだに有意味な論争点があったようには思えない。いずれにせよ、本稿ではその目的上、一八七〇年代後半からの考案をはじめ、大過なきものを考える。

- (2) 一八八五年(明一八)一二月、太政官制に代わり内閣制が布かれるとともに、制度取調局は廃止されたが、皇室関係法規の調査立案作業は、実質上そのまま宮内省そのものに引継がれ、中断することなくおこなわれた。
- (3) 信山社版 上巻 二四五頁以下〔資料二九〕「宮内省立案第一稿皇室規制(明治十九年)」
- (4) 「皇位継承ノ事 第一 皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系以テ継承ス男女系嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ従フヘシ」。および「皇族ノ事……第二七 皇族(孫) 庶出ノ子女ハ私生トナシ皇族ノ待遇を与ヘサルモノトス」。
- (5) 信山社版 上巻 三四七頁以下いま、「皇族(孫)」と表記したが、これが包蔵する問題は、のちに取り上げるであろう。〔資料三〇〕「謹具意見(井上毅、明治十九年)」
- (6) 井上のこの見解は、小林宏「井上毅の女帝廢止論——皇室典範第一条の成立に関して——」(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』、木鐸社、一九九二年、所収) 三九五頁注(五) が指摘しているとおり、すでに一八八〇年(明一三)の、女帝容認政策を採る元老院国憲按第三次案に対する批判として、議官河田景与が述べている議論(信山社版 上巻 二六四頁〔資料八〕「国憲草按各議官意見書」および岩倉具視が諮問した奉儀局調査議目に対する宮内省一等出仕、伊地知正治の口演筆記(明治一五年二月一日)(同、〔資料一五〕三〇一―三〇三頁)と帰を一にしている。井上は、これら先人の採る律令制的氏姓論を自らのものにしていたにちがいない。
- (7) 井上「謹具意見」(前掲書三五二頁) 井上たち伝統主義者によれば、姓を易える、すなわち「易姓」は、「革命」——という「最モ恐キコト」——を意味するという態のものであった。
- (8) 島善高「井上毅のシラス論註解——帝国憲法第一条成立の沿革——」(梧陰文庫研究会編『明治国家形成と井上毅』木鐸社、一九九二年、二七七頁以下、所収)
- (9) 差しあたり、向井健「明治初年の相続法」(青山道夫ほか編『講座 家族 五 相続と継承』へ弘文堂、一九七四年、一〇〇頁以下、所収)。向井教授は、これを「廢嫡要件のきわめて緩和された長子単独相続」(一〇九頁)と命名する。なお、こうした相続制との関係において庶子制度を論じたものとして、早川紀代『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店、一九九八年がある。
- (10) このさい、本稿の目的との関係では、古代以来近世にいたるまでの皇位継承法上のこまかい議論に入り込む必要はなからう。たとえば、

中田薫（『養老令前後の継嗣法』へ『法制史論集』第一巻、岩波書店、一九七〇年（初版一九二六年）、八四頁以下）は、要旨次のように説明している。大化前代の皇位継承法につき、天皇は皇嗣を選定する権限を有していたが、その選定は全く天皇の任意によっておこなわれ「嫡庶長幼の順位に關し何等の拘束を受くることがなかった」と。これに対し、井上光貞（『日本古代國家の研究』、岩波書店、一九六五年、一八〇頁以下）は、「全く拘束がなかったわけではない」という立場から、古代においてもそれなりに、兄弟相続・皇太子政治・大兄制などをつうじて継承基準が析出されるのだ、と論じ、そこにある種の法形成があった、とみる。なお、小林宏「明治皇室典範における皇位継承法の成立——西洋法受容における律令法の意義に寄せて——」（瀧川政次郎博士米寿記念論集『律令制の諸問題』へ汲古書院、一九八四年、一八九頁以下、所収）参照。

(11) たとえば、小嶋和司「皇室典則について」（前掲）七九～八五頁、小林宏「井上毅の女帝廃止論——皇室典範第一条の成立に關して——」（『梧陰文庫研究会編『明治國家と井上毅』へ木鐸社、一九九二年、三五六頁以下、所収）三六六頁、などをみよ。

(12) ちなみに、この旧典範第一条と現行典範第一条「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する」とを対比していたきたい。文語・口語の文体の差と前者の「大日本國」と「祖宗ノ」という実質的に大きな意味を持たない形容語とを括弧に付していえば、実質的には「そっくりさん」となるのである。

(13) 川田敬一「皇室制度形式過程における井上毅と柳原前光」（『梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』、木鐸社、二〇〇〇年、三三四頁以下、所収）は、男系の皇統（皇位継承者）を確保する方法にかんし、「井上は、従来からある、皇統を確保するための四親王家および親王宣下の制度を存続させること」を考えていた、と論ずる（二三九頁）。井上の立場と対照的に——川田氏が指摘しているように——柳原前光は、「原則として、皇統に属する者すべてを皇族とすることにより皇位継承者を確保しつつ、増加しすぎれば遠系の者から臣籍降下させ」ればよいという考えであった。柳原のこの考えは、首尾一貫したものであって、それは端的にかれの起草にかかる皇室法則綱要（信山社版 上巻 二六六頁以下〔資料三二〇〕）に体现している。柳原のばあい、「皇胤ニシテ臣籍ニ列セサル者都ラ皇族ト號ス」（第一八条）というとき、「皇胤」を継ぐものとは、嫡出・庶出のいかんを問わずすべてを意味するのは、はっきりしている（そのことと関連して、柳原は庶皇子女はすべて誕生とともに自動的に「親王（内親王）宣下」を受けると主張しているのである。）問題は、井上は「庶出ノ皇子」ということを、どう処理しようとしていたか、である。私の理解では、井上のいわゆる「祖宗ノ大憲」には、きわめて当然に「庶出ノ天皇」が前提されているのであって、嫡庶を明示的に分別する要を感じなかった。ただ、本稿本文で照射するように、井上が頭を悩ましていたのは、この、一夫一婦制をとる西欧諸國の人びとには不可解あるいは不快な「庶子容認」を、どのように法制度化す

るかという問題であったと思われる。

(14) 王政復古に帰因し、一度僧籍・臣籍に降下した人たちが皇籍に戻ってきたこともあって、一方では皇位継承者プールをきちんと確保すること、他方では皇室経費の増大を押さえることをにらみ合わせて、皇族身分を整理し客観的に制度化することが要請される。こうして、初期のゴタゴタ状態を経たのち、一八七六年(明九)当路のあいだで「皇親」論議がかわされた(信山社版 上巻 一二九頁以下所収の〔資料一〕「皇親」は、その表現物である。これについては、島善高「明治初年の『皇親』論議——梧陰文庫所蔵『皇親』の紹介と翻刻——」〔早稲田社会科学研究所〕四六号・人文自然科学研究第四三三号・合併号、一九九三年、二〇九頁以下)が詳しい。私の印象では、そのさいの皇親論議のポイントのひとつは、庶出の子女の選別・認知問題であるが、もうひとつのポイントは四親王家のごとき既存の世襲宮家をどう評価するかにあった。どちらにしても四親王家の存在意義あるいは効用は、しかく自明のものではなかったのである。

(15) ただし、井上の四親王家対策については、次のように留保しておかねばならない。一八八二年(明治一五)二月、右大臣岩倉具視の指示で宮内省内に内規取調局が設けられ、伊藤博文らが西欧憲法調査旅行から帰朝したさい適切に反応し得るよう——「事務皇室二閱スルモノハ外国ニ準拠スヘカラサル者アリ、宣ク今日ニ於テ皇典ヲ調査整頓シテ以テ他日ノ校量審議ニ供スヘキハ尤必要ノ事タリトス」〔具視宮内省内規取調局總裁心得ト為ル事〕(鳥「第一章 明治皇室典範制度前史」(前掲書、四四頁)より引用者——皇族内規の作成に当たることになった。こうして得られたのが「皇族内規一」「同二」そして「皇族令ヲ定ムルノ議 御達案皇族令(信山社版 上巻 三〇四頁以下〔資料一六〕〔資料一七〕および〔資料一八〕)である。そのうち、内規一、二は、端的に「四親王家ノ稱ヲ止ム」とあって、皇位世襲宮家としての親王家制度の廃絶を示唆し、三番目の御達案にあつては、親王は五世を経たら自動的に臣籍降下して華族になるという案をとることにより、四親王家の漸次的消滅が考えられている。

この御達案に対して、参議山県有朋のために代筆して井上毅が書いたとされる(鳥・前掲論文四六頁に拠る)「皇族令修正意見案」(〔資料一九〕)では、むしろ四親王家の存置を主張していて特徴的である。井上の立論は、要するにこれは「五百年ノ久シキニ因襲シ来」ったものなのだから「今日ニ在テ容易ニ廢絶スベキニ非ス」と言い、旧幕府の下にあつても「三家三卿」がこれに似た世襲制を採っているのにかんがみれば、それなりの効用が期待できるであろうといった種類のものではあつた。こうしてみれば、四親王家の存在意義について井上は、大勢の消極主義に対し、積極主義を採っていた、と考えるべきかもしれない。

そうであるにしても私は、井上が「萬世一系」の「皇胤」を引継ぐ切札のひとつとして四親王家に信を託していたのだらうかという点では、疑いを払拭できないでいる。現に——なん度も繰り返して気がひけるが——明治天皇の世襲き問題にあつては、四親王家の面々の

誰もが「皇胤」へと辿るためには、一〇親等あるいはそれ以上遡らねばならなかったのである。時代経過とともに、四親王家の人びと「皇胤」との親等間隔はますます広げられるのは、日を見るよりも明かであった。

さて、私の非理性的な固定観念によるのであろうか、いま垣間見た内規取調局の内規案で書かれていないことに、むしろ私は思いがいてしまふのである。というのは、これらの文書では、皇親、親王・内親王、王・女王などの「皇族」身分の定義あるいは要件が書かれているのではあるが、そのどこにも、嫡・庶の別が書かれていないのである。書かれていないという事実が意味するであろうことが、少なくともふたつある。ひとつ、この一八八二、三年段階における宮内省は、皇族身分からいっさい、庶出の皇子女を排除し、西欧流の嫡出主義に徹しようとしたという解釈である。もうひとつは、嫡の、庶の、といった区別に目くらまを立せず、そのときどきのコンテクストに合わせて、庶男子といえども皇后の養子（あるいは実子）とするある種の独特な認知手続を経て嫡出子と同様なものと見做すという、旧来の仕来りを前提として、これらを文書は作成されている、という解釈である。前者は、私たちが現に共有する文理解釈法に適合的ではあるが、当時そういう解釈を割り出す文理を立法当局者は踏まえ得ていたかどうか。いずれにせよ、この解釈によれば、後宮側室は完全な解体を迫られるのであって、太政大臣のもとにある有司たちが異議なくこれに同調し得たかどうか。慎重な検討を要するであろう。残るは後者である。嫡庶の識別を気にしない文化に育ち、「御養子」となることにより「皇親」に属し、皇位に就く実例を当然視してきた立案者たちが、庶出子女も容認されるということを暗黙の前提として「皇族」に関する規範を作りつつあった、と想定することは——確証はまったく無いにしても——非常に不合理なわけではないように思う。「内規一」、「内規二」の附言に「一 大統継承ノ為メ諸王ヲ養子トセラル、ノ外ハ総テ養子猶子ヲ止ム」とあり、「御達案 皇族令」に「皇族ヨリ入テ儲君ト為ルノ外天皇養子ト為スノ制ヲ停ム」とある。これはいずれも、先に言及した養子宣言を経由して儲君、つまり大統継承者とする特別手続に関する定めであるが、そこでいう「諸王」、「皇族」とは——少なくとも歴代の例に照らせば——天皇庶出の男子を指すのである。

(16) いま私がここで用いている「養子」という語は、現代人にとつての通常型のそれ、すなわち親子のあいだに直接血縁上のつながりの無い者同士で取りむすばれた「養子縁組」にもとづくもののみを指す。逆にいえば、現行民法第七九八条但書でいわゆる「自己……の直系卑属を養子にする場合」に対象となる養子（現行民法第九〇〇条第四項でいわゆる「嫡出でない子」）は、いまここでは念頭の外にある。すなわち、旧民法でいう「嫡出ニ非サル子」であって、「其父……ニ於テ之ヲ認知」することによって「庶子」となった者は（旧民法第八二七条一・二項）、本稿では、「養子」コンセプトのなかに取り込んでいない。

本稿で私が「養子」コンセプトにこだわるのには、理由がある。というのは、本文でも再言するように、天皇家の伝統（旧慣）にあつ

ては、「皇胤」を引継いだ側室の男子を、皇后の「御養子」とすることによって、「皇親」に繰り入れるという形式の「認知」手続（あるいは、「親王宣下」という「親王」身分を賦与し、公にする手続）が、機能していた。多妾制のもとにあつては、「皇胤」は拡散し、それにつれ妾腹の子は——よし、当時の低い医療水準のなかで、淘汰される件数が、現代人には驚きに値するほど多かつたとしても、なお——皇位継承者予備軍としては不必要に多いということが予想されるのであつて、なんらかの程度・形式において整序すべきことが要請されてきた。これが、「皇胤」の庶出子に対する皇后による養子引取り制度である（ここで留意すべきことの第一は、ここでいう「養子」という制度は、近代法的なそれとはいちじるしくちがいがあつて、単に名目宣言的な、厳正な手続を欠いた、「家内ルール」の一環でしかなかつたことである。第二、皇后による「養子」引き取りという慣行と平行して、「皇胤」の庶子を皇后が自らの「実子」と宣言することもまれではなかつた。つまり「養子」とするか「実子」とするかについての区別基準も、また、そう区別する意味も、判然としないようなのである。どちらのばあいにして、この手続は儲君治定（天皇の後継ぎたる皇太子に就かしめること）（あるいは親王宣下）の前提条件あるいはそれに付随する宣言手続であつた。現にたとへば、一八五二年生まれの明治天皇（祐宮睦仁）は、一八六〇年に儲君治定、のちの英照皇太后の実子とされているが、この慣行があつてはじめて、こんどは、一八七九年に誕生した大正天皇（明宮嘉仁）が一八八七年、（昭憲）皇后の実子として世間に出されるという演出が、肅肅とされ得たのであつた。「儲君」という目前の目的との関係にあつては、皇后の「養子」とするか、「実子」とするか¹の形式的な区別は、大した重要性を持つていなかったように思う（私にはむしろ、この慣行にあつて天皇が「認知」主体として登場しないこと、およびそれはなぜかというもののほうに、興味を覚える。問題の庶出の皇子はどのみち紛うかたく「天皇ノ御実子」であるのである。このリアリティを「皇后ノ御養子」または「皇后ノ御実子」というフィクションに寄せて確認または選別すればいいのであつて、天皇は表舞台に出てくる必要はないといった理論が働いていたのもあろうか。そうであるとすれば、かなり奇妙な理論であるまいか）。

第四章 法制官僚の課題

一夫一妻多妾制

比較的上層の近世日本社会においては、一般に一夫多妻主義（ポリガミー）が採られていた。天皇家も例外ではない。いや、天皇家にはちゃんと正妻がいたのではないかという反論がある。そう、天皇家の歴史上、ある時期から一応皇后という名の正妻が存在するようになった。皇后を正式において、それと並存して妃、夫人、嬪などなどの位格がつけられた女性グループ（さらにその下に側室^{II}妾を派生させる）という構造になっていた。この、中国の流れを汲む夫婦関係は、一般に一夫一妻多妾制^{、^U}と呼ばれる。天皇の女性関係は、この一夫一妻多妾制という名のポリガミーであった。けれども、この形式のポリガミーは、けっして天皇家に固有なものであったわけのものでもない。およそ継ぐに値する家督・家名や家産などを具有する社会層においてもまた、形のうえで正妻を正妻として立て、それと並列してひとり以上の妾をおくのは——武家を別とすれば——けっして異例のことではなかった。一夫一妻多妾制は社会一般に容認されていたのであって、けっして天皇家だけが突出して、然かあったわけではない。

「庶出ノ天皇」の連続登板

これも既述したことだが、明治天皇を遡って言えば、一一五代桜町天皇以降、桃園、後桜町、後桃園、光格、仁孝、孝明、明治の八代、連綿すべてこれ、正妻の子ではなくて、側室の子であった。明治を降って大正に及んでもなお、側室の子というレコードが九代続くことになるのである。

当時にあつておおよそ皇位継承の順序・範域に関心を持つ者のあいだでは、側室による継承男子の調達は、公知の事実、あるいは少なくとも暗黙の前提であつたであろう。それなのになぜ、井上は、「従来の皇胤ヲ繁栄ナラシムル」方法を挙げるにさいし、直截に側室⇨庶子の組み入れ方を明言せず、「他ノ種々ノ方法」という、ぼかしをかけた言い方をしたのであるか。この問題は、次の問題とも連結して、私を悩ませる。次の問題とは、井上も深く準拠するところの、例の嚶鳴社討論「女帝を立るの可否」における島田三郎、沼間守一ら男統主義による女帝否認論と関係して生ずる。島田らは、男統主義を本質的な契機として成り立つ「萬世一系」に固執するとき、それを可能ならしむにつき、ほとんど不可欠といえる側室⇨庶子制度に、まったく言及していないのはなぜかという疑問が、それである。有力な男統主義者（男系男子主義者）である沼間は、「論者は言ん、女帝を立てざるが為めに、皇統絶るときは如何んと」と折角あえて自問を立てながら、それに対して「予は直ちに之に答んとす、既往二千五百年間此事なし、爾後も亦是れなかる可きのみと。」これにすぐ続いて沼間は「論者にして尚ほ説あらんか。謂ふ、其詳を悉せ」（岩波版二八九頁）、と喧嘩を売って意気軒昂である。要するに、沼間は、男系男子主義をとつたからといって、歴史上いまだかつて一度も、男の跡継ぎに困るといふことはなかったではないかという事実、に即して、跡継ぎ払底事態は、まったく杞憂であると豪語するのである。

私の疑問は、この点において、「杞憂」を「杞憂」たらしめている最も重要な制度である多妾制の存在について、なぜ一体、沼間も島田も、またその他の男統主義者らも言及するところがないのだろうか、という点にあつた。けれども、よく考えてみると、私の疑問はそもそもがピント外れで、あらずもがなの愚問であつたことがわかる。男統主義者たる島田、沼間らにとっては、庶子の「世嗣ぎ」組み込みは、伝統的な皇位継承法において空気みたいに当たり前、あえて言及するに値しないほどに制度内化したものであつた。そうだから——つまり、庶子の「世嗣ぎ」組み込みがあえて語るに値しないほど当然の前提であつたればこそ——沼間は、胸を張って、「既往二千五百年間此事（跡継ぎ払底事態——引用者）なし」と

断言し得たのである。「爾後も亦是れなかる可きのみ」と言つて、将来の展望においてもまことに樂觀的であり得るのは、多妾制が今後とも生き残ることを確信して疑わなかつたからである。重ねていうが、嚶鳴社に拠る男統主義者らにあっては、女帝否認と庶子容認とは、裏腹の關係にあり、後者はあえて明言し論証するような命題ではなかつたのである。

井上が抱える問題

けれども、ひとしく男統主義・男姓主義者である井上には、法制官僚の基軸に位置するという点で、嚶鳴社中の者と一味ちがう問題があつた。⁽²⁾それは先ほど、皇位継承における庶子容認は史上に照らし「空気みたいに当り前」のこととして体制的に受容されてきたと述べおいたことに関連する。それが「空気みたいに当り前」の状況にあつたのは、天皇にとって世継ぎ問題は、天皇の恣意によって処理決定される慣行であつたことと密接に結びつく。継承者の決定を下すについて、代々の天皇は、その具体的な状況のなかで、それ相應に側近の助言を受けはしただろう。しかしながら、厳密な拘束力をもつた明文上の継承順序法などはなかつたに等しいのだから結局において、天皇の恣意が支配した、といつてもよからう。こうした不文の慣行のなかで、一一五代桜町天皇以降、一二三代大正天皇に至るまで、九代すべて、側室を母とする男子によって皇位が継承されるという歴史が続いたのであつた。

井上が皇位継承を含む皇室法規のありよういかに検討する課題を担当した初期においては、この種の案件は天皇家に固有な家法に属するものであるのだから、そのままそっくり、「政事法律百般」に支配すべき公法体系とは別に、天皇家にかかわる私法として残しておくべきだという立場をとつていた。⁽³⁾しかしながら、かれは、憲法制定作業をすすめる過程で、西欧君主国におけるこの点の法制のありようを知るに及び、自分のこの立場は、西洋諸国との対応において欠けるところがあると考えようになつた。こうしてかれは、少なくとも皇位継承の順序は明文による法定化を以つて確定すべきであるとする

立場に転換して、そこに盛られるべき内容（継承順位のありよう）の検討に腐心することになるのであった。

そのことは、しかし、井上にあつてはけつして西洋君主国の継承法の中身を「模擬」⁽⁴⁾することを意味しない。先に引用したように「皇室継承ノ事ハ 祖宗ノ大憲ノ在ルアリ決シテ欧羅巴ニ模擬スヘキニ非ス」⁽⁴⁾（「謹具意見」）が大原則であつたのである。

そこで問題は、一方で内容上「祖宗ノ大憲」を保守しながら、他方、これを天皇の恣意という融通無碍の形態から、一義的・明示的な法文による体裁へと、造型し直さなければならぬ点にあつた。天皇家の近代化は、非制度的な仕組み・暗黙の了解のなかでおこなわれてきた皇位継承のありようをあぶり出し、これを明文の命題によって制度化することと意味したのである。

「祖宗ノ大憲」というものの、井上の念頭にあつたのは、男系主義・男子主義に拠る「萬世一系」でしかなかつたとさえ言える態のものである。男系・男子主義を既定方針として前提にしたならば、長子主義対末子主義・直系主義対傍系主義などのレベルの選択問題は、ある程度技術的な性格のものであつた、と断定しても誤りでなからう。⁽⁵⁾

井上は、前記のように、「謹具意見」において「男系主義に固執したからといって皇位継承候補者の欠如には心配無用である、その確保のためには「他二種々ノ方法」がある」と述べながら、しかも文中さいごまで、その「方法」のなんたるかを示唆していないことを、私は不可思議なこととして究明しようと努めてきている。さてところで、その井上が件の「謹具意見」・「第三結論」の第二パラグラフにおいて、次のような文章を挿入していることを読者諸賢にお示ししておきたい。井上はまずはじめに、「我国ノ王室ノ系統ハ祖宗以来不文ノ間ニ自ラ不拔ノ憲法ヲ存シタレバ強チニ事新シラク掲載スルノ要用アルコトナ（シ）」とする持論を繰り返し、もしこの不文の法を明文を以って「掲載」しようなどすれば、へそれは、ヨーロッパの真似だ！との痕跡を残すことになって、かえってまずい、とかれは言う。それに直結して出て来るのが、私の

瞠目を誘うセンテンスなのである。「歐羅巴ノ王家相統法ニ於テ重要ナル條項ハ第一、ニ私生子ヲ退クコト、(嫡系主義の明言——引用者)第二ニ男系ナキ時ノ女系ノコト第三ニ君主不能力ノ時ノ処分等ナリ然ルニ假ニ我国ノ憲法ニハ特別ノ事情アリテ此三ツヲ掲載スベカラズトセンカ、其ノ他ハ、サシテ重要ナル條項アルヲ見ズ」(傍点)引用者。

こうして井上は、右三つの重要事項について「祖宗以来不文」のままの線を押し通すことを進言し、それ以外の「重要ナラザル條項ノミヲ掲ゲテ」体制・体裁を整えるのは、かえっていたずらにヨーロッパ模倣だとする「各人ノ議ヲ招クニ近カラシ」と観測し、そんな形式の立法をとるべきではない、と論する⁽⁶⁾。

私の想像では、皇位継承法のありようとして井上がもつとも気にかけていたのは、男統主義を中軸とする「萬世一系」の維持、それと不可分に結びついた「庶出ノ皇子」の容認、このふたつであった。いや、ふたつというにしては両者は余りにも密接に結合していただろう。嫡庶混在の男統主義——そのみが、「萬世一系」を支えてきたのだから。そのうち、「萬世一系」は神話的要素のきわめて濃厚なイデオロギーとして、まあまあ外国人にも咀嚼不可能ではない。問題は、それを、イデオロギーであるにしる歴史的な事実としてであろうと、制度的に、あるいは慣行的に支えてきたところの庶系主義——井上の直截表現法によれば、「私生子」——の方である。井上は、別の文脈、すなわち「庶出ノ皇子皇女」をその誕生とともにただちに「皇后ノ養子」とすることの当否を問題とする脈絡において、次のようなことばを残している。すなわち、「此事(皇庶子女を皇后の養子とすること——引用者)如何ナラン此事中外ニ公布アランニ外国人ハ日本ニ庶子アルコトヲ驚怪スルコトノ外ニ更ニ又皇后ノ養子アルコトニ向テ尤奇異ノ思ヲナスヘシ何トナレハ此皇庶子ハ皇父皇母ノ養子トナルヘクシテ独リ皇母ノミノ養子トナルヘキ筈ナケレハナリ」と。

このように、井上が皇位継承の問題として一番気に掛けたのは、「外国人の驚怪」を招くはずの「庶子」問題であった、ということになる。得てして人間は、一番気に掛けていることをかえって表に出さず、最後までそれを心の内に留めておこ

うとする性向がある。井上のばあい、「謹具意見」においては「他ノ種々ノ方法」とほかし、この点では庶子容認という切り札をさいごまで保留していたのは、そのゆえであったと言えるように思う。

さて、考察をここまで進めてきた段階で、「祖宗ノ大憲」にのっとり「萬世一系」の外観を維持するに当たり、井上に残された唯一の問題は、「庶出ノ子」を皇位継承ラインのうえにどのような方式で表現するかということに過ぎなかったとさえ、極言できそうな気がする。この線で少し話を進めてみる。

別の角度からすでに言及したように、社会一般において一夫一婦制をとる西洋社会にあつては、非嫡出子としての私生子は——よかれ悪しかれ——冷酷に法的な配慮の外に置かれており、王家においても私生子は見えない存在であり、この者になんらかの順位で王位継承可能性を開いておくなどは、考えられないことであつた。⁽⁸⁾ ここには側室の男子をおおらかに天皇としてきた「祖宗ノ大憲」とは、相当な距離がある。すでにして、井上らの立法作業に先行しておこなわれていた元老院等の作業にあつては、庶子の皇位継承参入を容認せず、一義的に排他的に嫡出（＝嫡男）主義を採ることによって、西洋君主国と足なみを揃える方向で案件を処理しつつあつた。

こうした脈絡を背景においての、「皇胤ヲ繁栄ナラシムル為ニハ他ノ種々ノ方法アリ」という井上の発言であつたにちがいないのである。このばあい、井上は庶子の皇位継承参入の容認⁽⁹⁾を念頭におきながらも、それを持って回つた言い方ばかりしているところに、かれのそれなりの苦悩のほどがしのばれるように思う。第一、この点にかんする「祖宗ノ大憲」は歴然として在るものであつたが、制度上天皇家の家法として社会一般には隠れていたものであり、これをいま明確な法文章によって天下に表出することにもなう逡巡である。第二、どんな仕方でも庶子容認を制度上表示するかという問題についての狐疑である。これは、単に皇位継承領域にとどまらず、皇族一般が抱えもつ庶子取扱いかかわつて存外に複雑である。この点については、のち若干述べるところがある。第三に、「近代化」の課題を背負つた法制官僚の頂点に立つたかれとして

は、むしろ一番気掛かりであったと思われるのは、価値観を異にする西洋諸国に庶子容認の制度をいかに理解させ受容させ得るかという問題であったにちがいない。まず当面、ロヨスレルらお雇い外国人の了解をどう取りつけるかを考えねばならなかっただろう。

井上「謹具意見」作成時と相前後して、宮内省が立案した「帝室典則」(修正案)⁽¹⁰⁾は、男系・男子主義に拠りながら、ある仕方で皇位継承その他につき庶子参入を認めている。そのかぎりでは井上には、これに異存がなかった。宮内省図書頭の地位においてかれが書いたものと小嶋教授が推定するところの⁽¹¹⁾(しかし、小林宏教授によりその推定が疑われているところ)⁽¹²⁾「帝室典則関係覚書」と記された短文のメモランダムがある。そこでの五項目にわたる注意事項のひとつに「一 庶皇子女外国吹聴ノ事」という一文を見出す。これはメモにふさわしく簡潔であって、その分だけ多義的である。けれども、当時懸案の事項に関する文章であることに照らしてみれば、次のように解するのが素直というものであるだろう。つまりこれは、「庶皇子女」という日本固有独特の慣行を法制度化するについて、「外国」の理解を受けるのはなかなかむずかしいところであるから、よくよく気配りして、外国に納得してもらおうよう(「吹聴」＝宣伝する)努めることが肝要であろう、と指摘するメッセージにほかならない。⁽¹³⁾

小林宏教授は、専門的な見地に立って、このメモランダムの執筆者は、当時伊藤博文の下で井上と並んで皇室関係法制作の重要部分になっていた柳原前光であっただろう、と推定している。⁽¹⁴⁾この推定を私は正当と考える。柳原は明治一三〇一五年(特命全権)露国駐在公使の役職(瑞典国公使兼任)にあつて、露都セント・ペータースバーグを基地として西洋諸国の君主法制を丹念に研修してきた。⁽¹⁵⁾そのかれからすれば、王家のみならず社会一般でさえも一夫一婦制を建前としていたから、多妾制を前提とする庶子の世継ぎ参入のごとき日本の伝統慣行は、相当の心理的な抵抗を感じるであろうこと、これを超克するのはいささかむずかしいこと、などは先刻承知のことであつたはずである。しかしながら、このことに関しては、

比較法制に通曉しお雇外国人と密なる折衝を経験しつつあった井上も事情をおなじくしていた、と思われ⁽¹⁶⁾る。

(1) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年第六章第一節参照。

(2) 井上が近世から及んで当時代(明治天皇治下)にいたるまでの、後宮のありようをいかに認識し、どんな評価を下していたのかを、私は知らない。それはさておき、井上も参加しておこなわれた一八七六年の「皇親」論議のなかでの主要議題のひとつは、まぎれもなく「後宮」問題であり、これは冒頭小河一敏による要領の好い概括的な問題提起があつて、討論が活発である(信山社版 上巻 二二九頁以下〔資料一〕「皇親」(明治九年)」。話は結局のところ、律令制(支那籍……支那風ノヲ移サレタル後)の(大宝令のころは「妃二員四品以上、夫人三員四位以上、嬪四人五位以上」とあつて、皇后(正后)以下天皇をめぐる女性らには品格を踏まえた秩序があつたのに、その後こうした仕組みが崩れ、「典侍掌侍等(低位の女官)引用者」ノ寝御ニ侍シ、皇子女ヲ育ス」ようになってきてしまつていゝる——と、現状を把握したうえで、ここから生まれる庶子の処遇および庶子を皇子としたばあいその実母の身分などを——后、妃、夫人、嬪のごとき旧秩序に準えつつ——どうするかをめぐり、参加者らは甲論乙駁やつている。

そうしたなかで現状にきびしい文言で批判を加えて目立つのは、宮内省御用掛の近藤芳樹である。かれは「妃嬪ニアラサル女官ノ懐胎ハ、モト不正ニ出ルガ故ニ」とか「モトヨリ妃嬪ニアラザル女官ノ懐胎ハ、アルマジキ事ニテ、據ナキニ出ル事ナレバ」〔資料一〕二二三頁(傍点引用者)と、側室女官への「皇胤」拡散を憂うべき事態として表現している。そのかれは、結局のところ皇后の外に「妃夫人嬪ノ三員ヲ予備アラセラレ」、その人的範囲で皇胤を繁栄するように整備すべきだ、と言っているようである(二三六―三七頁)(もつとも、そのかれにして、「定リタル御妾ノ外ニ、夜御殿ニ侍スル先例ハ……其員多クテ……甚シキ陋習」であると言ひ、もしまれに「女官ノ内、御寵愛ヲ蒙レルアラシハ」そのさいは、「皇子女ノ母トシテ」「妃夫人嬪カ」なにかの位階にあげてしまえば、「少シモ障礙アル事ナラム」とある意味で、相当に投げ遣り、いい加減である)。

後宮問題が単に後宮のみかかわる内部事情であるかぎりは、いかに複雑でも、いかに怪奇醜悪であつても、従来までは世間一般からは、見てみぬ振りをする事によつて大目に見られ得たであらう。しかし、これからは、そうはいかない。外国からの目がある。いちじるしい違和感を抱かせずに、それなりに頷いてもらえる制度に作りあげねばならない。と同時に、婚姻相続の民事法制との調整も必要である。「皇親」論議参加者は「是則チ外各国ニ対シテ不都合ナク、内諸法編纂ノ障害ナカラント思量スル所(二三六頁)」であつたであらう。

こういったオリエンテーションに関連して思い出すのは、それから八、九年あとのことに属するが、明治天皇の感想として伝えられる

有名な話である。一八八四年（明治一七）三月、参議伊藤博文を宮内卿に選任する奏請があつたとき、天皇は侍従元田永孚に次のように告げたといふのである。「伊藤は欧風を好み宮中の事必ず改革するであろうが、後宮衣服の事にも及ぶであろうし困る」（元田永孚「古希の記」を引用する稲田正治『明治憲法成立史の研究』（前掲書）二五九頁より再引用）と。明治天皇は、この時期（一八八四年ごろ）にあつてなお、後宮に手がつけられるのをいやがり、旧来からの後宮に「侍御局」に強い愛着を持っていたものようである。明治天皇のこうした性向が伊藤・井上などの皇室法作りになんの影響も与えなかつたと言へるものであろうか。

(3) 井上のこの立場は——成立させるべき憲法体系総体とともに——天皇側近勢力の第一人者たる右大臣岩倉具視に強い影響を与えたこと、および岩倉が「國體ニ適スヘキ憲法」を体现する「綱領」（一八八一年（明治七）七月、左大臣有栖川宮と太政大臣三條実美に提出した文書）に、これを次のように反映させていることなどは、周知のことに属する。いわく「一 帝室継嗣法ハ祖宗以来之模範ニ依リ新タニ憲法ニ記載スルヲ要セサル事」、これである。（『綱領』をめぐる岩倉と井上との関係については、浅井清『元老院の憲法編纂顛末』へ巖松堂、一九四六年（五二）五七頁参照）。

(4) 「謹具意見」信山社版 上巻 三二五頁以下〔資料三〇〕。

(5) 皇位継承における庶子容認を前提とした男統主義の部分を除けば、長をとるか幼をとるか、直系を傍系をとるか、それらの選択を、どのレベルで、またどんな順序でおこなうかという問題は、これをいかに解決しても「祖宗ノ大憲」と抵触するということはあまりなかつた。「祖宗ノ大憲」には、そんなことを厳密に規定する何物もふくんでいなかったからである。そして、かれら法制官僚がこの点でどう決着つけようとも、諸外国人に奇異感を与えるであろうことを心配する必要もほとんどなかつた。

(6) 信山社版「謹具意見」三五四頁。そのうえで井上は「我國ノ憲法ニ於テハ王家ノ事に就テハ寧ロオホラカニ一ツノ大綱ヲ掲グルニ止マリ其他ノ事は之ヲ不文ニ附スル方」がよろしい、と結論づける。「大綱」の一つとして掲げるべきなのは「一 皇統ハ、皇祖ノ選範ニ遵ヒ、萬世一系、神孫ノ承クル所トス」という皇統主義イデオロギーであり、他のひとつは、天皇の生存中に儲君（世継ぎ）がきまつていないばあいにおける継承順位である。このふたつ以外はわざわざ掲記するな、と言つのである。

(7) 井上のこの言説は、かれの「謹具意見」を誘発した「宮内省立案第一稿皇室制規」の修正案たる「宮内省立案第二稿皇室典則」（明治十九年）（信山社版 上巻 三五四—三五五頁〔資料三二〕）が、その第八で「庶出ノ皇子皇女ハ降誕直チニ皇后ノ養子トナス」とあつたのを捉えて、それに反対表明するためのものである（信山社版 上巻 三五八頁〔資料三三〕「皇室典則意見」へ井上毅、明治十九年）。ちなみに、井上は、「皇后ノ養子」などという疑義を招く姑息な手続はやめて、必要な事態において適当なときに、皇庶男子のひとり

選抜し、これを親王宣下するという方法を隠し持っておけばいい、という考えである。「親王宣下ノ舊法ヲ」、「寧ろ皇庶子ニ限り」、「用ヒラレ」、かつ「宣下ノ日ヲ以テ中外に公布アリテハ如何」と割注で示唆しているのも興味深い。「親王宣下」という古法（もつとも、皇庶子との関係で、この手続があつたのではない。むしろ嫡出の皇族子女に妥当する認定手続であつたように思われる）を、融通無碍に用い、外国人の奇異感を刺激せずすまそうという遠慮に出た発想である、と私には思える。

(8) よく知られているように、イギリスのノーマン・コンクエストの立役者、ウイリアム一世（一〇二七—一〇八七）は、ノーマンディ公ロベールを父としつつも、きわめて身分の低い革職人の娘アルレッタを母に持つて生まれた子である。そうだから、かれは後世、一方では「征服王」(William the Conquest) と呼ばれながら、他方では「私生子王」(William the Bastard) という蔑称も与えられている。ヨーロッパの近代以前には、さだめし王侯家においても庶出の後継者がいたにちがいない。そうであるにしても「私生子王ウイリアム」は所詮例外的存在であつたのだろう。さればこそ右蔑称が奉られたのだろうと思う。「私生子王」は自らを正統化 (legitimization) するために相応の挑戦や葛藤を強いられたはずである。

(9) 以下、「庶子の皇位継承参入の容認」を意味するものとして、単に「庶子容認」と記すばあいがある。この語は脈絡によっては皇位継承のみならず、「皇族への編入」をも意味するのを了承いただきたい。

(10) 「皇位継承ノ事 第六 凡皇位ノ継承ハ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニス嫡中ノ順次ハ長幼ノ序ニ従フ庶モ亦之ニ同シノ第七 儲君ヲ定ムルハ前條項ニヨルヘシ / 第八 庶出ノ皇子皇女ハ降誕直チニ皇后ノ養子トナス。信山社版 上巻 三五四頁(資料三三)「宮内省立案第二稿帝室典則(明治十九年)」。ここに引用した条項のうち、「第八」の「皇后ノ養子」規定が、前注(七)で言及したところの、井上の批判を受けたものである。

(11) 小嶋和司「帝室典則について——明治皇室典範制定初期史の研究——」(小嶋和司「憲法論集 一 明治憲法体制の成立」、木鐸社、一九八八年、六一頁以下、所収) 一六一頁。

(12) 小林宏「明治皇室典範制定史の一考察」(『国学院法学』二三巻二号、一九八五年、一頁以下) 一四頁。

(13) ところが小嶋教授は、この一文を、本文で述べたのとまったく違った趣旨に理解する。すなわち、小嶋教授は、この文の執筆者(教授は、井上毅と推定するが、この推定自身——本文で示唆したように、またのちにも再言するように——疑わしいものがあるが、それはさて置く)が外国制度に無知であつたために、「外国にも庶子皇族がありうる」との推測を基礎として、「外国にも「庶皇子女」があるのだからと、日本国内でもこれを認めてしかるべきだ」と宣伝するがよからう、と主張しているのだ、と解しているのである。私は——この

点では小林教授とまったく同じように——執筆者が井上であれ誰であれ、外国には「庶皇子女」などというコンセプトが存在しないという事情を百も承知で、そうだからこそ、日本には独特にこのコンセプトがないわけにいかないのだということ、外に向かつて大いに宣伝しなければいけない、という趣旨をこめて、このメッセージが書かれている、と解すべきだと思ふ。このメモの執筆者は井上であると假定して——実際には、後述のように、真の執筆者は井上ではなくて柳原前光であると解する小林教授の推定に、私は与するが——その井上が「外国にも庶子皇族があり得る」と推定するほどに「外国制度について無知識」であり、能天気であったとすれば、本稿で私が照射しようとしている法制官僚トップとしての井上毅が抱え持つ「苦惱」の大半は、私のいわれなき阿呆な空想でしかないことになる。そうなのだろうか。

(14) 小林宏・前掲注(11)論文、一四頁、柳原前光は、既述のごとく、嘉仁親王(大正天皇)の生母柳原愛子の兄(したがって、嘉仁の伯父)に当たる。皇室立法とのかかわりにおける柳原については、川田敬一「皇室制度形成過程における井上毅と柳原前光」(梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』へ前掲書)三三四頁以下所収)参照。

(15) 『尾崎三良自叙略傳 上巻』中央公論社、一九七六年、三三三頁によれば、柳原は「公家中学殖才能共に衆華族に秀越し」ていたものの、反抗心がつよく、ために三〇才のとき露国駐在公使に飛ばされた、という。

(16) このころ(一九世紀後半)の欧米社会において一般に、一夫一婦制は完全に確立し、それに適合的な男女関係・家庭にかんする道徳・イデオロギーも支配的であったことをここで繰り返すのは、野暮というものである。当時の西欧からみて一夫多妻制は、イスラム教徒、ヒンドゥ教徒など欧米社会以外のところにみられる異質なものであった。しかし、一八五〇年代前後、アメリカのモルモン教徒たちによって、つまり「英語を語りまたキリスト教徒の一派であることを公言する人々によって(ポリガミーが)実行される場合には、制しがたい憎悪を喚起するように思われる。」と、同時代においてJ・S・ミル『自由論』は観察していた(塩尻公明・木村健康訳、岩波文庫、一八五頁)。周知のように、一九世紀中葉以降、すなわち、本稿が現在扱っている時代にはモルモンの人たちはポリガミーの教義とその実行行為のゆえにアメリカでは、手きびしい抑圧を受けているのである。こうしたモルモン・ポリガミー抑圧立法は、宗教の自由を侵害し合衆国憲法修正第一条に違反し無効ではないかという訴訟が一番最初に合衆国最高裁判所により裁断されたのが、一八七八年のことである(Reynolds v. U.S., 98 U.S. 145 (1878))。ころは丁度、明治法制官僚らが明治憲法体系形式にとりかかろうとする時期に当たる。合衆国最高裁は、宗教上の信条と外形的な行為との二分論を用いることによって、抑圧立法を合憲としたが、判決は、欧米社会では一夫多妻制がずっと昔から禁止されてきているという長い歴史に鑑み、この実行行為が許されないのは当然だ、と、公道徳に拠りかからんばか

りの論理を組んでいる。これを要するに、欧米では当時代、あらためて一夫一婦制が守られるべき規範であることが再確認されつつあったのである（奥平康弘「モルモン一夫多妻制・公権力」『時の法令』一九九八年七月三〇日号三三頁以下、同・八月三〇日号三三頁、参照）。そして、そういう西欧社会の状況を横目で眺めながら、井上ら法制官僚は一方で一夫一婦制とは全く両立し得ない「庶出ノ天皇」・「皇庶子女」が生き残り得るために腐心するとともに、民衆の世界における「家」制度の再編と「家」秩序に適合的な財産法・相続法等の創設に心を勞していたのである。

第五章 元老院とその時代

はじめに庶子容認ありき

ここで取り急ぎ、皇室典範が正式に、最終的・実定的に結着をつける以前、この問題、つまり皇位継承における庶子容認問題に、明治新政権はどう対応して来たかを、べつ見しておこうと思う。

新政権は、早くも慶応四（一八六八）年、皇親（天皇の親屬、したがってまた皇位継承の有資格者）の範囲を確定するための、ある種の制度化をおこなった。既述のように、幕末期以降膨張した皇族集団の統合秩序をはからないわけにゆかなかつたからである。⁽¹⁾ そのさい、嫡子・庶子のちがいによるある種の差別化がおこなわれたが、庶子制度が否定されたわけではまったくない。

越えて明治八（一八七五）年、皇子女誕生関係の取扱い規程が定められ、⁽²⁾ そのなかで次のように嫡出・庶出の区別がつけられている。「嫡出ノ皇子女ハ命名ノ即日親王宣下、庶出ノ皇子女ハ百日或ハ滿一年等ニ於テ勅慮ヲ以テ親王宣下アルヘキ」よう規則を定めるといのが、それである。すなわち、嫡出の子女は、その誕生と同時に親王または内親王たる宣言を（いわば自動的に）受けるのに対し、庶出の子女は、相当日数（「百日或ハ滿一年等ニ於テ」）をへたのち天皇の「勅慮」（裁量⁽³⁾ニ恣意）によつて、親王または内親王の宣言を受けるといふ差別化である。これにより、一定の差異をつけたうえで、しかし、庶子が皇親に属するみちが明示的に確保されているのである。⁽³⁾

こうした「庶出ノ子女」の「親王・内親王」化の方途とは別に、「皇后御養子ノ儀」の定めが、その次款に定められている。興味深いことに、「皇后御養子ノ儀」とはなにかという定義的な文言はなく、いきなり、その「儀」の効果と⁽⁴⁾頃合だけ

が語られている。制定権力者にとっては、「皇后御養子ノ儀」なるものは、皇庶子を儲君ちよくん（儲けの君、皇太子）として皇位継承第一位者に載せるための儀式であることは言うまでもないことであつたらしいのである。いわく、

「一 皇后ノ御養子ノ儀ハ尤重大ノ事ニテ既ニ御養子タル上ハ真ノ嫡出ノ皇子ト看做ヘキ事ニテ次テ真ノ嫡出ノ皇子降誕アリトモ前ノ御養子ヲハ再ヒ庶出ト為スヘラス上古ヨリノ舊例ヲ案スルニ皇位継承ノ法長幼ノ序ヨリモ嫡庶ノ別ヲ重セラルル国體ナレハ後來嫡出ノ皇子降誕ノ目途ナキ時ニアラサレハ容易ニ御養子ニ定メラルル事コレアルヘカラス庶出ノ皇子ト雖モ皇胤勿論ナレハ嫡出ノ皇子在ササル時ニ臨テ長幼ノ順序ニ任セ皇后ノ御養子トシテ嫡出ニ定メラルルトモ更ニ遅キニアルヘカラス」（第一四款）（傍点引用者）。

要するに、皇庶子は「皇后ノ御養子」となることにより「真ノ嫡出ノ皇子」と見做されることになり、正式に皇位継承者になるのだから、あとから本当の皇嫡子が生まれても、皇位継承順位の入れ替えはおこなわれぬ。つまり、庶子はひとたび「皇后ノ御養子ノ儀」を経て以降は、不可逆的に「真ノ嫡出ノ皇子」であるというフィクションが生きつづけることになる。そうだから、この儀は「後來嫡出ノ皇子降誕ノ目途ナキ時」に限るといふ慎重な扱いが要求される——というわけである。⁽⁴⁾

このように、皇室秩序内における庶出子女の容認がおこなわれる建前をとつたうえで、この文書は「嫡出ノ分ニ随ヒ男女ノ別ニ依リ差等アルヘキ儀式上ノ事ハ、凡テ式部寮ヨリ勘進ノ事」（第一六款）と、締め括っている。

以上概観した規程は、近世に慣行上おこなわれていた天皇家の家法の関係部分を、当時の時代要請にしたがつて、換骨奪胎したものであつたと推定される。それだけに、この規程は、一方では「(旧来の)典法」に悖りもとよろしくない部分があるという批判が生じ、他方では外国法との辻褃合わせに欠くではないかという批判を招くことにならざるを得なかつた。⁽⁵⁾ いず

れにせよ、その詳細がどうであつたかを検討する必要は、いまの私にはない。皇親における庶子容認が既定事実としてあつたということを確認すれば、本稿ではこと足りるのである。

元老院の「国憲」按づくり

今後あるべき皇室法を、外国法制の調査研究をつうじて、検討する課題をになつたのは、まず元老院である。⁽⁶⁾以下、大急ぎで元老院が作成した国憲按の該当箇所を焦点を当てて、若干の考察をしてみる。ただし、元老院の国憲立案作業にかかわる文書の保管が驚異的に劣悪であつて、この方面の歴史専門家の努力⁽⁷⁾によりほぼ目鼻がついたとはいえ、私のような素人にはまだ不明の要素がたくさん残っている。ともあれ、まず取っ掛かりとして、信山社版「資料二」が伝える元老院「国憲按第一次案」(一八七六年の(明治九))に当たつてみることにする。その「第一章 天皇」の第一条に「日本帝国ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ治ム」と定め、さらに「帝位繼承」と題される第二章には、その第一条には「現今統御スル皇帝ノ子孫タル可キ者ヲ以テ帝位繼承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世傳ス」とあり、これをはじめとして、以下に皇位繼承に關係する法条が並んでいる。本稿の目的上注目し値するのは、第二条であつて、それは、「繼承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ可シ尊系ハ卑系ニ先チ同系ニ於テハ親ハ疎ニ先チ同族ニ於テハ男ハ女ニ先チ同類ニ於テハ長ハ少ニ先ツ」とある。他の部分はさて置き、女子が——男子の劣位にありながらも——皇位繼承範囲内で容認されていることが注目を惹く。それと関連して、第四条に「女主人テ嗣クトキハ其夫ハ決シテ帝国ノ政治ニ干與スルコト無カル可シ」とあるのも、面白い。これはいうまでなく、女帝を容認したうえで予想される皇婿(皇夫)の——のち、やがて嚶鳴社に拠る島田、沼間ら男統主義者が憂慮を表明するところである——政治権力への接近可能性をあらかじめ遮断しておこうという配慮の現われにほかならない。

このように、元老院第一次案⁽⁸⁾ではきわめて端的に、明文を以つて西洋型女帝制を採用しているのであるが、私が読者に

喚起したく思うのは、じつはむしろ、第一次案に書いていない部分である。どうということかというところ、この案ではおよそ庶子は継承資格範囲の内に入ってこないこと、つまり、庶子はまったく言及されず、厳格な意味での嫡子主義——これが女系をも許容する西洋型王位継承法における主義であるのは、言を俟たない——が当然の前提になっていること、これである。

第一次案の意義

私は先に、井上ら男系・男子主義の観点からみれば、女帝否認論と庶子否認論とは裏腹の関係にある、と指摘した。これを念頭においたうえで、元老院のいわゆる、第一次案の右に述べた論点に立ち戻ってみれば、次のことに気づく。すなわち、この第一次案にあつては、女帝否認論を採ることによって皇位継承候補者としての庶子の存在意義は無視され言外に置かれていて庶子否認論になっているのである。ここでは、女帝否認論と庶子否認論とは——井上らの見方とは逆の形で——裏腹の関係にあることがわかる。どちらからみても、女帝制と庶子制とは、密接な、しかし相互排除的な、関係にあるのであつて、それは、一方が西洋型の模倣を心掛け、他方がいわゆる伝統にもとづく「祖宗ノ大義」への帰依に固執するという対立関係の反映であるのである。

「萬世一系ノ皇統」というコンセプト

ここで、もっぱら私一個の備忘のために、しばし横道に外れる我侷をご寛容いただきたい。それは「萬世一系ノ皇統」というコンセプトにかかわる。このことは戦後を扱う別稿で取り上げたいと思つている。いまは、少しくそのときのための予備的な考察としたい。

右に紹介したように、元老院国憲按第一次案は、第一章 第一条に「日本帝国ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム」と冒頭にこのコンセプトをもつてきている。それでいながら他方、同案には「女帝」が容認されており、「女主人テ嗣ク」ことがあり得るとされている。すなわち、ここでは、女性天皇と「萬世一系」とは、両立するがごとくなのである。しかしこれは、「萬世一系」の本来的なコンセプトと合致するのだろうか。

井上らによれば「萬世一系ノ皇統」とは、男系・男子主義にもとづく継承を意味し、それ以外のものであり得ないという解釈になる。皇婿と結合した女性天皇は、両者間誕生の子女に皇婿の氏姓という「異性」を混入させることになるから、「皇胤」継承に乱れが生じ、「一系」とは言えなくなる。これすなわち、「萬世一系ノ皇統」とは、男系・男子主義においてのみ成立するという考えである。⁽⁹⁾のちの叙述にかかわるが、一八八九年(明治二二)制定の皇室典範の前文にいわゆる「萬世一系歴代継承」にしろ、同年制定の明治憲法第一条が謳う「萬世一系ノ天皇」にしろ、それは「男系ノ男子之ヲ継承ス」(旧皇室典範第一条)という主義をコンセプト必然的に意味するものと理解されてきた。しかのみならず、「萬世一系」という神話的・自大的なコンセプトに依拠することを明文上避けた戦後憲法・皇室典範体系においてさえなお、一般通説的には、「萬世一系」が明文的なバック・アップを欠いているものの隠然と引き継がれたものと解釈されている。⁽¹⁰⁾そのうえで、現憲法第二条でいう「皇位は、世襲のもの」という語句は、当然、皇室典範第一条でいう「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを継承する。」(傍点引用者)という命題を内包する、という法解釈をとる向きがあり得るのである。こうした戦後典憲関係の解釈論議は後述するであろう。

さてここで、ふたたび元老院第一次案に立ち戻ることになるが、ここでは既述のとおり、第一章第一条で「日本帝国ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム」と宣べておきながら、「男系ノ男子」主義に徹底するみちをとらず、むしろ明文を以って女帝揚立の可能性を語っている。元老院の面々は、「萬世一系ノ皇統」と女帝制とは矛盾なく並存し得るという考え方のうえ

に立っている。と考えざるを得ない。井上らの「萬世一系」コンセプトが当時代けつしてかならずしも万人の抱懐するところのものであったわけのものではないのかもしれない、と思うのである。では一体、「萬世一系」とはなになのだろうか。⁽¹¹⁾

元老院「国憲按」第二次案とそののち

この点の疑問を残したまま、以下、ふたたび元老院周辺のうごき⁽¹²⁾に考察を戻す。元老院は、最初にまず第一次案において、日本の歴史上採られたことのある「中継ぎ」的な「女帝」制を超えて、西欧型の女統君主容認も辞さないという、反伝統的な大胆な方向に向けた舵取りをしている。けれどもやがてつづく第二次案で、この方向を大きく変更した。この第二ラウンドでは、西欧型の痕跡は完全に消去した。女性天皇（および皇嫡）関係規定は削除され、男統・男子主義が採って代わった。そして、これに相い応ずるがごとく、庶子容認規定が入ってくるのであった。⁽¹²⁾だが、話はこれで終らない。元老院作成の最終案⁽¹³⁾Ⅱ国憲按第三次案（一八八〇年〈明一三〉）では、次に示すように、たいへん微妙⁽¹³⁾というか巧妙⁽¹³⁾というか、ともかく興味深い仕方で、第一次案（西欧型女王模倣路線）と第二次案（伝統固執路線）との折衷がはかられているのである。すなわち、最終案では、その第二条が第二次案の第二条を基本的にそのまま引継いで、「庶出ノ子」の容認を前提とした男統主義を謳っているのであるが、しかしそれにとどま⁽¹³⁾っていない。つづく第三条でこう定める。「上ノ定ムル所ニ依リ而シテ猶末タ帝位ヲ繼承スル者ヲ得サルトキハ皇族親疎ノ序ニ由リテ入テ大位ヲ嗣ク若シ止ムコトヲ得サルトキハ女統入テ嗣クコトヲ得」（傍点引用者）。こうすることによって、男統主義の緩和をはかっているというわけである。

両眼の構えとその限界

日本国で最初の憲法制定作業において、元老院が若干の揺れの末、よし折衷主義的であれ、ともかくも西欧型の女王容認

路線を採ったこと自体は、——その後、明治後半、実際の制度作りにおいて、この路線が全く否定されたばかりではなく、第二の「近代化」時代としての戦後改革期にあつてさえも、女王否認・男統主義堅持が再確認されたという事実経緯からすれば——構想上画期的なものがあつた、⁽¹⁴⁾と云うべきであろう。しかしながら、これには留保が必要である。というのは、ここで指摘し得る「画期性」は、元老院国憲按が実現性の見透しを欠いた、単なるエッセ・バローン（観測気球）、ただき台に載せた作文的構想でしかなかったからこそ、期せずして出てきた特質に過ぎないように思われるからである（すぐ後に指摘するように、元老院議官のあいだにあつてさえ、多くの者は「無関心層」であつたのである）。さらにもうひとつ言えば、ここで容認されている女帝成立可能性なるものは、それが設定されている脈絡からみて、非常に小さいのであつて、単に観念的に想定され得るものに過ぎない、ということがある。というのは、最終案で容認される女帝は、次のごとき仕組みのなかにのみ成立する。すなわち、「上ノ定ムル所——長男・直系男統・傍系男統を貫く嫡出主義、そしてそれを補完するものとしての「庶出ノ子長幼ノ子及其ノ裔親疎ノ序」（第一条、引用者挿入文）——ニ依リ而シテ猶末夕帝位ヲ繼承スル者ヲ得サルトキハ皇族親疎ノ序ニ由リ入テ大位ヲ嗣ク若シ止ムコトヲ得サルトキハ、女統入テ嗣クコトヲ得」（第三条、傍点引用者）という構造である。ここでいわゆる「若シ止ムコトヲ得サルトキハ」という条件は、成就する機会がきわめて局限されているのである。とくに、「皇胤」確保の名目で「庶出ノ子」が先行して、容認されている、この構造のばあいには。

元老院の尻つぼみ

さて、よく知られているごとく、元老院の最終段階において、それが作成した国憲按について、議官のあいだから検討審議するよう提案があつたにもかかわらず、議長大木喬任は院議を開くことをしなかつた。その代わりに、大木議長は各議官に対して草案についての意見書提出をもとめた。一八八〇年（明治一三）末「国憲草案ヲ進ムル報告書」と題する短かい経

過報告書とともに該草案は、「皇帝陛下乙夜ノ覽^{いっや(天子の説世)}ニ進」められるべく天皇に奉呈されたが、採択されずに終わった。よって以つて、元老院の憲法制定作業は幕引きとなったのである。

「我建國ノ體ニ基キ広ク海外ノ成法ヲ斟酌^{しんしゃく}シ以テ國憲ヲ定メントス」(國憲基礎勅語) べく、元老院國憲取調委員およびそれを補助する事務方職員の努力は並々ならぬものがあつたろう。浅井『編纂顛末』の紹介にかかる「日本國按準據書目」(二一八〜二四四頁) にしろ「國憲草按引証」(二七四〜三三六頁) にしろ、そこに引用されている「海外ノ成法」は、きわめて広範かつ刻明である。けれども、國憲取調委員とその周辺にある法制官僚たちが「海外ノ成法ヲ斟酌スル」のに熱心であればあるほど、日本固有独自の、いわゆる伝統に依拠しつつ漸進主義を以つて臨まんとする政治支配層からは疎んぜられる運命にある。明治政權は、いわゆる「一四年政變」以降のうごきに象徴されるような、まったく別の憲法作成過程に入つてゆくようになり、元老院の軌跡は、ある種のエピソードとして伝えられるにとどまり、その成果がその後の展開過程の延長線上で活かされるということがほとんどないままに終わった。

元老院と「庶出ノ天皇」

元老院の尻つぼみという点では、参加した議官自身の反応の鈍さにも現われる。先に言及したように元老院は最終草案のまとめをするに当たつて、各議官に意見書の提出をもとめたところ、二〇名の議官が「意見ヲ有セス」と答⁽¹⁵⁾えている。もちろん議官のなかには、批判・修正の意見を表明する者もあつた。これらの多くは、字句・条文配列形式に関わるものであつて、実質的なコメントとして言及に値するのは、じつは、「女統の入嗣」を容認する規定(第三次案Ⅱ最終案の第二章第三条後段「若シ止ムコトヲ得サルトキハ女統入テ嗣クコトヲ得」)に反対し、それを削除してしまえという意見、つまり男統主義一本で貫くべし⁽¹⁶⁾という意見なのである。これとの関連で私の注目を惹くのはむしろ、議官のだれもが意見を開陳して、

いない論点にある。元老院にあつては最初の第一次案を除いて、最終案も含めすべての草案が「庶出ノ子」を「帝位継承」候補の世界に組み入れているのであるが、これはどう転んでも「海外ノ成法」と接合しない部分であるにもかかわらず、最終段階の「国憲草案各議官意見書」からうかがうかぎりでは、議官の批判的な意見表明は皆無である。この点で海外の君主国法制と平仄を合わせるべきことを断固主張する者は、全然いなかった。こと、このことに関しては、みんな伝統主義に徹していたと断定してよからうと思う。

天皇側近の関心事

このあたりで、目を元老院から天皇側近のほうへの移行させてみたい。このころの支配層の考えを知るうえで看過し得ないのは、ちょうど元老院第一次案が成立したころ、右大臣岩倉具視が天皇の側近に仕えていた元田永孚に対して要検討事項として秘密裡に指示した文書⁽¹⁷⁾である。岩倉は、憲法と区別された「宮禁内ノ規則」は「皇家ノ私事ナルヲ以テ国政官吏ニ委スヘキニアラス」という立場に立って、官内省中に特別な一局を設け、「宮禁内規ノ條目ヲ起草評議シ案ヲ」作るよう要求している。かれがこの局の検討事項として列記しているのは、三〇項目にわたる。その半分以上は、岩倉が当然視する一夫一婦多妾制とそこから派生する庶出の子女の処遇問題であるのは、一驚を喫するものがある。ここに最初に並んでいる一〇項目だけを再現し、その雰囲気を伝えることを試みてみる。「一 一夫一婦ヲ旨トセラルヘキヤ 皇胤ノ藩滋ヲ旨トシテ一婦ニ限ルヘカサルヤノ事」／「一 一夫一婦ヲ原則トセラルノ時ハ侍御局(侍御のつぼね)(天皇に側室として仕える者の部屋あるいはそれらの者の処遇など)引用者)如何ノ事」／「一 皇胤ノ藩滋ヲ旨トセラル、時ハ侍御局ハ従前ノ慣例ニヨルヘキニ付其名稱如何ノ事」／「一 皇族丁年ノ事」／「一 皇后ノ産シ玉フ處ノ第二ノ皇子女ハ庶腹ノ皇子女ト接待如何ノ事」／「一 侍御局降誕ノ皇子女ハ到底(いつまでも)引用者)庶子トセラル、ヤ時トシテ皇后御養子等被仰出嫡子ノ部ニ列セ

ラル、ヤノ事 / 一 庶出ノ皇子女ヲ皇后御養子等ニセラル、ニ付テハ皇后御齡凡幾歳以上ナルヘキヤノ事 / 一 庶出ノ皇子女ヲ御養子ニセラル、時ハ其所生^(生みの處)ノ侍御局ノ順序等級ヲ以テ定メサセラル、ヤ又皇子女ノ長幼ヲ以テセラル、ヤノ事 / 一 庶出ノ皇子女ヲ皇后御實子トセラル、ノ典例ハ廃止セラルヘキヤノ事 / 一 侍御局名稱ノ事……」、これである。唯一の例外——右列挙のうち四番目に位置する皇族丁年(成年)の件——を除き、すべてこれ、多妾制と妾腹の子女にかかわることがらである。

この文書は、岩倉ら宮中中枢部にある権力者たちの問題関心がどこにあつたかと示すに十分なものがある。かれらは、多妾制を抱えもつ宮中現状秩序をどんなふう⁽¹⁸⁾に維持するかで頭が一杯であつた、と言え、誇張の譏りを免れがたいだろうか。もちろん、岩倉の関心事は、もつと広い。確かにかれは、かれなりに憲法体制において検討すべき主題を示唆し、その方向・手順を指示する文書⁽¹⁹⁾を残している。けれども、本稿との関係では、それを割愛しても大過あるまいと思う⁽²⁰⁾。

(1) 島善高「明治初年の『皇親』論議」『早稲田人文自然科学研究』四四号、一九九二年。

(2) 『明治天皇紀第三卷』三八四〜三八七頁。この一八七五年(明八)一月二八日づけの規程の制定は、同年一月二日、権典侍柳原愛子による第二皇女薫子女王の誕生と関連があると推定される。

(3) もつとも、この規程の該当部分(第一三款)は、翌一八七六年(明九)五月三〇日の太政官布告によって削除され、嫡庶のいづれを問わず命名の即日、ともに自動的に親王・内親王の称号を受けることに改められたものである。これが「往古ノ制」であり、これに復すべしとする意見を容れたと言われる(島・信山社版 上巻 第一部 第一章一四一―一四五頁)。私にはしかし、本文で示したごとく、嫡庶の区別、親王宣下およびもしくは「皇后ノ御養子」の関係のありようがけつして明確に確定されず、その後もしばらくは政府内論議の対象でありつづけたのが実情だつたように思われる。

(4) 後年のことに属するが、そして既述したことでもあるが、一八七九年(明一二)八月二二日、権典侍柳原愛子の生んだ第三皇子(のちの明宮嘉仁親王)のばあいは、一八八七年(明二〇)八月二二日、「皇后ノ御實子」と宣言され、正式に儲君となるという時間経過であ

った。誕生七日後、嘉仁と命名されているのは、嫡出子女のばあいと同様である。満八歳で「皇后ノ御實子」と宣言されたのは、この段階では皇后一条美子にはもはや「後來嫡出ノ皇子降誕ノ日途ナキ時」と判断されたからであろうか。なお、このばあいには皇后の「御養子」ではなくて「御實子」と宣言されているが、「養」と「實」とのあいだに目くじら立てて論ずるほどの区別（意識）があったのだろうかということについて、私には疑いがある。このことも既述した。

(5) 嫡出・庶出の一点に問題対象をほつても、ことはけつして天皇家一家にかぎつて生ずるのではない。当時の法制官僚たちは「民法編纂」にかかわる親族法・相続法の分野での外国法制情報の攝取に大童であつて、そこで得た知見と構想を、皇室問題領域とどう噛み合わせるかを課題としていたのを、忘れてはなるまい。

(6) 一般的には、浅井清『元老院の憲法編纂顛末』厳松堂、一九四六年、参照。なお、本文で以下記述するのは、本稿第一章の「元老院日本国憲按」の項で述べたところの要約的な再現である。

(7) 前注(6)の浅井、稲田『明治憲法成立史』などの業績を踏まえながら、元老院文書の全貌を明らかにしようとする鳥善高「元老院国憲按の編纂過程(上)(下)」『早稲田・社会科学硏究』五〇号／『人文自然科学硏究』四七号合併号、一三五頁以下、『早稲田人文自然科学硏究』四八号一頁以下(一九九五年)がある。

(8) 前注(6)の浅井硏究書は、慶応義塾図書館所蔵のいわゆる小田切本による紹介と分析をおこなうものである。ここでは、「日本国憲按舊案」が「元老院の第一次草案」として提示されているが、これと本文で「国憲按第一次案」としたものには——本稿の考察対象にかぎつてみて——意味なちがひがある。概していつて、小田切本のそれは、信山社版「資料三」に再録されている国憲按第二次案(一八七八年へ明治一一)に該当する。この種のテキスト同定作業については、専門家による分析があるにちがひないと思うが、本稿はこの方面の知識を欠いたまま、考察を先に進めるのを、お許しいただきたい。なお、この辺の、より詳しい検討のためには、本稿一〇—一一頁を参照されたい。

(9) 井上は男統主義を貫徹させるべく論陣を張るが、そのさい、宮内省御用掛として国憲編纂にかかわつていた伊地知正治の「帝室憲法口演」(一八八二年へ明治一五)二月一日)の次の部分に深く賛同したと言われる(島・信山社版 上巻 第一部 第一章二七頁)。「皇国帝系ハ男統一系ナル故ニ、萬世無窮 皇統連綿セリ、若シ 女統ヲ立ツ皇統直チニ他系ニ移ル、此レ是ヲ滅絶スルト云フ」(信山社版「資料一五」『伊地知一等出仕口演筆』三〇一、三〇二頁)

(10) たとえば、宮澤俊義「皇室典範と皇室経済法」『国家学会雑誌』六一巻二号五九頁、一九四七年。

- (11) このコンセプトにつき、なお、島善高『万世一系の天皇』について、『明治聖徳記念学会紀要』復刊六号、一九九二年、五一頁以下参照。
- (12) 信山社版 上巻 二四七頁以下、「資料三」「国憲按第二次案（元老院、明治十一年）」。それは、「第一篇第一章 皇帝」の第一条に「日本帝国ハ萬世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム」とあつて第一次案のそれと異なる。「第二章 帝位継承」の第一条も第一次案のそれをそのまま引継いでいる。問題は第二章の第二条である。「継承ノ順序ハ嫡長及入嗣ノ正序ニ由リテ太子若クハ其男統ノ裔入テ太子男統ノ裔缺クル時ハ太子ノ弟若クハ太子ノ兄弟ノ男統ノ裔ニ傳フ嫡出男統ノ裔缺クル時ハ庶出ノ子長幼ノ序ニ由テ入テ嗣ク」とある。本文で指摘したように、女帝および皇婚に関する規定は消えている。そしてその代わり、第一次案には欠けている「庶出ノ子」が出てくるのである。ちなみに、浅井『元老院の憲法編纂顛末』が伝える小田切本の第一次案（日本国憲按舊案）は、右に紹介した諸規定と基本的に同じであるが、第二条末尾のセンテンス「庶出ノ子……」の表出様式にちがいがあつた。小田切本のそれは、この部分の活字を小さくし、いかにもあとで補完加筆したがごとくに見える（手書き原本の表出様式を私は確認していない）。
- (13) 最終案第二条の全文は以下のごとし。「帝位ヲ継承スル者ハ嫡長ヲ以テ正トス如シ太子在ラサルトキハ太子男統ノ裔嗣ク太子男統ノ裔在ラサルトキハ太子ノ弟若クハ其男統ノ裔嗣ク嫡出男統ノ裔渾テ在ラサルトキハ庶出ノ子及其男統ノ裔親疎ノ序ニ由リ入テ嗣ク」。ここでは、「庶出ノ子」が容認されているだけでなく、「其男統ノ裔」に連なつて容認されることが、注意されるべきであるかもしれない。
- (14) 「画期的」といい、ここでは女王容認路線は、現実的な効果という点では、かなり意義の少ないものであることを、急いで付け加えておきたい。というのは、こうである。嫡出直系の男統の系列が尽き、さらに庶出直系の男統が跡絶え、さらにもうひとつ裾野を拡げて、その他「皇族」の男子を探索してもなおこれを欠くにいたつてはじめて、女統へと辿る条件（第三次案・第二章第二条後文でいわゆる「若シ止ムコトヲ得サルトキハ……」）が成立するという構えになつていく。とくに歴代の天皇がそうであつたように、「皇胤」を残す名目で相当数の側室を侍らす慣行——そんな慣行は西欧的女王国ではあり得ない——にあつて、男統払底・女王成立という事態は、そう滅多なことでは生じまい、と観測されていたと思う。
- (15) 議官の反応のこうした不活発さを紹介して浅井は「是れは有り得可きことであらふか」と概嘆している（浅井・前掲書五〇頁）。
- (16) 信山社版 上巻 「資料八」二六二頁以下。「女統」規定に反対しその削除をもとめるのは、河田景興、伊丹重賢の各議官および副議長長の佐々木高行の三名である。そのうちで実質的に反対理由を述べているのは、河田ひとりである。河田はこう言う。「本條ニ所謂女統ナル者、皇女他人ニ配シテ挙グル所ノ子若クハ孫ナルトキハ、則現然異姓ナリ。譬ヘバ仁孝天皇ノ皇女故將軍家茂ニ降嫁スルガ如キ若シ

其所在アレバ即徳川氏ニシテ王氏ニアラズ王族ニアラザルナリ果シテ然ラバ第二章第一條（萬世一系ノ皇統）規定——引用者——ニ抵觸ス。如何トナレバ異姓ノ子ニシテ帝位繼承スルコトヲ得バ之ヲ萬世一系ノ皇統ト云可ラズ。故ニ其入嗣ノ文、男統全ク盡キテ萬止ムヲ得ザルノ際ニ備フル者ト雖ドモ、恐ル「ラク」後來言フ可ザルノ弊害ヲ生ゼン。」（二六四頁上段）。女統は「異姓」が混入するから許されないという、男統主義者の誰もがとる立場の再確認に過ぎないと言えば言えるが、元老院議員のなかは河田以外にも、こうした意見の持主が——あえて発言しないまま——少なからずいたにちがいない。

(17) 信山社版 上巻 二九一—二九二頁「資料一〇」〔岩倉右大臣ヨリ密示ノ内調書写〕。

(18) この文書は、そのまえがきで述べられているように、「宮禁内ノ規則」は「憲法ニ関セザル者」であつて「皇家ノ私事」であり「国政官吏ニ委スヘキニアラス」という前提をとつている。ここには、皇位繼承のありよう——皇族（皇親）の定義繼承順位など——につき言及がなく、この点に関する男系・女系、男子・女子の差別などに触れるところがない。かれらは、この方面の制度化・客観化は、憲法事項と見做していたという解釈をとることによつて、この不作為を説明することができよう。けれども、第一に、かれらにしても、「庶出ノ天皇」「庶出ノ皇族」という伝統的な皇位繼承觀念が念頭になければ、かくも熱心以後宮事項の検討にかかわる理由がなかつたはずである。第二に、のちに指摘するように、かれらの「憲法事項」の觀念には特別な限界があり、この限界こそ、じつは憲法上の疑義を誘発する態のものなのである。

(19) 信山社版 上巻 二九二—二九八頁「資料一一・一二・一三」〔奉儀局或ハ儀制取調局開設建議（岩倉具視、明治十一年三月）〕、「奉儀局調査議目（岩倉具視、明治十一年三月）」および「奉儀局取調不可奉行意見（井上毅、明治十一年三月）」など。

(20) 岩倉は、いわゆる一四年政變の直前、一八八一年七月、太政大臣三条実美、左大臣有栖川宮熾仁のふたりに、かの有名な「大綱領」を奏上している。周知のように、そこでかれは「欽定憲法之體裁」をとるべきこと、プロイセン型の憲法に準拠して「漸進主義」を失わないうことなど決定的に重要な方向づけを示唆している。その「大綱領」が「欽定憲法」主義の次に第二に挙げているのが、「帝位繼承法ハ祖宗以來ノ遺範アリ別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝国ノ憲法ニ記載ハ要セサル事」という政策であつた。同命題は、さらに「綱領」の第三番目に「帝室之繼承法ハ祖宗以來ノ模範ニ依リ新タニ憲法ニ記載スルヲ要セサル事」ともう一度繰り返され念を押されている。これは、「帝室之繼承」に深入りしてしまつた元老院國憲按に対する痛烈な内容批判であつたであろう。この点も含め、岩倉「大綱領」の基本姿勢には、当時太政官書記官、そののち参事院議員官（法制部勤務）の職に就いていた井上毅による理論上のバック・アップがあつたことは、広く知られている。その井上はしかし、伊藤博文が独塊憲法調査旅行から帰国後は、伊東已代治、金子堅太郎とともに、憲法草案作りに

専念することとなった段階では、もっぱら憲法ならびに皇室法の両法を専門的に検討する唯一の人物となり、否でも応でも「祖宗以来ノ遺訓」としての「帝位継承法」の憲法化（客観制度化）とつき合わされることになる。それは、一八八〇年代後半のことに属する。

第六章 宮内省立案第一稿皇室制規をめぐって

陣地の先取り合戦

伊藤博文ら新興政治権力者が一八八二年（明治一五）から八三年にかけてヨーロッパ憲法取り調べをおこなって帰国したのち、かれらはかれらなりに、すなわち、右大臣岩倉具視ら天皇側近権力者とは相対的に独立して、憲法立案作業と連結した形で皇室法規の立案作業をおこなうようになる。本稿では、この過程を詳しく追う必要はない。⁽¹⁾ただ、最終的には帝國憲法ともども一八八九年（明治二二）二月一日に成立することになる皇室典範への橋梁が、いよいよこのあたりから懸けはじめると思われるので、皇室典範の意義を理解するための限度で、準備的立法過程を——もちろん、本稿の直接目標にかかわる範囲内においてでしかないが——一べっしておく。

伊藤博文は、帰国翌年三月、宮内省内に憲法調査のため、制度取調局を設けさせ、自らその長官に就任したばかりではなく、やがてまもなく自らが宮内卿を兼攝することになった。この局の調査・立案作業のなかから一連の皇室草案が産出することになるが、皇室典範への橋渡しという点では、後世からみて、地均しというかウォーミング・アップ、あるいはブレイク・ストーミングの段階であったと要約できるように思う。⁽²⁾

宮内省立案第一稿皇室制規

皇室典範への胎動をうかがう目的からいって、歴史専門学者が一般に着目するのは内閣制度創設（一八八五年二月）後の一八八六年（明治一九）に作成された、宮内省立案第一稿皇室制規⁽³⁾からのことである。⁽⁴⁾

この法案は、「皇位継承ノ事 第一」において次のように宣言している点で、着目したい。「皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ継承ス男女系各嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ従フヘシ。」この文章は、二つの要素から成り立っている。① 男系主義 ② 補完的女系容認 ③ 劣位ながらの庶子容認、これである。われわれがこれまで見てきた各種立案は、すべて、①の要素を原則として打ち出していて例外はない。②については、第一原則の打ち出し方の強弱により、現われ方がちがっていた。例を元老院国憲按にとれば、その、信山社版でいわゆる第一次案および第二次案では、補完的に女系容認を併呑しているのに対し、その第二次案では、女系をまったく容認しないことよって、男系主義に徹している。③にあつては、ふたたび元老院国憲按を引合いに出して比べてみると、その第一次案は潔癖に嫡出主義を貫いていて、庶出の跡継ぎは考慮の外においているのに反して、第二次案と第三次案では、嫡系の後塵においてであるが庶系容認が採られていることがわかる。

これを要するに、現在われわれの考察対象である宮内省立案第一稿皇室制規の第一条は、それが踏まえる三つの要素をすべて具有している点にかんがみていえば、元老院国憲按第三次案Ⅱ最終案（第二条および第三条）に実質上もつとも親近的である。元老院最終案は、これだけは、①男系主義 ②補完的女系容認 ③劣位ながらの庶子容認、を——言葉遣いのちがいがあつるもの——採っているからである。

先に私は、この元老院最終案を、女系容認策（ここでいう②の要素）を採っているゆえに、画期的なものがあると見做して好いとす一方、それがもつ限界を指摘した。ほぼ同じことを、いま問題にしつつある宮内省立案第一稿皇室制規についても、言えるのである。

試し蹴り

嫡系男統主義を原則として前提にしたうえで、その系列のなかで「男統ノ裔」がすべて不存在となったばあいに備えて、それを補完するものとして当時の法制官僚の念頭にあったのは、庶子制をとるか、女帝制をとるか、そのふたつにひとつの選択であっただろう。ところがここでは、性質上排他関係にあると思われるこのふたつを併呑しようというのである。前者は再三言うように、「祖宗ノ大憲」のなかに見出される伝統的なものであり、後者は西欧の女王制の模倣である。前者の採択は日本国内において歓迎されることはあつても、まずほとんど反対されることはない。けれども、海外向けとしてはマイナス効果しか予測できず、得するところはひとつもない。これを、これのみ打ち出すのではなくて、西欧女王制をも採用してそのかぎりでの「近代化」をはかる外観を呈しておくのが無難である。こうした配慮が——意識下であるにしても——はたらいて、両案併記という線が辿られたのではあるまいか。直接関係者の意図が奈辺にあったは探知する余地もないが、この両案併記は、一時しのぎの、いちじるしく妥協的なポスチャーの現われであるとみることができであろう。宮内省立案第一稿皇室制規は、この点において、元老院最終案の該当部分と同じように、へどのようにでも料理してござれ⁽⁵⁾という態の、試し蹴りでしかなかったように私には思える。

難問の出現

さて、このように性格を押えたうえで、私としては皇室制規の考察を終えたいところではある。ところが、じつは困ったことに皇室制規について解釈不明の難問を抱えてしまっていて、それを打ち棄てたまま、逃げを切るわけにゆかない羽目に陥っている。どういうことか。皇室制規は、その本文さいごに「第廿七 皇孫庶出ノ子女ハ私生トナシ皇族ノ待遇ヲ與ヘサルモノトス」(傍点引用者)という定めを置いている。問題は、この命題の意味するところが奈辺にあるかである。ところ

が、私の知るかぎりでは、この領域の専門家による先行研究において「皇孫庶子ノ子女ハ…」という文言自体を問うものは見当たらないのである。どうもこれには、次の事情が介在しているらしい。本稿の目的上、あまり深入りしたくないが、若干の説明を加えるのをお許しいただきたい。

皇室制規に本格的な歴史分析をおこなっている先学の業績は、少なくともふたつある。ひとつは、小嶋和司「皇室典則について——明治皇室典範制定初期史の研究——」⁽⁶⁾であり、いまひとつは、稲田正治「明治一九九年における皇室制規と皇室典則の起草」⁽⁷⁾である。どちらの研究でも、しかし困ったことに、ここで問いつつある「皇室制規 第廿七」テキスト文言が、私の依拠する信山社版のそれとちがうのである。従来の歴史研究者たちは、「皇孫庶出ノ…」ではなくて、「皇族庶出ノ…」とする文言を前提として、考察を加えている。「皇孫」も「皇族」も大した差異はなからうではないか、という受け止め方もあるが、明治法制官僚らが皇位継承ということがらをどう設計しようとしたかをはっきりさせるためには、ここはやはり、どちらかに結着をつけるべき争点である。

私の、素人流の印象では、従来の歴史研究においては井上の梧陰文庫にある「皇孫庶子」の「孫」が見過ごされたまま、それと深刻な対決をすることなしに、問題のテキストを專一的に「皇族庶子」ととったうえで、相応の処理をしてきたもののように思われる。⁽⁸⁾

第一の解釈——「皇族庶出ノ子女」のばあい

そこでまず、テキストが「皇族庶出ノ子女ハ…」とあることを前提として、考究を進める。小嶋は、これを「庶出皇子を皇族としない」とする趣旨の規定であると解し、かかるものとして、ここに「外国制度参照の結果」がうかがえる、とみる。そして、「庶子についての規定が設けられたのは、既成事実としての一夫多婦制が前提されたとともに、子の皇族身分

取得の条件として、婚姻の態様や母系の血統が考えられなかったことによる」と解説が加えられている。この解説は、ありていに言って私にはかなり難解である。が、あえて付度すると、こうである。へ皇室制規の他の条文（第廿六）には、皇族の婚姻には「天皇ノ允裁ヲ受クヘキモノトス」とあり、本来ならば、天皇による婚姻許可というスクリーンをかけることで、皇族身分の確定ができるはずである。ところが、このメカニズムは当然一夫一婦制が守られてこそ、スクリーンとして機能するのだが、日本では正統夫婦とは別系統による一夫多妾制が認められてきている経緯があるので、国王の裁可（「天皇ノ允裁」）一本で処理する西欧王制にはみられない「庶出ノ子女」につき、それらの皇族身分否認規定が置かれたのだ、と説いているものようである。こういった「解説」（あるいは「批評」）に力点を置く余り、小嶋は、この「皇族庶出ノ子女」を「私生」子化する規定が持つ意義を、十分に押えていないうらみがある。さて、稲田はといえば、総じてこの皇室制規が当時日本政府に示されたシユタインの「帝室家憲」の影響のもとに作成された産物だという推測に焦点を合わせ、そのことを浮き彫りにすることに関心を持ったごとくである。問題の「第廿七」も、こうした関心から次のように捉えられている。「……皇族庶出の子女は私生とし皇族の待遇を与えぬことなどいずれも（シユタインの——引用者）『家憲』の主旨を採っている。特に最後の皇族庶出の子女云々は、『家憲』の不正統の結婚により生まれた子孫は皇位継承、尊称、皇室財産相続の権なきものとすに従い宮廷の近代化をはかったものである。」

シユタイン「帝室家憲」の直接的影響と見るにしろ、そう見ないにしろ、皇族における庶系子女の不承認を方針として採った「皇室制規第廿七」が、一夫一婦制を前提とし、庶子制度というものを持たない西欧家族法・相続法に、それなりに対応しようとするものであったのは、疑いなくところである。その点では、稲田、小嶋両氏の捉え方に異存がない。

私が問題にしたいのは、むしろ稲田、小嶋ともにこの定めを西洋文物受容の「近代化」の現われと捉え、そしてそれにとどまっているところにある。どうということが問題かという、なるほど「皇室制規第廿七」は「皇族庶出ノ子女」を不承認

している。けれども、おなじ「皇室制規」のなかの皇位継承を定めている肝心なものの「第一」を見ていただきたい。「皇位ハ男系ヲ以テ繼承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ繼承ス男女系各嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ従フヘシ」とあり、ここでは、すなわち皇位継承の候補者としては、庶子女が歴として容認されているのである。「第廿七」により、「皇族庶出ノ子女」は皇族から放逐されることになるが、「第一」においては、天皇庶出の子女は、けっしてかならずしも皇族から放逐されないばかりではなく、時と次第によっては、儲君となり天皇の地位に登り得る存在とされている。「第一」と「第廿七」とあいだには、基本的に矛盾がある。「第廿七」を「近代化」の現われとして高く評価することは、私のように「第一」がもつ意味を軽視したくない人間からすると、へ頭隠して尻隠さずの感を抱かざるを得ない。皇室制規の「近代化」を語る者は、その冒頭「第一」の「伝統」墨守主義とのバランスが持つ奇妙さ・不徹底さをも同時に摘示すべきであつたらうと思う。

第二の解釈——「皇孫庶出ノ子女」のばあい——

以上、ここまでは「皇室制規 第廿七」のテキストが「皇族庶出ノ子女」であることを前提にしてきた。さて次は、本当のテキストは、梧陰文庫影印の記すように、じつは「皇孫庶出ノ子女」であるとしたら、この文言は一体、どのように意義づけたいのだろうかという、難問である。管見に属するかぎりには、「皇孫庶出ノ子女」と解したうえで、その分析を試みせた先行研究はないので、この方面のど素人である私には文字どおり難問である。たぶん、これ以前の立案作業において、一般的に「皇族」身分と絡めたり、あるいは特殊的に「皇孫」身分に焦点を合わせてたりして、庶子問題にアプローチした例はないように思う。ここへ来て突如、「皇孫」に脚光がむけられたというのが、私の感想である。これは一体なんだろうか。あえて強引ながら私なりの考察を進めてみる。

まず私の推量の結論を述べれば、この規定「庶出の皇族」の上、限を設けたものである。すなわち、「皇子庶出ノ子女」までは「皇族」とするが、「皇孫庶出ノ子女」は私生子扱いとし「皇族」身分は享有できないということの宣言規定とみる。皇胤は皇子、皇孫、皇曾孫、皇玄孫……と続く。この系統のうちで、「皇子ノ子女」までは、その子女が「庶出」であっても、「皇族」身分が与えられる。けれども、皇孫以下のばあいは、その子女が庶出であれば、「皇族」から外される——そういう意味の規定であろうと解するのである。

この解釈を採れば、「皇室制規 第二」で庶系を認め、「第廿七」ではその限界を設定したということになるので、両者のあいだには基本的な矛盾はない。天皇には庶子を認め、皇族にはこれを認めないという、単純な対立図式が描かれていたわけではないことになる。またそう解すれば、「第廿七」は、「第二」において皇位継承関係のなかに庶系容認という典型的に日本的なるものを存置させた効果を限定するという、特殊に、日本的な「跡始末」規定に過ぎないのであって、シユタイン「帝室家憲」の影響がどうであるとか、外国制度の模倣があるとかないとかいって、その近代的な性格だけを一方的に浮き彫りにするのは、ちよつとおかしいのではないか、という感想に到達するのである。

「第廿七」を「皇孫庶出ノ子女」に向けられた規定であることを前提としたばあいは、皇孫以外の皇族「庶出ノ子女」はどうなるのかという疑問を提出する余地があるかもしれない。それに一応対応してみよう。「皇孫庶出」というのは、「第二」（皇位継承における庶出容認）の及ぶ範囲を限定した規定であると解する私の立場からみると、 \langle 「皇孫庶出ノ子女」はダメだけれども、皇孫以外の「皇族庶出ノ子女」は容認しよう \rangle というのは、まことに背理であるだろう。 \langle 「皇孫」にしてダメならば、「皇族」がダメなのは、当然の帰結である \rangle という結論になるほかあるまい、と思う。

以上の考察は、「皇室制規 第廿七」が「皇孫庶出ノ子女」に対する皇族身分否認の規定であつて、「皇族庶出ノ子女」に対するそれではないということ、仮りに前提にしたうえで、なされたものである。私自身は、問題の条項は「皇孫庶出ノ

子女」に関する規定であると断定する意図をまったく持っていない。そう断定する根拠を持っていないのである。私として望むのは、この点についての結着をぜひ歴史専門研究者につけていただきたいということである。

皇室制規の基本的性格

宮内省立案第一稿皇室制規について——「第廿七」問題が介在していたために——期せずして深入りしてしまった。しかしながら、以上の考察をとおして、皇室制規が一方で男統主義を前面に押し出し、それとの絡みで補完的に、そして非常に微妙なやり方で、庶系を承認するという方策をとって伝統に忠実であろうとし、結果においてことなかれ主義をとりながらも、他方、ともかくも女帝成立の可能性を示唆することによって、「近代化」の様相を呈することに配慮した産物であったことが、なお一層明らかになったように思う。すで私は、この立案を「いちじるしく妥協的なポスチャーの現われ」とみ、最終段階に向けた「試し蹴り」と性格づけたが、これはあながち的外れとは言えまいと信ずる。

井上毅の反応——「謹具意見」

私の感じでは皇室制規は、こういう性格のものであったから、皇室典範という本番へ至る階段のどこかで、いずれ、どちらか一方へと結着をつけられる運命にあった。そうしたきざしは、すでに本稿の順序不同の叙述のなかで言及済みの井上毅⁽¹²⁾「**謹具意見**」の提出という形で、現出した。井上はこのころ宮内省図書頭のポジションにあり、皇室法規の立法作業には直接かかわっていなかった。そのかれが、宮内省立案第一稿に対するコメントとして提出したのが、「**謹具意見**」であった。「**謹具意見**」の内容、とくにかれがもつとも力点をおいた「第一 男系絶ユルトキハ女系ヲ以テ継承スル事」の中身は、比較的詳しく紹介したので繰り返さない。かれはきわめて強い調子で女帝容認策を攻撃し、この策を採るべきでないことを

力説しているのであった。井上の「謹具意見」には、もうひとつの関心事があった。「意見第二 天皇違豫（政務に堪えな
いほどの心身の故障―引用者）、攝政ノ事」という題目で語られたものであって、要するに皇室法規が「第九 天皇在世中
ハ讓位セス……」として天皇の生前退位を否定している条項に反し、讓位の制度を融通無碍に使うことが得策であるゆえん
を説くものであった。この主題は、現在の考察対象とはずれてるので、これ以上立ち入らない（のち別稿が「天皇ノ退位」
を扱うところで立ち戻るであろう）。井上の「讓位存置」論はかれの持論であって、かれとしては来たるべき皇室典範のな
かへと持ち込みたい制度であつたにちがいない。しかしながら「謹具意見」の第一テーマの主張（女帝否認論）が絶大なる
効果を以つて、これ以降の立案作業に決定的な影響を及ぼし、皇室典範へと貫徹するのはまったく逆に、かれの讓位論は
これ以降、だれの支持も受けないまま立ち消えとなる運命になるのであった。

「謹具意見」につきさいごに一言しておきたい。井上はこのコメントを閉じるに当たり、「我国ノ憲法ニ於テハ王家ノ事
ニ就テハ寧ロオホラカニ一ツノ大綱ヲ揚グルニ止マ」る策を採るべし、と助言しているのであった。「私生子」がどうのこ
うの、「女系」がどうのこうのといったことからは、憲法に掲載するな、と言わんばかりである。憲法には、「皇統ハ、皇祖
ノ遺範ニ遵ヒ、萬世一系、神孫ノ承クル所トス」という大原則と、あとは皇位継承の順位のごときを掲記すれば十分である、
と結論つけたのであった。この段階（一八八〇年代中葉）にはまだ、井上は、皇室法立案作業との関係では第三者的に構え、
第二者的に発言していた。しかしやがて八七、八年ともなると、井上は、憲法とともに皇室典範関係立案につき第一の責任
を負わされる地位に就くことになり、それとともに、皇室のことは「大綱ヲ揚グルニ止マルベシ」というわけにはゆかなく
なるのである。

(1) 岩倉らは、憲法とは別建てで皇室法規を制定する意図を以つて宮内省内に内規取調局を設け、伊藤博文らの留守のあいだに、すなわち

一八八三年に皇族法令の検討させた。「皇族内規二」「同二」「御達案皇族令」として知られる文書(信山社版 上巻 三〇四頁以下、「資料一六、一七、一八」)には皇位継承にかかわる部分があるが、のちの皇室典範成立への寄与度は、しかく高いように思えないので、ここでは考察の外におく。ただ、本稿の主題との関係でいえば、第一に皇位継承および皇族の定義につき、嫡庶の区別をまったくつけておらないこと、第二に女帝成立可能性への示唆も見当らないことに気づく。このうち第一点の、嫡庶が区別されていないことを以って、庶出皇族を排除している趣旨と解するか、それとも逆に庶出子女を暗黙のうち当然前提としている趣旨と解するかは、見解の分かれるところであろう。しかし私は、これらの文書には「大統継承ノ為」あるいは「皇族ヨリ入テ儲君ト為ル」ばあいの、「養子」が語られていて、これはすでになん度も指摘したように、庶出男子の選別、認定手続を意味するほかないと思うので、後者の庶出暗黙前提論を採りたい。

(2) 信山社版 上巻 三四一―三四五頁「資料二四、二五、二六、二七、二八」五種類の「皇室法案」がそれぞれである。注意に値するひとつは、皇位継承に触れる法案は、「資料二四、二六」すべてが「皇族中男系盡ク絶ユルニ非サレハ女系ニ移ラサル事」という文言を措いたうえでであるが、女帝を認容していること、もうひとつ、皇庶子を皇位継承範囲内に当然のこととして容認していること、これである。この間にあつて、第一の法案が嫡庶の区別のつけかたにおいて、あれこれ弁別に細かく耽つていて興味深く、さらにまた第四の法案(「資料二七」「皇室法案四」)が、「第十二 皇族庶出ノ男女子ハ私生トシ皇族ノ待遇ヲ與ヘサルモノトス」とあつて、庶出身に限定をつけることが試みられているのに目がとまる。さいごの点については、本文でいま一度立ち戻るであろう。

(3) 信山社版 上巻 三四五―三四七頁「資料一九」

(4) この時期以降宮内省立案の法規案はやがて本文で垣間見るように、三種類ある。その成立時期、担当係官については、小林宏「皇位継承をめぐる井上毅の書簡について——明治皇室典範成立過程の一齣——」「国学院法学」一九巻四号九頁以下所収、一九八一年、その注(一)で指摘されているように、稲田正次、小嶋和司のあいだに意見の対立がある。いずれにせよ、小林教授の説くように、宮内省第三稿は一八八六年(明治一九)半ば、内大臣宛て提出されたまま、やがて立ち消えとなり、皇室典範原案へとつながってゆくわけではない。

(5) 男統主義を冠にしたうえで、庶系と女系の両方を併呑する妥協案は、じつは、元老院国憲按最終案と宮内省立案第一稿皇室制規との挟間に在る、制度取調局(一八八四年(明治一七)年三月、宮内省内設置)作成の一連の「皇室法案」のひとつにも採用されている(信山社版 上巻「資料二四」三四一―三四二頁)。こうしてみると、皇室典範立案に取り組む前提には、庶子容認・女系容認という両様の構

えは、流行気味のものであったのかもしれない。

(6) 小嶋和司『明治典範体制の成立』(前掲書、六一頁以下所収)。

(7) 稲田正治『明治憲法成立史の研究』(前掲書、二五四頁以下所収)。

(8) 信山社版の皇室制規(「資料」二九)のテキストは、『梧陰文庫影印前史』の影印に拠ったものであり、影印には明らかに「皇孫、庶子ノ」とあることを、編集責任者のひとり島善高教授の確言を得ている(私自身は影印を辿る作業はやっていない)。なお、稲田教授が依拠したのは、伊藤博文秘書類纂(帝室三)のほか、前掲梧陰文庫中の文書(稲田・前掲『成立史の研究』二六七頁)であったと言い、同じように小嶋教授も、梧陰文庫本と伊藤博文秘書類纂本の両方に当たったとされる(前掲論文二二四頁)。ということは、両氏とも梧陰文庫影印に在る「皇孫、庶出」を見誤ったのであろうか。

このことに関連して、私が怪訝に思うもうひとつのことがある。いま当面の考察対象は、皇室制規「第廿七 皇族(あるいは、皇孫) 庶出ノ子女ハ私生トナシ皇族ノ待遇ヲ與ヘサルモノトス」なる文章にある。然るところ、皇室制規立案に先立っておこなわれていた制度取調局の皇室法案作成作業の産物のひとつ「皇室法案四」(皇族令)(信山社版 上巻 三四四頁「資料」二七)には、その最終条項に「第十二 皇族、庶出ノ男女子ハ私生トナシ皇族ノ待遇ヲ與ヘサルモノ」とする定めがある(この定めについては、本章注(二)で若干言及しておいた)。両者には、「皇族」か「皇孫」かのちがいを除き——かつ、「男女子」が「子女」になっているという非本質的な差異を別とすれば(というのは、現代人のなかには「子女」を「女の子」と解する向きがあるが、もともとこの語は、「兒女」など異なって、「むすことむすめ」を指すのだから)——ことばのうえの相違はない。ここからみて、皇室制規第廿七は、「皇室法案四」の第十二をほぼそのまま引き継いだものである、と推定するのが合理的であり、そうだとすると皇室制規第廿七は、「梧陰文庫影印」にもかわらぬ——「皇孫、庶出」ではなく「皇族、庶出」が真だということになる。私が不思議に思うのは、史家はなぜ、皇室制規第廿七と皇室法案四・第十二とを連結し、そのうえでこの条項が持つ意義とその限界(庶出皇族の抑制、その意味での「近代化」)を説こうとしなかったのだろうかという点にある。

(9) 信山社版 上巻 三三五—三四〇頁「資料」三三「帝室家憲(シユタイン)」。

(10) 梧陰文庫影印にもとづいて、これを信山社版に再録する作業に従事された島善高教授でさえも、従来の「皇族、庶出」説に拠って、この「第廿七」を「庶系皇族を否認し」たものと解されている(信山社版 上巻 第一部第一章「制定前史」六〇頁)たまたま、梧陰影印によれば「皇族、庶出」ではなく「皇孫、庶出」であるらしいとわかった私は、この問題で孤立奮戦を強いられる次第である。

(11) 嫡庶の区別をつけずにケース・バイ・ケースで適当に処理する「祖宗ノ大憲」の慣行を脱し、庶系をなんらの形で、なんらかのレベルで認めるとしたならば、すなわち、庶系容認を客観的に制度化しようとするならば、否でも応でも、いろんな意味をこめて、私生子の認知手続を法制化しないわけにゆかない。そうだから、本稿で私は——喰い散らかし風に——なん度か叙述したように、支配者たちは、「皇后ノ御養子」「御妻子」、親王（内親王）の宣下などの手法をめぐって、喧々議論しているのである。

(12) 信山社版 上巻三四七頁以下「資料三〇」

第七章 皇室典範へのみち

宮内省立案第二稿帝室典則

宮内省が立案した「帝室典則」第二稿（明治一九年⁽¹⁾）は、その第一稿・皇室制規と異なり、女帝成立余地をまったく認めず、男系主義・男子主義に徹するとともに、庶子制を容れる案である。まず「皇位継承ノ事 / 第一 皇位ハ皇子ニ傳フヘシ」とあり、「第六 凡皇位ノ継承ハ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニス嫡中ノ順次ハ長幼ノ序ニ從フ庶モ亦之ニ同シ」と定め、「第八 庶出ノ皇子皇女ハ降誕直チニ皇后ノ養子トナス」としている。このうち、さいごの「第八」は、皇位継承における庶子容認にともなう必要な認知手続を、「降誕直チニ皇后ノ養子トナス」という方式で定めたものである⁽²⁾。

このように第二稿帝室典則は、庶子容認策を採り、女帝成立余地をまったく否定することによって、その点で来たるべき皇室典範の男系・男子主義に至る軌道を設定した意味は大きい⁽³⁾。

宮内省における帝室典則立案作業は、その第三稿の作成、さらに、宮中顧問の議を経た修正案のまとめへとつづけられる。しかし、折角のこの作業もなぜかこの段階で立ち消えとなった⁽⁴⁾。これ以降、伊藤博文は、この分野に長くたずさわり十分に専門家というに足る知見の持主である柳原前光に作業継続を一任し、柳原の手によって「帝室法則綱要」さらに「皇室法典初稿」から皇室典範草案作りへと展開されゆくのであった。そして、柳原のこれら一連の文書を今度は井上毅が批判的に検討する作業を経て、いよいよ明治憲法制定に向けて新設されることになる枢密院へ提出するための皇室典範「御諮詢案」へと高められてゆくのである。本稿ではしかし、この展開過程を逐一辿るといふことはしない。

けれども、いまここで次のことだけは確認しておきたい。一八八六年までの宮内省立案作業においては、男統・男子主義

を徹底させるべく庶系容認を包攝する。『伝統』を堅持するか、それとも女帝成立可能性を容認して西欧君主国流の『近代化』をはかるか、この間の択一をせまられ動揺していた。そしてときには、二者とも一緒くたに呑み込んでしまう折衷案に飛び付いたりもした。しかしながら、第二稿帝室典則が、庶子容認を前提とした男統主義・男子主義を一義的・明確に選び取り、そうすることによって無言のうちに女帝成立の余地を拒否する路線をとり、そして、それ以降は、その後作成されたいっさいの立法案において、この路線は揺るぐことはなかったのである。こうした路線に乗って、庶子容認を包攝する男統主義・男子主義を一義的に選択した皇室典範が成案となり、枢密院の諮詢を経て、天皇が裁可する経過を辿ることになるのであった。

庶子容認・女帝否認路線の確定

庶子容認路線がこの段階で——結果的にみて——確立したといっても、この路線内においてすべて問題がなくなったわけではない。立案関係者らは、庶子孫の皇位継承順位のありよう⁽⁵⁾、嫡庶の区別⁽⁶⁾、皇庶子女の認知手続⁽⁷⁾など、それなりに要検討事項を持ちつづけた。そして、こうした案件問題の詰め作業が進行することをつうじて、庶子容認・女帝拒否の選択は不可逆的に最終のものになってゆくのであった。本稿ではしかし、庶子容認路線がここにおいて確立したこと、そのことを見届けておくに止めたいと思う。

私の関心はむしろ、ここで選り取られた庶子路線をどのように一般的に正当化し説明しようとしたのか、とりわけ一夫一婦制と矛盾対立するこの路線を欧米に対してどうプレゼンテーションしようとしたか、といった方向に向けられている。

枢密院御諮詢案皇室典範

一八八八年（明治二二）年五月、政府は創設されたばかりの枢密院⁽⁸⁾に提出した「枢密院御諮詢案皇室典範」⁽⁹⁾は、本稿の主題と関係する法条にかぎっていえば、唯一の例外を除いて、まったくそのまま枢密院の諮詢を通過して天皇の裁可を得て、翌年（明治二二）二月一日、大日本帝国憲法と一緒に、制定された⁽¹⁰⁾。本稿の主題と関係する法条には、「第一條 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」、「第四条 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ「長系次系ノ」⁽¹¹⁾皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル」および「第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス」がある。

皇室典範ではこのようにして、一定の仕方では庶子容認を前提としたうえで、男系・男子主義を基礎づけたのであるが、先ほどからなん度も指摘しているように、庶出の子を王位繼承者の範囲に参入させる仕組みは外国にその例は無いのだから、真正面からこの点の国際的な承認を得るのは、ちよつとむずかしい。立案者にとってこの問題は、頭痛の種子でありつづけたはずである。

ロヨスレル「日本帝国典範」

ときはまさに、皇室典範がようやく成案の段階に近づきつつあった。立案当局は、ことここにいたって、自分たちの構想にかんして、外国の学識者からある種のスクリーニングをかけて貰うことを期待したにちがいない。こうして憲法関係のお雇い外国人筆頭株のヘルマン・ロヨスレルに、皇室典範案の作成が依頼された。ロヨスレル案と比べ合わせながら、一気に自分たちの御諮詢案を仕立て上げようとはかったもののようである。こうして出来あがったのが、一八八八年（明治二二）一月～二月に政府関係者に提出された「ロヨスレル『日本帝国典範』」⁽¹²⁾である。

ロヨスレル「日本帝国皇室典範」は、現に本稿が扱っている主題にかんして、次のように述べて、実質上庶男子が皇位

継承資格を得ることができ、便法を講じているのが注目される。それにはこうある。「第一章 皇族」において皇族の範囲を定める第一條は、(イ) 天皇、(ロ) 皇后、(ハ) 皇太后につづいて「(ニ) 祖宗ヲ共ニシ且天皇ノ許可ヲ経タル正当ノ配偶ニ出テタル男統(メンリツヘルリニー) (“Männliche Linie”ならん——引用者)ノ親王及内親王或ハ天皇ノ正式ノ許可ヲ得テ養子トシタル親王及内親王但シ内親王ハ未タ皇室外ニ於テ位階相当ノ婚姻ヲ為サ、ル間トス」(傍点——引用者)と定めていて、養子縁組というそれ自体近代法的な装いをとる制度を媒介として、嫡出子女以外の子女にも皇族身分を与える方途が提示されているのである。ここで皇族に参入する養子には「天皇ノ許可」を必要とするとなつてはいるが、「許可」を得れば誰でも養子になれるかというところではなくて、「祖宗ヲ共ニシ」というもうひとつの要件がかぶさつてはいるのを見過(ご)してはならない。すなわち、ここでの養子たり得る第一要件は、「皇胤」を受けた子女ということになる。そして「皇胤」を受けた子女であつて「正当ノ配偶ニ出テタル皇統」に在る者、つまり嫡出の子女が皇族内にあるのは、前段において示されているのだから、養子問題が出てくるのは、庶出の子女にほかならないことが言外において明らかである。ロヨスレルは、養子縁組という西洋で一般的に承認されている法的なフィクションを以つて、庶子制という日本固有の「祖宗ノ大憲」の一構成部分を取り繕つてみせたのである。⁽¹³⁾

こうしてロヨスレルは、庶出の子女に「皇族」身分を承認する方途を便じたうえで、こんどは、「第五章 継嗣」において、嫡出男子に優先順位を与える一方で、庶出男子にも皇位継承資格を認める案を提示する。それは、「第二十二條 君主カ継嗣ヲ有スル正配ノ皇子ヲ遺サスシテ^{そらく天子の死去}殂落シタル時ハ養子トナリタル親王帝位ヲ襲ク」(傍点——引用者)とする規定に結晶化して表現されている。ここで「養子トナリタル親王」とは、先に示した手続によつて皇族となつた庶男子を指すのは、これまた言外において、明らかである。

一般に、非嫡出子女を家督・財産相続上の有資格者に組み入れるばあいには、一定の認定手続が必要である。皇位継承法

において庶子制をとるにさいし、明治法制官僚らが腐心したのは、皇胤を継ぐ複数あり得る私生子のうち、誰を、どんな手続で、いつ、庶子として認定し、皇親に組み入れるかという問題であった。この問題はなん度も指摘しているように、世襲制に庶子を組み入れる慣行をとるかぎりついて回わる性質のものであり、明治以前から天皇家につきまといつてきたものなのである。これは、制度上は、当然には親王（内親王）でない者を、親王（内親王）身分ある者として宣言する「親王（内親王）宣下」という名で呼ばれてきた旧慣に属する⁽¹⁴⁾。

ロヨスレルは、この、「祖宗ノ大憲」に寄生して慣行化していた「親王（内親王）宣下」手続を念頭に置きながら、おなじ問題、すなわち庶子認定における差別問題を「天皇ノ正式ノ許可ヲ得テ養子トシタル親王及内親王」（ロヨスレル・前掲「日本帝国皇室典範」第一条（二）、傍点引用者）という文言を以って切り抜けようとした、⁽¹⁵⁾と云える。

もつとも、ここへ来て、あえてあらためて述べる必要はないことであるのだが、右のごとく、「天皇ノ正式ノ許可ヲ得テ養子」とするアイデアはけつして本来ロヨスレルに源を発するものではない。本稿の読者諸賢が先刻了知されているように、天皇家にあつては、旧来から、「皇胤」を継いだ庶子のなかから「皇后ノ御養子」という形式をとることにより、天皇家メンバーとなる者を選択する方法が存在していたのである。旧慣を重んずる明治法制官僚にあつては、「皇后ノ養子」方式の存在を熟知したうえで、こういった認知手続は天皇家の私事に属すべきことからであるから、あえて法文化し公の制度にするには及ぶまい、と考えていたふしがある。ロヨスレルは、こういった事情を十分に弁えたうえで、「皇后ノ養子」の代わりに「天皇ノ正式ノ許可」という、より強い権威づけをおこなって正式度を高めるのをよしとしたのであろう。

ロヨスレルの役割

以上考察したところから、次のことが言えるように思う。庶子問題を外国王制を睨みながらどう調整するか、この案件を

——他のもろもろの懸案検討事項とともに——ロヨスレルに問擬するにつき、日本側はかなりの程度この点についての「祖宗ノ大憲」とその実行細目に関する情報をロヨスレルに提供したはずである。そして、そのさい、こうした日本事情を最大限了解したうえで、外国人にとつてある程度咀嚼可能な代案あるいは表現方法を案出するよう、誘導したにちがいない。他方、案件処理を任かされたロヨスレルはロヨスレルで、比較的柔軟に日本側の要請に応え、法文章化に協力したと言つて過言ではないと思う。天皇側近者であるひとり、ロヨスレルについて「(かれは)一流の学者だったのみならず、非常な親日家で日本の諸事情を理解し、伊藤さん(伊藤博文、ならん——引用者)が何か相談するといつもこの理解に即して有益な資料を提供した。」⁽¹⁶⁾と評価していることは有名な話であるが、皇位継承法における庶子問題処理への貢献も、こうした評価を裏づけるに足るものがある。

このばあいロヨスレルの効用は、要するに、ゆたかな学識を具えた権威ある外国人公法学者に、庶子容認へのお墨付きを発行して貰うこと、そのことにあつたと思われる。問題の容認を「天皇ノ許可」にかからしめるものと表現するか、「皇后ノ養子」という擬制で体裁を整えるか、それとも「親王宣下」というむかしからある手を援用するかは、法制官僚らにとつては、内規あるいは慣行で対応できる細則的な事項であつた。そして実際、そのうち実定化された皇室典範は、庶子容認を採りながらも、その認知方法にかんしては、完全沈黙主義に徹した。⁽¹⁷⁾

ロヨスレルの「中継ぎ女帝」の容認案

以上ロヨスレルのこの法領域における役割を語つたが、このついでにロヨスレルにつきもう一点だけ触れておきたい。かれは、その「日本帝国皇室典範」において、庶男子を「皇族」および皇位継承者として位置づけ、そういうものとして体制側の要請に答えているが、じつはそれにとまらず、かれは、次のような仕方で女帝成立可能性を認めてもいたのである。

その認めかたが面白い。すなわちかれは、日本歴史上、いくつか（八名、一〇代）の実例があつた女帝を男統主義者らの限定的正当化論にもとづき、苦肉の策として承認してゐるのである。それは、かれの「典範」第二五条にうかがえる。嫡庶とも男子が途絶えた事態に備えて、同条は「（そのばあいには）継嗣ハ先帝ノ女子ニ移ルト雖モ女子ハ親カラ政治ニ任スルヲ得ス唯其男子ニ帝位ヲ継カシムルノミ」と定めてゐる。ここで提示されてゐるのは、歴史上、男系主義・男子主義を原則としながらも、男系男子の「中継ぎ」として一時的・限定的に緊急避難手段として採られた「女帝」就任例を法的に文章化したものである。井上ら男統主義者の多くは、この種の緊急避難的な「中継ぎ」をわざわざ法上明文化してまでして残す必要はないという立場をとつていたが、男統拭底に備えてこの程度の「女帝」は残しておいたほうがいいという意見もあり得たわけであつて、ロヨスレルは、取りあはず後者の線を留保しておくのを得策としたのであろう。この案にあつては、体裁上ともかくも——西欧君主制に準えて——「女帝」を持ち上げながら、実際上の性格としては「萬世一系」⁽¹⁸⁾ 男統主義のため「中継ぎ」という特殊日本の効用しか期待されないという代物であつたのである。⁽¹⁹⁾

ロヨスレルは、男統主義者らに十分の尊敬を払いながらも、他方「近代化」の線で要望され得る「女帝」論者にも外見上ほどよく気配りしつつあつた、ということになるであらうか。なかなかの芸達者であつたと言えるかもしれない。

(1) 信山社版 上巻 三五四頁以下〔資料三一〕。

(2) この文面上は、すべての皇庶子女が「降誕直子ニ」自動的に「皇后ノ養子」となるがごとくであるが——そしてそうあるべきだと柳原前光などは主張つづけるのであるが——そういう趣旨かどうかは、かならずしもはっきりしない。

(3) なお、第二稿帝室典則の「第十七 皇族ノ継嗣ハ實子孫実弟ニ限ルヘシ」とあるのが気になる。この規定が、皇族の養子跡取りを禁止する趣旨であることは疑いないが、庶子孫をも排除するものかどうかははっきりしない。「實子孫」であつて「嫡子孫」となつていないからである。

(4) なぜ「宮中顧問ノ議ヲ経タル修正案」が上奏されないまま立ち消えとなつたかについては、島善高「明治皇室典範制定史の基礎的考察」

『国学院大学紀要』二二巻、一九八四年、一一九頁、一二五頁以下参照（島善高『近代皇室制度の形成』成文堂、一九九四年、三三頁以下）参照。

(5) 庶子容認と一口でいっても、皇位継承順位において、皇庶子および皇庶孫などが、嫡出の皇族男子のどの系列（行）にどのように参入するをよしとするかについては、さまざまな案があり得る。そしてまた、確立案をどのように文章化すべきかというドライバーフトマン・シップにかかわる問題もある。皇位継承における庶出男子の順番配列を「嫡出男子が優位する建前のもとで」どのよう設定するかという問題は、遺憾ながら私には一向に興味の湧かない主題であるが、法制官僚としては、そういうわけにはゆかなかつたであろう（この点につき、のち実定化された皇室典範第四条では「皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル」と結着づけるのであるが、この規定にかんする井上毅の深刻なる疑義表明があるのが、参考になる。信山社版 下巻 六八〇頁以下〔資料六〇〕「井上毅の土方久元宮内大臣宛書簡（明治二十二年四月三日）」、〔資料六一〕「井上毅の元田永孚書翰（明治二十二年四月三日）」。なおまた、信山社版 上巻 三五六―三五九頁、〔資料三二〕「帝室典則意見（井上毅、明治十九年）」参照。

(6) 皇位継承に庶出の子孫も容認されるのであれば、皇族身分次元にあつても嫡庶の区別をとやくいうべきでないという考え方があり得る。けれども他方、皇位継承において嫡系が優先する建前になっていて、両者の区別がつけられている以上は、皇族身分その他処遇のうえで差別があつて然るべきだという立場もあり得る。井上毅は後者の立場を採り、両者の間にどんな差異を設けるべきか―「其席次并歳俸ハ如何」といった種類の―検討すべきことを論じている。「皇室典憲ニ付疑題乞裁定件々（井上毅、明治二十年二月）」へ信山社版 上巻 二八八―二九八頁〔資料三九〕三九七頁〕。

皇位継承において嫡庶合わせ呑む制度を採つたばあい、嫡出子は生まれながらにして制度上当然に親王身分を取得するのに反し、庶子はかならずしもそうなるものではない。早い話、嫡子の誕生は公布されるが、庶子の誕生には公布ということはないのである。そうすると、どうしても、公布のないまま、国民の知らない皇子が突然「遵ニ太子ノ位ニ立チ玉フ」（井上・前掲文書、三九二頁）というおかしな事態が生じることになる。そこで井上は、「庶親王宣下ノ式ヲ行ヒ眞実ノ親王タルコトヲ認メ玉ヒテ遍ク内外人民ニ公布アルハ一種ノ便法ナルニ似タリ」と提案するのであった。井上はまた、すぐつづけた括弧書きにおいて、「公布ナキ皇子ニシテ立太子ノ事アリ又或ハ直チニ大位ニ登リ玉フコトアラハ洋人ノ所謂皇位ハ明白ヲ要スト謂ヘル主義ニ違フナリ」と付加し、外国法制とのずれを気にしているのは、興味深い。

庶子の認知とその公布ということがらにかんしていえば、柳原前光は別の考えに立つ。かれは、皇子女から皇庶孫にいたるまでのすべ

て皇胤をつぐ庶出の者は一嫡出皇子孫と同じように一その誕生とともに親王（内親王）宣下があるべきだ、と説く。かれは言う。「既ニ庶出ト雖モ皇位繼承権ヲ有セラル、上ハ（嫡庶の区別にことさらに固執することは一引用者挿入）耳ヲ俺フテ鈴ヲ盗ムヘカラサルナリ」（傍点引用者）（疑題件々ニ付柳原伯意見へ柳原前光、明治二十年）信山社版 上巻 三九八―四〇〇頁（資料四〇）と。

皇族が多数にのほり国家予算が重むのは困るといふ観点から、皇族範囲の限定が要請される。この問題は、直接には嫡庶の区別と関係ないのであるが、宮中顧問官副島種臣が次のように述べるばあいには、庶系の人員整理がとくに意識されていると読めないではない。「凡各宮方ノ甚多クシテ用度ノ廉ニ苦ム者各王子方ニ各宮號ヲ與ヘ次男三男庶子庶流トテモ各自美麗ナル各宮殿ヲ營繕スルニ因ル…自今爾後一家ノ稱號ヲ立ラレテ新ニ宮號ヲ賜ハル可キ者ハ唯親皇子ニ限ルトス最佳ナリ」（副島伯建議帝室典則修正案）へ信山社版 上巻 三六二―三六四頁（資料三四）。傍点引用者。皇族数の制限という点では、柳原が自らの作成した「帝室法則綱要」（信山社版、上巻 三六六頁以下（資料三六））において、「第二十八條 近属ノ皇胤男子繁昌スル時ハ遠属中ヨリ庶少ヲ先ニシ嫡長ヲ後ニシ漸次氏ヲ賜ヒ華族ニ列スヘシ（傍点引用者）」という構想を示している。まず、一番先に庶子孫から人員整理せよ、との意見である。

(7) 皇室制規が典型であるように、認知は「降誕直チニ皇后ノ養子トス」という方式でおこなうことを好しとする傾向が強かったと言える。これに対して、すでに折に触れ紹介したように、井上毅はきわめて批判的である。「此事（皇后の養子にするという方式―引用者）中外ニ公布アランニ外国人ハ日本ニ庶子アルコトヲ驚怪スルコトノ外ニ更ニ又皇后ノ養子アルコトニ向テ尤奇異ノ思ヲナスヘシ何トナレハ此皇庶子ハ皇父皇母ノ養子トナルヘクシテ独リ皇母ノミノ養子トナルヘキ筈ナケレハナリ」（「帝室典則意見（井上毅 明治十九年）」へ信山社版 上巻 二五六頁以下（資料三二））と述べている。このことのために、かれが非常に強く「外国人の目」に拘わっている立場がこめられているのである。この観点から井上は、「寧ろ皇庶子ニ限り親王宣下ノ舊法ヲ用ヒラレ宣下ノ日ヲ以テ中外ニ公布アリテハ如何」と示唆するのであった。

(8) 枢密院官制（一八八八年へ明二一）四月三〇日、勅令二二号）「天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ諮詢スル所」。

(9) 信山社版 上巻 四九七―五一六頁（資料五一）。

(10) しかしながら、周知のように皇室典範は、独特な論理にもとづいて、国民に向けての公布はなされなかった。

(11) 「」内の五文字は、枢密院での第三読会終結後にもかかわらず、政府側が一方的に削除したものである。成立した皇室典範と御諮詢案とのあいだに介入する一本稿主題の関係法条にかぎるが「唯一の例外」として先に本文で指摘したのが、この五文字削除である。立案当局は、この五文字は無用であるのみならず、誤解を招くおそれがあるとして枢密院議長伊藤博文などの承認を経て、削ったらしい。

枢密院書記官長としての井上毅は、のち、土方久元宮内大臣に送った書簡で、この削除はなされるべきではなかったという不服を、開陳している。井上が不服とするポイントは、要するに、へ原案どおりであれば「次系二嫡子孫アルトキハ、長系タリトモ、庶子孫ニ繼承ノ権ナキハ、至明至白」である。しかるに、五文字を削除した結果、この趣旨がぼやけて、次系嫡子孫を超えて長系庶子孫に皇位繼承権が移ってしまうことになる。これは、井上からみて由々しきことである、というのである（信山社版 下巻 六八〇頁〔資料六〇〕）「井上毅の土方久元宮内大臣宛書簡（明治二十二年四月三日）。なお、同書七八一頁〔資料六一〕」「井上毅の元田永孚宛書簡（明治二十二年四月三日）」に載っている繼承系列の図解参照。問題は、嫡出優先主義を庶出の劣位的容認との絡みで、どう貫徹（あるいは修正）するかにかかわるものである。ひとたび庶子容認策を採れば、これはかならず隨伴せざるを得ない種類の問題案件である。けれども、あいにく、ありていにいって私は、この種の細目にわたる、多かれ少なかれ技術的な問題に目下のところ耽ける気がないので、本稿ではこれ以上立ち入らない。また、実際問題として法制官僚トップにある井上を悩ましたこの種の（解釈）問題は、その後の旧皇室典範の歴史のなかで、なんの実践的な意味も持つことはなかったのでもある。

(12) 信山社版 上巻 四七四頁以下、〔資料四九〕。

(13) 「祖宗ヲ共ニシ」という実質要件と「天皇ノ正式ノ許可ヲ得テ養子」という形式要件と用いることによって、ロヨスレル案では、庶出の皇族が容認されているから、のちの皇室典範とはちがって、「皇庶子孫」とか、嫡に対する「庶」とかいった文言は、いっさい現われ出ない仕組みになっていて面白い。

(14) 「親王（内親王）宣下」の手續が明治以前の旧慣に属することは疑いない。しかしながら、この手續が皇庶子女にも及んでいたという「旧慣」は存在しなかったように思う。庶出子女に対しては―必要なばあい、適宜―「皇后ノ御養子」という手が用いられていたものようである。井上毅らは、―「皇后ノ御養子」方式ではなくて―皇庶子に対しても、「旧慣」としての「親王宣下」を拡張適用する方策をよしとしていたのである。

(15) このころ、つまり皇室典範の立案作業が開始された一八八〇年代後半には、井上毅たち法制官僚は、フランスのナポレオン三世の「家憲」なるもののなかに、皇帝の許可により、皇族の私生子を公認し皇族の一員とする制度が存在するのを知るに至っていた（たとえば、井上毅「皇室典範ニ付疑題乞裁定件（明治二十年二月）」、信山社版 上巻 三八八頁以下、〔資料三九〕、三九二頁、および「井上毅傳史料篇第四」、一二二―一二三頁所収の一八八九年（明治二十二年）六月四日づけ、伊藤博文への書簡を見よ）。井上らは、この認識を最大限利用して日本における庶子容認路線の選択を正当化しようとはかったもののように思う。（これ以前、つまり一八八〇年代初期の元老院時代に

は、その「国憲草按引証」で見ると、ナポレオン三世の、私生子の「養子」化に関する家憲への言及はない。ただし元老院「国憲草按引証」に挙げられている関連法規は、「一八〇四 佛 第三條 第四條 / 那破衛保那巴男子之レ無キ時ハ十八歳以上ノ己レノ兄弟ノ子孫ヲ養子ニタルヲ得ヘシ其養子ハ那破衛ノ子孫ナリトス / 尤モ那破衛ハ右ノ養子ヲ為セシ後男子生ル、時ハ養子ハ嫡出ノ子孫ノ後ニ非サレハ帝位ヲ相続スヘカラス那破衛保那巴ノ位ヲ嗣クヘキ者ハ人ヲ養子ト為ス事ヲ禁ス」(浅井・前掲書 二〇三―四頁、信山社版 上〔資料九〕二八〇頁)というものであった。ここで語られているのは、「己レノ兄弟ノ子孫ヲ養子」するばあいであつて、いわゆる「猶子」に当たるのであろう。いずれにせよ、元老院に拠る法制官僚は、この方法を庶子容認のために利用できるとは考えなかつた。これはむしろ、王位世襲制における「養子の原則的禁止」の例外を表現するものとして受けとめたにちがいない。

井上たちの認識に属するに至つた私生子の公認・皇族入りというナポレオン三世治下の家憲を、お雇い外国人ロヨスレルが知らなかつたはずがない。むしろ、ロヨスレルが井上らにこの法規の存在を教えたのかもしれない。本文に記した「天皇ノ正式ノ許可ヲ得テ養子」というロヨスレル案は、このナポレオン三世の皇室法規および、「祖宗ノ大憲」の構成要素としての庶子容認の伝統法という、本来は異質のふたつのものを奇妙にどうか絶妙にどうか、混交させて作成されている、とみる余地もある。

(16) 牧野伸顯『回顧録』、中公文庫、一九七七年、上巻一〇八頁。

(17) すでになんども触れたように、権典侍柳原愛子の産んだ嘉仁親王は一八八七年(明二〇)八月二二日、「皇后ノ御實子」とされた。こうした認知手続はしかし、その後まもなく成立する皇室典範に定められていたわけでないばかりでなく、およそ客観制度化されたルールから割り出されたものでもない、たぶん皇室内部のお家の事情と看做され、それゆえに皇族にはこの事実が通知されたが、官報にも登載されない秘事であつた(島・信山社版 上巻 第一章一三頁)。

(18) ロヨスレルは、一方で庶子容認制をとりながら、他方では「中継ぎ」的な女帝をも容認するという二元論を採つたが、これと逆の意味で興味があるのは、ほぼ同じころ作成された「帝室法典初稿」にみえる柳原前光の立場である。柳原は井上と同様に男統・男子主義であり、庶子容認制の信奉者であつた。そのかれは、「皇室法典初稿」の第三六条に「皇位ヲ繼承スルハ男統ノ男子ニ限ル」としたに止まらず、それに直統して「推古以来女王臨朝ノ例ニ倣フ事ナシ」とする規定をわざわざ入れていて、「中継ぎ」女帝も許さないと明記することを意欲しているのである。(「皇室法典初稿」(柳原前光、明治二十年一月二二日)、信山社版 上巻 三七〇―三八二頁〔資料三七〕)

(19) ロヨスレルの名譽のために、一言付加して置きたい。ロヨスレルが嚶鳴社の島田三郎、沼間守一らと同列の男根主義者であつたという印象を、本稿が読者諸賢に与えたとすれば、執筆者、私の書き方のまずさのゆゑである。実際には、ロヨスレルは、「王女ハ政務ヲ執ル

「ノ能力ヲ有セザルモノニ非ズ」といって、執政能力において女性は劣っているという考え方を、はつきり否定している。諸国の実例に照らしたうえで、「女主ノ政務ニシテ好結果ヲ得シコト往々之アリ」と言う。つまりかれは、島田、沼間らのような程度の女性蔑視論者ではないのである。かれはしかし、この問題の日本に対する当てはめという点では、次のようになかなか慎重となる。いわく、「今日本国民ノ思想ニ於テ婦人ニ政務ヲ執ラシムルヲ是認スルヤ否ヤハ、予ノ断言シ能ハザル所ナルカ故ニ、従来ノ舊制ヲ制スルヲ以テ尤モ便宜ナリトスヘキ歟」と述べて結論を留保し、結果として「祖宗ノ大憲」に譲るみちをとっている。（王室家憲答議（ロエスレル、明治二十年五月）信山社版 上 四一〇頁、四一六頁下段）

第八章 枢密院における「庶出ノ天皇」

実質討論なしの第四条

庶出男子を皇位継承候補者として容認する政策（それと裏腹に、女帝成立可能性には何ごとも語らないことによって、これを否認する政策）は、先になん度か示したように、実定法となった皇室典範第四条および第八条で明示的に宣言されたが、これを諮詢した枢密院にあつて顧問官らは、一体全体どんな審議をしたのだろうか。

結論を先取りして言つてしまえば、少なくとも本稿の主題（「庶出ノ天皇」「女帝否認」）に即しては——とくに「庶出ノ天皇」を容認する典範第四条にかんし——顧問官らの実質討論は、第一読会から第三読会にいたる全過程で、ゼロであつたと言える態のものであつた。⁽¹⁾ ことこのことにかんするかぎりでは、枢密院に参集する顧問官面々は先刻了解済みのものであつたのか、もしくは、そうでないにしてもなんらかの事前の根回しがきわめて効果的にはたらいた結果なのか、いずれにせよ見事な出来栄への全会一致であつた。

顧問官たちは、すでにして第一条「大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス」の審議において、「萬世一系ノ」といった自大的な文言を挿入するのしないの、というレベルの質疑応答があつたものの、ここでの「男系ノ男子」なるものに——皇嫡子のみならず——皇庶子も入っているは、暗黙のうちに了解されている、当然の前提であつたもののものである。別言すれば、「庶出ノ天皇」のあり得ることが、すでに第一条の含意するところであり、かかるものとして第一条が——討論なく——承認されてしまつたならば、はじめて「皇庶子孫ノ皇位繼承」の可能性を肯定的に明文化している第四条において、この本質（「庶出ノ天皇」の当否）を議論する余地はまತ್ತくないのである。そうであるから、顧問官らの

興味をひくのは、ひたすら「皇庶子孫」がどんな順列で、どの系の「皇嫡子孫」のあとにいくい込むかという、どちらかという⁽²⁾と技術的手続に関する論点に過ぎなくなる。

要するに、こういうことである。つまり、皇室典範を作つてゆく過程のうち、一八八〇年代中葉までは、「女性天皇」容認路線は、「可能性としてあり得た。けれども男系主義・男子主義による「萬世一系」イデオロギーが政治支配層のなかに排他的に浸透するや、八〇年代後半には、「萬世一系」の不可避的な付加物としての「庶子」容認路線は、かれらにとつて疑問の余地ない必然的なもの（「実ニヨムヲ得サル」もの）となりおおせ、それが前提となつて皇室典範案が作られた。そして、それを審議する枢密院レベルでは、このこと（「萬世一系」イデオロギーによる「庶子」容認・「女帝」否認）に関しては、いかなる異論も提示されない程度において、確定済みであつたという、ことの次第である。

彰仁親王等の上奏

もつとも、右叙述について若干の補筆をしておきたい。私は枢密院の審議模様を、その伝えられる「會議筆記」（復刻版）にもとづいて、把握しているだけなのであるが、枢密院審議満了（一八八九年〈明治二二〉一月一日）直後、小松宮彰仁親王等が奉じた「皇親ノ制ニ就キ上奏」⁽³⁾と題する文書があるのに注意したい。この文書は、皇位継承の予備軍たる皇親（親王の指名資格者）⁽⁴⁾に関するものであつて、彰仁親王その他親王たちが奉呈した文書としては、疑いもなく、自己利益の温存確保の見地から書かれている、と推定できる。これは、成立したばかりの皇室典範のうち第三二条（皇族範圍）に触れて書いているのであつて、皇族の範圍設定に当つては諸般の事情とよく勘案したうえで「典制」を、「（皇室）典範ノ補則」として制定するようにと提言する趣旨の文書である。⁽⁵⁾あれを言い、これを言う体裁のものであつて、私には解釈の困難なものがあるが、私なりに枝葉をカットして、この言わんとする中核を浮かび上がらしてみると、こうである。すなわち、へ庶出の

親王・王は、すべからく、伯爵あるいはそれ以上の華族にしてしまふという臣籍降下の手段によつて、皇族から排除すべし、という主張である。

この主張は、庶子容認路線は「實ニ己ムヲ得サルニ出テタルモノ」であるとしたうえでの、庶子身分者へのきわめて端的な差別化を骨子とする。私の興味を惹くのは、そこで挙げられている差別理由である。文書は、いま指摘したごとく、庶子容認路線は「実ニ己ムヲ得サル」ものではあるが、と述べてすぐ、それに続けて

「畢竟其ノ正ニアラサルナリ抑モ皇室ハ彝倫(いりん)ノ本源ニシテ亦榮譽ノ源泉ナリ皇族ノ神聖ヲ永遠ニ維持シ皇室ノ尊嚴ヲ無窮ニ保有シ萬國ノ瞻望(せんぼう)ニ副(ふ)ヒ衆庶ノ崇敬ヲ享クルハ實ニ皇位繼承ノ統屬ニ純潔ナル血系ノ存在スルニ由ラスンハアラス從テ事情ノ許ス範囲内ニ於テ皇統ニ危殆ヲ及ホスノ虞ナキヲ限度トシ薰蕕(くんゆう)ヲ取捨シ蘭艾(らんがい)ヲ甄別シ庶系皇族疎通ノ道ヲ設ケラル、ハ蓋シ皇家ノ尊榮慶福ヲ増進スルモノト謂フ可シ……」(傍点引用者)

身の淺学をかえりみず、あえて右のメッセージを要約すれば、彰仁親王等は、へ庶系参入はやむを得ないが、所詮それは「正ニアラサルナリ」という評価をくだす。なぜ「正ニアラサル」か。皇室の尊嚴が維持され、諸外国からの期待にそい、衆民の尊敬を受けることができるのは、へ「実ニ皇位繼承ノ統屬ニ純潔ナル血系ノ存在スル」からにほかならない、と論ずる。井上毅らの理解する「萬世一系」にあつては、「皇胤」を引継いだ者である以上は、嫡出であろうと庶出であろうとちがいがあろうはずがない。すなわち、「皇胤」を中心に考えれば、どちらのばあいも、ちゃんと「純潔ナル血系ノ存在」があることになる。⁽⁶⁾これに反し、ひとしく「萬世一系」を信奉しながらも、彰仁親王らの立場からみれば、「皇胤」を引継ぐ者は、嫡母(天皇の正妻)から誕生した嫡男子でなければならず、「血系の純潔性」は、嫡出主義(Legitimacy)によつてのみ担保されるのである。この種の立場は、皇位の權威は「彝倫」にもとづく裏打ちがあり、それが欠ければ「榮譽」を保持できないという、ある種の道徳論を踏まえており、かかるものとして、ひとつの正論たり得る性質を有するであろう。

面白いと思うのは、この議論が、自己の利益保全を加味する「皇親」たちから、しかも自分たちが皇族出身顧問官として参加した枢密院会議において公然とではなくて、会議終了直後、文書提示という隠然たる方法により、したがって、なんらかの事後処理を要求するという手法で出て来ていることである。⁽⁷⁾

ここで不遜にも、やや文学的な想像をたくましくして言えば、かれら親王たち⁽⁸⁾にとっては、天皇出席（「聖上臨御」）の枢密院会議において、公然と庶子制の貶価にわたる議論を展開することは、いかにもやりにくかったであろう。せいぜい、あとから文書で一言文句を言うほうが、やり易かったにちがいない。なにせ、臨御遊ばされている明治天皇は「庶子——天皇」であらせられるばかりではなくて、その父・祖父・曾祖父と何代にもわたり「庶子ノ天皇」でましましたし、しかもみならず、やがて皇位を継ぐ嘉仁親王もまた、明治天皇ご自分の庶子であらせられたのだから、この会議席上においては公然たる庶子差別論は避けたいところであつたらう。ひよつとして、そうした議論は不敬に当たると懸念されたかもしれない。

「皇室典範義解」の作成

枢密院「御諮詢」過程にかかわって補記したい第二点は、第四条そのものではなくて、それに付随して添付された井上毅作文の注解説明についてである。政府首脳は枢密院御諮詢案皇室典範を作成すると同時並行して、各法条ごと、立法の趣旨・背景・解説・正当化論などを内容とするコメンタリー（注解・釈義）を作成する作業をすすめることをよしとし、その仕事を井上毅に一任した。そして井上は——「説明評議会」という名の検討委員会の協力を得つつ——これを見事にこなしたのであつた。こうして、出来上がった「枢密院御諮詢案皇室典範」なるものは、各法条案のテキストの次にすべて「恭テ按スルニ」という定型的導入句を冒頭においたコメンタリーが付随する文書であつたのである。顧問官らの審議・討論は、単にテキストだけではなくて、これに付随するコメンタリーに及ぶものでもあつたというわけである。その意味では、コメ

ンタリー部分はかなり重要な役割を果たしたのは疑いない。

あえて少しく枝葉にわたった解説を試みると、ここで皇室典範案につきおこなわれたコメントリーの経験を踏襲して、枢密院に提出された大日本帝国憲法草案のばあいにも、テキストとともにコメントリーが作られ、この二種類の文書がともに顧問官に配付されるという手順が踏まれている。このとき作られたコメントリーは、憲法の成立し公布された一八八九年〈明治二二〉二月二日直後、同年六月、皇室典範のためのコメントリーとともに——いずれも、若干の修正を経たうえで——⁽⁹⁾ 東京大学に設けられた国家学会を版元とし伊藤博文著として公刊されることになった『帝国憲法義解・皇室典範義解』である。

こんなように、現今われわれが伊藤博文『憲法義解』として知っている文書には、「皇室典範義解」も一緒に含まれているのであるが、私の考察は、この「皇室典範義解」にかかわる。先述のように枢密院会議での審議をもとめて皇室典範の原案が提出されたさいに、添付資料として（各法条ごとその末尾に一字下げの形式で登載されるという体裁が採られている）各顧問官に配られた文書が、すなわち「皇室典範義解」の原案であった。この文書は、各法条を「説明」（当時、そう呼ばれていた）することによって正当化し合理化しようとするものであったから——もとよりテキストとちがって規範的な効力はないが——参考資料としてたいへん重要な意味を持つものである。

皇室典範第四条関係の「説明」

さて、以上が私の話の前置きである。ここから本題に入る。「説明書」（すなわち「皇室典範義解」の原名）では、「庶出ノ天皇」に道を開いている第四条の部分がどんな扱いになっているかが、問題になる。まず、この法条のさわりに当たる箇所を引用しておく。こうある。

「恭テ按スルニ祖宗ノ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニスルハ：繼嗣ノ常典トス但シ皇緒萬世一日モ曠クスヘカラサルカ故ニ既ニ嫡出ナキトキハ庶出亦位繼クコトヲ得セシム（皇位百二十一代ニシテ庶出ノ天皇實二四十六代ナリ）蓋清寧天皇崩シ皇嗣ナシ履仲天皇ノ孫仁賢天皇位ヲ繼ク而シテ仁賢天皇ハ其ノ姉飯豐青尊、弟顯宗ト俱ニ履仲ノ庶出磐坂押羽皇子ノ子ナリ（清寧ノ妹春日大娘アリ又庶出ナリ）武烈天皇崩シテ皇嗣ナシ慶神天皇五世ノ孫繼體天皇ヲ迎ヘ位ニ即ク而シテ繼體天皇ハ慶仁ノ庶出出稚淳毛ニ派皇子ノ後ナリ此ノ時ニ當テ皇統絶エサルコト綫せんノ如シ若シ庶系ヲ立テルコトナカリセハ當時既ニ言フヘカラサルノ事アラン我國ノ庶出ヲ絶タサルハ實ニ己ムヲ得サルニ出ル者ナリ」⁽¹⁰⁾

この引用からわかるように、問題の第四条にかんする解説は、全力これ挙げて、いかに「庶出ノ天皇」の存在が天皇家の歴史のうえで不可欠であったか、それは「實ニ己ムヲ得サルニ出ル」ものであったか、の叙述に当てられている。歴史上の事実を指摘することだけによって、事実の集積から形成された慣行（≡制度）を正当化してみせるといふ、独特な方法論を如実に示していて、ひととき興味を惹く文章である。

それはさて置き、この「義解」案は、「庶出ノ天皇」が天皇家の歴史上いかにたくさんいたかを、まるで誇示しているがごとき印象を抱かせる論調ではあるまいか。

歴史上の「庶出ノ天皇」の総数をめぐって

じつは、私の問題関心はその点にあるよりは、もう一つ先にある。こうである。右引用中の前半部分に、いかにたくさん「庶出ノ天皇」がましましたかということ論証するための「括弧書き」があるのに、ご注意いただきたい。「皇位百二十一代ニシテ庶出ノ天皇實二四十六代ナリ」、これである。歴代天皇のほぼ四割が「庶出」だ、というのである。

ところが、である。この括弧書きは枢密顧問官らに配られた原案にはあるのだが、今日、私たちが「皇室典範義解」とし

て接する正文テキスト（伊藤博文著、国家学会蔵版のもの）には、この箇所は欠落している。削除されているのである。なぜ削除されたのであろうか。私の推測を交えていえば、この背後には次の事実がある。一八八九年（明治二二）一月一八日、第三読会を終了して枢密院審議が無事通過した時点前後のことと推定されるが、鍋島直彬が院外から提出した文書⁽¹¹⁾がある。これは典範註解（説明）原案に対する批判文である。その冒頭に扱われているのが第四条の註解であり、右に指摘した「括弧書き」に関するものであった。

鍋島によれば、原案には、「庶出ノ天皇」は「四十六代」と記されているが、これは誤りであって本当は「四十四代」であったのだ、ということになる。そう言うてかれは、この点の史実を明らかにするために「別冊皇統嫡庶表」を添付して、註解（原案）の「庶出ノ天皇」の算え方に異議を立てているのである。「四十六代」か「四十四代」かは、史実の存否にかんする客観的な認識問題であるよりもむしろ、天皇出自における嫡庶判定基準とその適用方法にかかわる問題であるように、私には思われる。加えて、私からみれば、「庶出ノ天皇」が四六なのか四四なのかは、ことがらの本質（「庶出ノ天皇」の正当化論）にとつて、一体全体どんな意味があると、関係当事者たちは考えていたのだろうか気になる。

どちらにしても、しかし、公式の解説・説明書として、典範制定直後、一八八九年四月二二日づけ、伊藤博文名儀を以つて刊行された『皇室典範義解』の該当箇所、すなわち、第四条注解には問題の括弧書き部分は、既述のごとくそっくり削除されている。井上らが依然「四十六代」説に固執しているのか、それとも「四十四代」説に転向したのか——現在の歴史家のあいだに、この数字問題につき定説があるのかないのかということとともに——私にはわからない。どちらにしても、削除は、鍋島直彬などの異論提出を原因とするであろうと思われるのである。⁽¹²⁾

「庶皇子女外国吹聴ノ事」

補記すべき第二は、他のひとには大した関心がないことだが私にはとても気になる論点に係る。どういふことかといふと、皇位継承につき庶子参入を認め、「庶出ノ天皇」を受容するというのは、当時の国内では「萬世一系」イデオロギー支配の下、当然のこととして貫徹し得たのではあるが、「近代化」を表示して西欧諸外国に納得してもらおううえでは、これはちよつとしたマイナス要因である。そうであるから、法制官僚はこの点につき「庶皇子女外国吹聴ノ事」という宿題を意識して自らのものとしていたのである。皇室典範を成立させ得て国内的には問題は解決したが、さて「庶皇子女外国吹聴ノ事」は課題として残ることになった。目下の私は、法制官僚がこの課題にどう取り組んだかを詳しく検討する準備がない。ただ、端緒的な試みは、できないではない。すなわち、直接に明文を以って庶子制容認を表示している皇室典範第四条は、外国向けの英文表記では、どうなっているかを探索することである。⁽¹³⁾ 煩をいとわずまず最初に第四条日本語本文を再記すれば、それは「皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル」とある。この英訳文は、こうである。

皇室典範第四条の英語訳

“Article IV. For succession to the Imperial Throne by an Imperial descendant, the one of *full blood* shall have precedence over descendants of *half blood*. The succession to the Imperial Throne by the latter shall be limited to those cases only, when there is no Imperial descendant of *full blood*.” (emphasis supplied by the present writer)⁽¹⁴⁾

「⁽¹⁵⁾」の通り、「嫡出」に該当するものを“of full blood”の語句で表現し、「皇庶子孫」を訳出するのに“(descendants) of half blood”という表現方法を採用している。さて、ごく普通の辞書的なレベルでは、「嫡出」は“legitimacy”、「嫡出子女」は“a child of legitimacy”あるいは“a legitimate child”（あるいは“a lawful child”）が当てられている⁽¹⁶⁾。他方、「庶出」のほうは“illegitimate”（あるいは、「婚外の」というニュアンスをこめて、“born out of wedlock”）となり、「庶子女」は“an illegitimate child”（あるいは、「婚外子女」の意味をこめて“a child born out of wedlock”）さらに貶値した⁽¹⁷⁾とばとして“a bastard”）となるとみて、大方の異存はなからう。だが、皇室典範英訳版では、このごく普通の用語はまったく採用されていない。一夫一婦制を前提として「正統」を含意する“legitimacy”（逆に、対立概念としての「非正統」の意をこめた“illegitimacy”）は、法制官僚によって注意深く回避されているのである。西欧諸国政府の抵抗感（非西欧的なるものへの反感）を軽減しようとした、苦心の産物であるだろう。

そうであるにしても、しかし、この翻訳で採られている“of full blood”および“of half blood”は、日本語の「嫡出」および「庶出」ということばの意味するところを正確に反映しているだろうか。たいへん疑問である。私の理解するところでは、英語の両語句はともに、親と子の関係における共有のありようを表示するものであって、前者は、ふたり以上の子どもが両親を——同じ血のつながりにおいて——共有する関係を指し、後者はふたり以上の子どもが父または母のいずれか一方を——血のつながりにおいて——共有する（したがって逆に、他の一方の親を——血のつながりにおいて——異にする）関係を指す⁽¹⁷⁾。別言すれば、前者は、両親ともに同じくする複数の子どもたちの、親または子ども同士の関係のありようにかかわり、後者は、端的に異父あるいは異母の兄弟姉妹関係のありようにかかわる。どちらの語句も、子どもたちの、親との関係における血のつながりのありようという、純粹に生物学的・自然的な関係にかかわるのであって、「嫡出」・「庶出」といった——一夫一婦制を前提とする——人為的・制度的な観念とは、それ自体としては触れ合うものを持たない（たとえば、庶出

の子女であっても、両親を共有するばあいには、その親および子女たちのあいだには、“of full blood”というべき関係が成り立つ。逆に、嫡出の子女であっても父母いずれかを異にするばあいには、そこに在るのは、“of half blood”と称すべき関係である。

ことばが「めくらまし効果」を持つとき

もともと、ことばというものは人為的な生き物であるから、転用現象が——一定のばあい意図的に、あるいは一定の歴史のなかで意識されることなく——しばしば生ずる。いま私たちが問題にしている“of full blood”も、そういう運命を背負っているのかもしれない。この語句の本来指示している意味を離れて、「純血種」「混血のない」(full blood, or full blooded)といったニュアンスを内に含むようになっていく面があるようである。そうなることによって、この語句には何程か「正統性」という意味が含蓄 (connote) するにいたっているかもしれない。

明治法制官僚(あるいはむしろ、かれらの意を解するに敏な翻訳係のお雇い外国人たち)は、この点の転用の契機に着目し、これをそれこそフルに活用して、庶子問題に絡らむ「庶皇子女外国吹聴ノ事」という難事を切り抜けようとはかつたのではないだろうか。しかしながら、もしそうだとすれば、かれらが意図したのは、この語句の具有するめくらまし効果に頼つての難関突破であったというほかない。語句そのものには、繰り返す言うことになるが、“of half blood”に「妾腹の」といった意味が全然こもっていないのは、“of full blood”に「正妻の」といった指示 (denote) がまったく含まれていないのとおなじである。(井上ら男系・男子主義者からみれば、「皇胤」を引継ぐということがアルファであり、オメガである。「皇胤」とのつながりさえあれば、そのすべての子女は「純血」なのであって、「皇胤」を宿した者が正妻か妾かは問わない。「皇胤」を中心に考えれば、すべての子女が同じように一〇〇%血のつながりを持つ。妾腹を媒介にした子女は——嫡子女に

比べて半分しか「皇胤」を受けていないなどということは有り得る余地がないのである⁽¹⁷⁾。

伊東巳代治らの功績

皇室典範の英訳作業は、伊藤博文の命を受けてかれの秘書官伊東巳代治が内閣雇英国人ジョーダンと共同でおこない、かたわらロヨスレルの意見をも徴したと言われる⁽¹⁸⁾。いま本稿が取り扱いつつある問題対象、すなわち、皇室典範第四条（付随して第八条）の嫡庶の語に対する英語訳が包蔵する問題性は、さすが近代皇室制度史専門の研究者、島善高教授によって取り上げられている⁽¹⁹⁾。以下に教授の研究に即しながら私なりに若干の考察をすすめてみると、次のようになる。

伊東の手になる典範英訳作業は、一八八八年枢密院第一審会議がはじめられたところから着手され、翌年一月までの進行中、伊東と井上毅とのあいだには、訳し方についての書翰のやりとりがあった。両人がもつとも気にしたのは、典範第四条（および第八条）の嫡・庶の訳である。「伊東は当初、庶子とthe heirs by the illegitimate consorts⁽²⁰⁾、嫡子とthe heirs by the legitimate consortsと訳していたけれど、納得出来ず井上に相談した⁽²⁰⁾」（強調記号引用者）という状況であつたらしい。こうした状況を反映してであろう、井上は伊東に一八八九年へ明治二二〇一月二二日づけで左のような書簡を出している。

「典範中庶子之訳ニハ、御困却有之候 然處佛国にてハ私生子承認之方法有之、即チアンハン、適法トシタルレチチメ承認サレタルレコンニユ（“enfant reconnu”）と稱へ候、此方ハ英国ニテハ（“enfant legitime”ならん）引用者、又ハアンハン、レコンニユ（“enfant reconnu”）と稱へ候、此方ハ英国ニテハ全ク無之由、我民法草案ニモ、多分私生子承認法ハ記載有之事と存候、右等斟酌してプリンスとして承認されたる子、又ハ孫といふ様之ボムヤリ流之文字を使用すへき事と存候、或ハ親王又ハ王として承認されたる子、又ハ孫としても可然歟、右は重大之關係ニ可有之候ニ付、篤斗御熟思有之度御参考之資料として、別紙佛国之法あらまし供貴覽候、御一見之上、（伊藤博文）猶議長公へ御廻呈有之度候 連日御苦勞相察候 御養神專一候 頓首⁽²⁰⁾

この短かい文章のうちに、比較公法・私法に通曉し深い学殖に裏打ちされながら一定の政策判断をおこなってきた井上の真髓が、きれいに投影されているように思う。要するに右書簡のポイントは、伊東の翻訳作業における「困却」を多としてこれをねぎらうとともに、肝心かなめのことは、「皇嫡子孫」に対比されたものとしての「皇庶子孫」については、むしろ「ボムヤリ流之文字を使用すへき事」を示唆しているところにある。

井上は、一方では私生子の男性（男親）による認知（enfant naturel reconnu）にかんするフランス民法における制度から、認知手続が持つ公認化の効果を摘出し、他方では、近世天皇家が作り上げてきた「親王宣下」その他の旧慣に思いを馳せながら、「重大之関係」であるのだから、「篤斗御熟思」してくれと語っている⁽²¹⁾。

伊東たちが翻訳し、公に採用されたフレーズイオロジーによれば、既述のように“of full blood”であり“of half blood”であって、この点では、井上が例示的に示唆した方法（プリンスとしてあるいは親王等皇族にあることを承認された者という認知手続）は採られなかった。けれども、「ボムヤリ流之文字を使用すへき事」というかれの提言の本質は、忠実に体现している。したがって井上としては、このフレーズイオロジーにまったく異存がなかったであろうし、さればこそ、これが正式訳文として世（諸外国）に出されることになったのだと思う。

「蓋し名訳」 なんらか？

さて私はどうと、さきに述べたように、このフレーズイオロジーは、嫡・庶というコンセプトと対応してはいないという立場に立つ。ここでは、ことは一般がもつ転用（拡張）機能を援用して、それが持つめくらまし、効果がねらわれていた。そして、それによる難関突破がはかられた——というのが、私の解釈である。この解釈は、「ボムヤリ流之文字を使用すへき事」という井上ふうの戦術が実現したという事実と矛盾せず、逆にむしろ十分に対応しているはずだと思う。

ことばの持つ暗示的(connotative)な要素を最大限利用してそこにめくらし、効果を期待するというのは、もともと法の世界では避けるべきことであって、けつして誉められるべきことではない。明治法制官僚はしかし、庶子容認という外国人には容易に呑み込み難いものをなんとかして呑ませるといふ策略のために、この手を使った。一般に策略というものは、当面の目的達成との関係でのみ、善し悪しがきまる。鳥教授は、伊東の“of full blood”“of half blood”の訳出を「蓋し名訳と言うべきであろう」と評価しているが、⁽²²⁾そういった評価は、当面の目的に照らし、適合的であったという意味の判断表明としてのみ妥当するだろう。

「萬世一系の皇統」を旗印に天皇制の「近代化」をはかろうとするとき、抱え込まざるを得なかった庶子容認を、皇室典範第四条（および第八条）の訳業に象徴されるようなめくらし効果を得らつての芝居しか打つ手がなかったとすれば、そうした芝居は、これは一体、悲劇であつたのだろうか、いや喜劇といふべきなのだろうか。

(1) 枢密院書記官長（番外）として会議に臨み質疑応答の責に任じた井上毅は、第四条につき「三読会まで、異議なく通過候而已ならず、議事筆記に拠るに、一も疑問すら相見えず候」と要約している。信山社版 下巻 六八〇—六八一頁「資料六〇」「井上毅の土方久元宮内大臣宛書翰（明治二十二年四月三日）」六八〇頁。もつとも、第一読会において第四条にかんし副島種臣顧問官と井上毅とのあいだに、ちよつとした議論があつたのはたしかである（信山社版 下巻 五一八—六四〇頁「資料五三」「皇室典範草案枢密院會議筆記（明治二十一年—二十二年）」）。副島は、本稿ですでに別の角度から言及したように、「御諮詢案」第四条にもとは在り、枢密院閉会后、院外において政府当局が一方的に削除したところの、「長系次系ノ」の文言にかんして、疑義を呈したのであつた。副島は、この文言は不要なのではないか、という意見であり、井上は、へいやこの文言は嫡出・庶出の皇位継承順位に疑義なからしめるためには、必要不可欠である、と譲るところがなかった（前掲「資料五三」五三三頁）。（この兩名による議論は、小嶋により第一読会における「最も意見表明的なもの」と評価されている。小嶋・前掲論文「明治皇室典範の起草過程」二四一頁）。右に言及したように、問題の文言は、枢密院では井上の言い分（継承順位における嫡・庶の優劣関係を判然としておくためには、該当文言は必要不可欠だといふ言い分）どおり、存置されたが、のち院外で政府当局により削除された。そのかぎりでは、結果的に副島の不要論が貫徹したことになる。そのことが、のちのち、

井上にとってはきわめて不満であった。この文言が削除されたために、皇位継承順位における嫡系優先・庶系劣後のありようが判然としなくなってしまった、と井上は憂慮したのである。

こうしてみたばあい、副島对井上の議論の対立は、庶子容認の是非をめぐるのではなくて、嫡系優先主義のもとで庶系を容認することについての文章形式にかんするものであった、と言えるであろう。すなわち、実質、討論はゼロだったという本文での私の要約は、そうした立場の反映である。

(2) だからと言って、この論点が無視されて然るべきであるとか、容易であるとかを意味するつもりは毛頭ない。庶系そのものが容認されることが肝心であつてあとは枝葉末節だと、しばしば述べている井上毅さえも、典範第四条の文言のありように真剣に取り組み、その他の点でも嫡・庶の区別をどのレベルでどうつけるかの判断に悩み、かつ、それを文章に表わしてどう制度化して、ドラーフトマン・シッブを満足させるか、大問題であつたにちがいないのである。

(3) 信山社版 下巻 六四六〜六四八頁〔資料五六〕「皇親ノ制ニ就キ上奏(彰仁親王等、明治二十二年一月二十三日)」(この文書の背景については、後述)。

(4) 柳原前光案「皇室法典初稿」に付録する「崇光帝以来皇胤実系略表」(信山社版 上 三七〇〜三八二頁〔資料三七〕「皇室法典初稿(柳原前光、明治二十年一月十二日)」三八一頁)によれば、当代、すなわち明治天皇統治下、天皇の世継ぎとして筆頭を占めるのは嘉仁親王(のちの大正天皇)であり、ここに登場する彰仁親王は第七位にランクされている。問題の文書のアドレッサントは「彰仁親王等」とあるが、私には、その「等」が誰を指すのかは不明である。ちなみに、典範案審議の枢密院において議席を有した皇族は、五名であつて、番号順に言えば、熾仁親王、彰仁親王、貞愛親王、能久親王および威仁親王である。

(5) 問題の第三一条は、「皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス」と定めて、いわゆる皇族永世主義(皇族は五世以下永久に王または女王として皇族身分を保持し得るとする制度)を採用した。皇親・皇族の区別、皇族の範囲などは皇位世襲制に絡み厄介な争点でありつづけた。それ自体は本稿の考察範囲の外にあるが、本文で取り上げた「上奏」は、第三一条の永世主義に反対する趣旨で書かれ、皇族の整理削減を語りつつも、その方向づけがどちらかというところ、本文で述べるように「親王ノ庶出男子」の非皇族化に向けられ、かつ、興味深い理由づけがなされているがゆえに、本稿の主題と大いに関係していると思つた。

(6) 「萬世一系の皇統」のためには庶出も問わないと考える井上たちが、だからといって皇族がたくさんいたほうがいい、と考えていたわけではもちろんない。たとえば井上は、一八八八年(明治二二)年六月五日の伊藤博文宛ての書簡でもっと素直に「皇庶子孫」整理削減

の立場を表明している。かれはまず「皇族供給之多費不堪へざるに至る憂ハ同様有之候」と語りながら、「皇族之多二過る掛念は、畢竟妾腹之制限なきに因る也」と断言する。そのうえで、次のように提言している。「依て者皇庶子孫二限り、親王宣下之舊制を存せられ、御直之官(天皇の長子——引用者)ハ宣下を以て始て中外に御披露有之、丁度欧州流之私生子を公認するの式に類せしめ、其他、二世以下之親王及諸王は、都合により適宜に宣下公認ありて可然、若公認なき皇子孫ハ華族になさる、歟、又ハ相応之家産を賜はり、從而氏姓を賜はる様之の便法になされ候は、後来之変状に従ひ、伸縮自在ニ而實際之都合よろし、且體面においても尤妙ニ奉存候」とある。

『井上毅傳 史料篇第四』、国学院大学図書館刊、一九七一年、一二二―一二三頁(傍点——引用者)。一方で「萬世一系の皇統」のために断固として庶子容認を堅持し、しかし他方で、皇族における庶腹子の増殖を抑え、必要最小限のところを皇嗣子を確保する方法として「親王宣下之舊制」を選択的に利用し、融通無碍にやることを推奨する。そして、そのほうが——突然「皇后ノ御養子」にしてしまう方法により、「庶子」制を暴露するよりは——外国との関係では恰好いいはずだ、という持論を繰り返すのであった。

(7) さて、彰仁親王らの「上奏」が念頭においているであろう「庶出の皇族」が、当時どのくらいいて、どんな財政・社会問題になっていたのかを、私は知らない。けれども、前掲注(6)で言及した伊藤議長への井上書簡のなかで指摘されている個別具体例は、問題の在り場所(あるいはその意味)をうかがわせるに十分であるように思う。井上は、そこでは「妾腹之制限なき」ことにこそメスを入れるべきだとする言説を立てず、こう述べている。すなわち「彼ノ久邇宮^{久邇親王}之如き、若今度之典範之通と成候ハノ、一代皇族から変して奕世^{えきせい}之諸王となり、其庶子数人も皆一家之諸王となり、久邇宮に正妃なし、各別二一宮期を賜はざるを得ざるに至り、如何にも宮内省連中之心配いたすも一理なきにあらず候歟」(『井上毅傳 史料篇第四』一二二頁)。この書簡のなかで名指しで出てくる久邇宮のばあい、庶系関係がどうなっていたのか、また、他の宮家ではどうなのだろうか、といったことがらについて、私は詳らかにしない。ちなみに、前掲注(4)で引用した柳原前光の「崇光帝以来皇胤実系略表」によれば、久邇宮は皇位継承順位のもっとも低い宮家であり、その朝彦親王は、嘉仁を第一順位とする系列の第一四番目に位置する。その男子は四名であつてその内何名が庶出なのかは、不明である。

(8) 前注(4)にあるように、皇族出身顧問官として枢密院に参加したのは五名である。そのうち、誰が彰仁と一緒に名を連ねて「上奏」文に賛成しているのかは——前にお断りしたように私には——不明である。ただ、枢密院第一号議員である熾仁については、かれは皇位継承のため宮家(四親王家)のひとつ有栖川宮の系統に属し、嘉仁(庶出)(のちの大正天皇)を皇位継承第一位に次いで、第二位に位していた。すなわち熾仁を除いて、皇胤にもっとも近いのが熾仁ではあつた。しかし、そのかれのばあいでさえ、一二代靈元天皇まで遡らなければ皇胤とのつながりを辿ることができなかったのである。

(9) 皇室典範および帝国憲法に付随して作成されたコメンタリーが、それぞれ「義解」となるまでの経緯については、宮澤俊義・林茂「憲法義解縁起」〔法学協会雑誌〕五八巻八号、一九四〇年、四七頁以下および同九号、六四頁以下を参照。現在、「憲法義解」として知られる書籍は——岩波文庫版がそうであるように——皇室典範義解と帝国憲法義解の両文書を合体したものである。

(10) 信山社版 上巻 四九七頁以下 「資料五二」〔枢密院御諮詢案皇室典範(明治二十一年五月)〕四九九頁。

(11) 信山社版 下巻 六四三～六四六頁「資料五五」〔典範註解意見書(鍋島直彬、明治二十二年一月)〕。この意見書の背景については、小嶋「明治皇室典範の起草過程」前掲、二五四頁、島善高、信山社版 前掲一〇八頁、参照。要するにそのころ、政府内に設けられた、柳原前光を長とする帝室制度取調局のメンバーが、枢密院で審議中の「御諮詢案」を検討する機会があり、鍋島の文書は、そのさい作成されたものである。後掲注(12)で言及するように尾崎三良も似たような文書を提出しているが、これも帝室制度取調局の検討過程から出てきたものらしい。

(12) 「庶出ノ天皇」が史上何名いたのかという数についての異論は、おなじ帝室制度取調局内から尾崎三良によっても述べられている(信山社版 下巻 六四八～六五五頁「資料五七」尾崎三良、明治二十二年一月二十三日)。かくして、帝室制度取調局の委員長として柳原前光は、井上毅宛て書翰(井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳』史料篇第五、一九七五年、二四三頁)において、「庶出ノ天皇」の「数」論議がある以上は、「此事ヲ説明書ニハ御刪り相成候乎。又ハ淡泊ニ歴代帝中庶出亦多シト簡易ニ御記載ニテハ如何。取捨在貴考」と提案している。つまり、「数」を挙げるのはやめて、「庶出ノ天皇」がたくさんいたんぞとお書きになったらいかがか、という助言である。原案括弧書き削除は、柳原の提案を受けた結果であるだろう。

枢密院に提出した原案としての「説明書」と、のち公刊された『皇室典範義解』とあいだには、本稿が考察の焦点を合わせている第四条領域にあって、右に指摘した「括弧書き」削除のほかに修正された箇所がいくつもある。そのうちで、ひとつだけ重要な修正といえるものがある。それは、本稿でなん度か言及したように第四条原案から、その後院外における検討により「長系次系ノ」という文言が削除されたことに伴う修正である。井上は、既述のように、「長系次系ノ」文言は皇位継承における嫡系優先・庶系劣後の順位を判断するため必要不可欠であるという立場をとっていた。にもかかわらず、この文言が削除されたことに伴い、「義解」のなかに法文解釈の提示という形をとって、自分の立場を入れ込むためになされた修正であると推測される。この点につき、なお、宮澤・林前掲論文八号六七頁参照。

(13) 枢密院会議には、たとえば、皇族の敬称の英文表記はどのようなかといった式の議論がみえる。Majesty, Imperial Highnessのたぐいの

語をめぐる論議のやりとりである。これは、皇室典範を英文でどのように表出するかということに、政府関係者らがいかに関心を払っていたかを示す一例であるだろう。信山社版 下巻 五一四〜六四〇頁「資料五三」「皇室典範草案枢密院會議筆記（明治二十一〜二十二年）」、五一六頁

(14) 信山社版 下巻 六六六〜六八〇頁、「資料五九」「皇室典範英訳文（明治二十二年四月）」六六九頁

(15) 皇室典範中、第四条以外に「嫡」「庶」に関係する条項としては、第八条がある。この正文は「皇兄弟以上八同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス」というものである。これの英語訳は、“Among the Imperial brothers and the remoter Imperial relations, precedence shall be given, in the same degree, to the descendants of full blood over those of half blood, and to the elder over the younger.”となっている（前注（一）六七〇頁。このでも、強調記号は私が付している）。すなわち、第四条の英訳文とおなじように、「嫡」を“of full blood”と訳出し、「庶」を“of half blood”と言ふ換えてくる。

(16) 試みに、標準的な辞典のひびく Webster's Third New International Dictionary, G. & C. Merriam Co.1976において“half blood”を検索してみよう。そこでは、“the relation between persons having one parent but not both in common”である。「片親は一緒だが、両親は一緒ではない者同士の関係」といったような意味のフレーズなのである。

(17) 私は、英文読解力に極度に欠ける人間であるから、この点に坎する理解を確かめるために、英語を第一言語として使用する数人の知人に助けをもとめた。かれらの多くは、第四条本文の英訳文は、「文章上はわかる」と答えた。だが、その意味する内容は、千差万別である。「それでは、ここから、「前者を『嫡出子』、後者を『庶出子』と読み取れるか」と私が質問したのに対し、すべての者は、「それは駄目だ」と、異口同音に答えた。その区別を出すのなら、“legitimally”にかかわるハッキリした表現方法を探るしかないという返答である。

(18) 宮澤・林「憲法義解縁起」前掲・九号六四頁、七一〜七二頁

(19) 島善高「近代皇室制度の形成」、成文堂、一九九四年一〇一頁以下

(20) 島・前掲書一〇二頁

(20) 井上毅傳記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇第四』二八五頁、傍点引用者（国学院図書館、一九七一年）。

(21) 井上は、つとに民法編纂事業にかかわってきており、妻・妾にかんする著述も少なくない。この作業においてポアソナードに師事しながら、フランス民法への造詣を得たのは、広く知られている。

さて、本稿を閉じようとする段階においていままら述べるのは、きわめて順序不揃いであるのだが、ことは「庶子」「私生子」(あるいは本稿では抑制的にしか用いなかった「妾腹子」) コンセプトにかんしてである。明治初期皇室立法作業に現われてくる嫡子孫・庶子孫との関係では、庶子といえどもそれなりの後宮秩序のなかに位置づけられ、天皇(あるいは皇族男子)の子として非常にラフな形で承認されたいと言えよう。こうした脈絡のなかにある「皇族庶子」に、もうひとつ——たとえば、皇太子・皇太孫のごとき——特別な地位を付与するばあい、すなわち、その分だけ一層嫡生子に近い身分を付与する段になるとなんらかの、それに適格的な認定手続が問題になる。その認定行為をいつ、どのようにおこなうか、これが本稿の随所で言及した「皇后ノ御養子」であったり、「親王宣下」であったりするわけである。少なくともいま問題にしている領域では「私生子」というコンセプトは出てくる余地がなく、したがって、「私生子」の認知による、「庶子」身分の取得という流れも存在しない。本稿でわれわれが扱っている「庶子」は、妻も妾も天皇の——それなりの——配偶者であり、妻の子も妾の子も、私生子との対抗関係にある公生子であったのである。

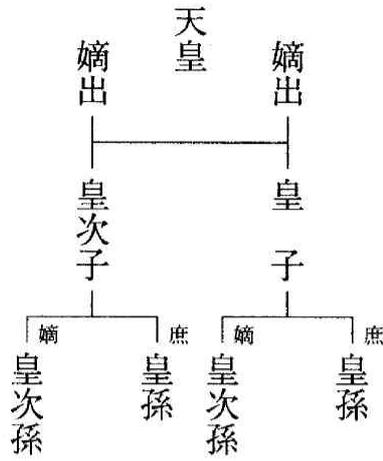
右は、天皇家という特殊な身分空間のなかで成立していた一夫一婦多妾制における親子関係のありようであるが、本稿でいく度も指摘しているように、近世一般社会においても一婦多妾制は生きていたのだから、妾の子もそれなりに、正統な子として扱われ、かかる者として私生子と峻別される存在であった。ここでも、「庶子」は「嫡子」とおなじように公生子であったのである。私生子は文字どおり自然子(a natural child)であって、いかなる法の保護も受けない、その意味では法外的な存在であった。そうだから、明治に入ってはじめて法が私生子にかかわった際には、次のような——現代人にはきわめて奇異に感ぜられる——定めを設けることになる。「妻妾ニ非ル婦女ニシテ分娩スル子ハ、一切私生ヲ以テ論ジ、其婦女ノ引受タルベキ事、但男子ヨリ己ノ子ト見留メ候上ハ、婦女住所ノ戸長ニ請テ免許ヲ得候者、其子其男子ヲ父トスルヲ得ベシ」(一八七三年(明治六)一月一八日太政官布告二二号)。この明治初期に設定された法制度は、井上が本文で引用した書簡で言及しているフランス民法の「私生子の認知」制度の影響を受けながら、やがて——大急ぎでいえば——明治民法における「嫡出ニ非サル子」(一九四二年改称)(明治民法八二七条ないし八三六条)へと変遷をとげてゆくことになるのである(この辺の状況につき、さし当たり石井良助『明治文化史 二 法制編』洋々社、一九五四年、六一四頁以下参照。なお、「庶子」周辺のコンセプトについては、末弘巖太郎・田中耕太郎編『法律学辞典』(岩波書店、一九三四年、一九三六年)登載の中川善之助「庶子」「私生子」「認知」など参考。

法制一般の「近代化」の基礎作りを担当する井上は、特別相統法としての皇位継承のありようとともに、普通法としての身分法との両法体系をクロス・オーヴァーして作業をすすめていた。そのかれが「庶出ノ天皇」を「外国吹聴」することとの関係で皇室典範第四条に多

(22) 大の関心を持たざるを得ず、突破口のひとつとして、フランス民法の私生子「認知」で準える線を示唆しているのであった。
島・前掲書一〇三頁。

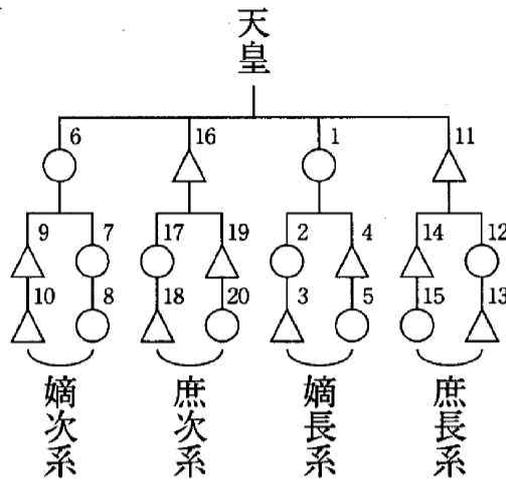
むすびにかえて

井上毅は、皇庶子孫の皇位継承に関する皇室典範第四条の原案が「皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ、長系次系ノ皇嫡子孫皆在ラザルトキニ限ル」(傍点―引用者)とあったのに、のち枢密院会議終結後、院外において伊藤博文枢密院議長ら政府当局が一方的に「長系次系ノ」を―無意味、不要なりとして―削除してしまったのを、いちじるしく遺憾に思ったらしい。その不満の一端を洩らした元田永孚宛書簡において、かれは、あるべき「継承図解草稿」を添付し「御熟思」たまわらんこと乞うている。⁽¹⁾ その図解とは、左のごとし、



井上は次の仮定を置く。へ右嫡皇子二五歳で死去し、庶出皇孫が六、七歳の幼年で、皇次子嫡出にして死亡した皇嫡子より三、四歳若い二〇歳前後」という仮定である。さて、皇位継承者たるべき者(皇太子)として、誰を立てるか、と問うのである(井上は、嫡が先行すべきだから当然、皇次子が該当するほかあるまい、と考える。けれども、直系主義を辿れば、庶皇孫となり得るのである)。

「庶出ノ天皇」を容認する制度は、右のようなパズル解きに似た問題を内在させている。皇位継承順序という点でふつうは、もつと楽観的に見ていたようである。たとえば、往時の標準的教科書のひとつ、穂積八束『憲法提要』には、直系継承を説明するための図解^②が載っている。著者・穂積は「左ニ一例ヲ図解セハ其ノ義一日ニシテ、諒（あきら）引用者）カナラン」（傍点）引用者」と自讃している（左の○は嫡出、△は庶出を表わし、数字は継承の順位を示す）。



私のような、この種の順列方式にひどく苦手なものには、右の表は穂積が自慢しているほどには「一目諒然」とは言えない。

さて井上は一方で、皇庶子の認知、天皇退位（讓位）、皇室典範の英訳などの諸点で、融通無碍、ほどほどところで手を打って、あとは運用に任かせるを好しとするとともに、他方、皇位継承順位における嫡・庶の区別に細かい詮義を怠っては

ならないという構えとる傾向があつた。かれはかれなりに、時代の要請を踏まえ、支配体制に気配りし、上司・伊藤博文の顔色をうかがいながら、かれなりに精一杯、「庶出ノ天皇」・「女帝否認」のための芝居を演じた。かれは、この芝居を悲劇とみたか喜劇とみたか、あるいは、そういう色分けにはいつさい無頓着であつたかは、私にはわからない。ともあれ、しかし、井上は、たとえば先に指摘した皇室典範第四条「長系次系ノ」文言削除に対する異議申立てにおいて、自分の意見がとおらなかつたことを「畢竟小生不才能ニして、衆信を得ざるの結果」だろう、とへりくだっているものの、よほど口惜しかつたのだらうと思う⁽³⁾。この種の、あれやこれや、かれが優秀な法制官僚であつただけに、不本意な芝居を演ぜさせられるばあいが少なくなかつただらうと思う。

かれは、身体の虚弱を理由にこれまでもいく度か辞職を示唆することがあつたが、憲法⁽⁴⁾と皇室典範が成立し、その附屬法体系もなんとか目鼻がつきはじめたころ、一八九〇年へ明治三三〇七月のこと（井上は、当時、枢密院書記官長・法制局長官を兼務していた）、上司・先輩たる伊藤博文にこう書き送つた。

「奉拝啓候、生身上⁽⁵⁾之事に付、追々書中申上置候通、憲法施行上之残件完結候ハ、閑地ニ就度情願罷在候處、

此頃法制局并議会議事務局共略相片付候ニ付、最早決意乞骸骨之時機と存候而、本日辞表差出候、右ニ付内情ハ昨冬
来総理⁽⁶⁾・司法⁽⁷⁾両大臣へ申立、且芳川・陸奥両氏へも懇談ニ及候来ニ付、其邊ハ御安意被下度候、御存知之通之性質

二而、後家暮シ辛抱如何と心配いたしくれ候人も有之候へとも、病氣之為ニ迫られ、不得已暫く長松白沙之邊ニ転
養いたす筈ニ有之候へハ、御一笑可被下候、頓着⁽⁸⁾。

へようやく「憲法施行之残件」が完結したので、「骸骨を乞う」（辞職を願う）時機と思ひ、まえから言ってきたように、内閣に辞表を提出したので、よろしくご了解を〜という趣旨のものであつた。実際には、時の内閣はこれを受理せず、井上は枢密院顧問官を経て、第二次伊藤内閣において文部卿に就任（一八九三年春）、しかし翌年夏、病のため辞職し、やがて

その翌年一八九五年（明治二八）三月、この世を去った。死去に先立つ二カ月前、「特旨ヲ以テ」「華族（子爵）ニ列」せられてゐる。晩年のかれはまた、元田永孚とともに「教育勅語」（一八九〇年（明治二三）一〇月三〇日）という、もうひとつ大きな別の芝居を製作・演出する仕事に精を出していたのもあった。⁽⁶⁾

(1) 信山社版 下巻 六八一頁以下「資料六一」「井上毅の元田永孚宛書翰（明治二十二年四月三日）」。

(2) 穂積八束『憲法提要 上巻』有斐閣、一九一〇年、一三三六頁。

(3) このときのかれの意地の張り方は、「驚愕周章に値ひするやうな強硬さ」と評される態のものであった（宮澤・林・前掲論（下）・一三三八頁）。

(4) 井上は、一方で才気あふれんばかりの能吏でありながら、他方身体虚弱に悩まされてもいた。そのうえ自「意識が強烈で、一口でいえば、とてもむずかしい男であった（死去数ヶ月まえ、伊藤博文に送った書簡では、自分のことを「ヨク／＼佛神ニ見限られ候ものと見え、氣息奄々草間ニ活ヲ偷ミ候事、実ニ安ラカ又次第二而、日本第一之不幸男兒小生に限ると沈ムバカリニ悔恨スル事、日ニ幾度なるを知らず」と述べている。『井上毅博資料篇第四』、二五五頁）（傍点―引用者。そういうかれであったから、早くも一八八一年七月、八月の段階で「官（当時、太政官書記官―引用者）を辞して熊本の一人民となり（たい）」と伊藤に対し辞意を表明しているのである（前掲書四六頁）（なお、五〇頁参照）。

(5) 『井上毅傳』史料篇四、一七五頁。

(6) 井上が「庶出ノ天皇」をはじめ「庶出ノ皇族」を法制度化することそのことには、なんの異存も無かったばかりでなく、むしろ「祖宗の大憲」に即したものととして、これを積極的に推進したのは、本稿が明らかにしたとおりである。本文でなん度も指摘したように、天皇家のみならず、一般社会でも一夫一妻多妾制は当たり前前の風俗文化であったのだから、その点でも、違和感は全くなかったにちがいない。井上を圍繞する宮界でも蓄妾という慣行は正しく「慣行」であったらう。では、井上個人はどうであったらうか。どうでもいいことだが、少しばかり気になる。本文で指摘したように、彼は生涯を終える最後の段階で「特旨ヲ以テ」華族に列せられ、子爵に叙せられたが、その爵位はどう受け継がれたのであろうか。死の直前、井上は、自分の娘（庶長女）のために婿養子をとった。この手続を経由することによって、爵相続の受け皿となる井上家は、安泰たり得た（華族令第三条および第九条参照）。かれが演じた「庶出の天皇」作出のための芝居はかれにとって喜劇とも悲劇とも自覚されるものではなかったようである。